

## 8. フィリピン

ヒアリング調査および文献調査を実施した。ヒアリング調査では、日系企業へ訪問し、聞き取りを行った。

### 調査結果

#### 8.1 ヒアリング調査

##### 国内事業者ヒアリング結果

項目		詳細
既存化学物質/新規化学物質		<ul style="list-style-type: none"> <li>フィリピンでは化審法的な登録制度がすでに運用されていることは把握している。</li> </ul>
全般	法改正・移行期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 6969 号に関する法令の改正のサイクルが速い。例えば、商業新規のもの、5 年毎だったのが 3 年毎に改正、単一物質だけでなく、製品単位の提出が必要など、公布後すぐの対応を迫られる。改正に対応するための準備期間をしっかりと設けてほしい。</li> </ul>
	法令の解釈	<ul style="list-style-type: none"> <li>港によって、化学品と製品の区別の判断基準が異なる。</li> </ul>
	法令の執行	<ul style="list-style-type: none"> <li>動きは少なく、情報もあまり出回らないが、新規化学物質の登録はやっており、税関でも止められるなど、しっかりと施行されている印象がある。次回はぜひフィリピンにもヒアリングを行ってほしい。</li> </ul>
	法令違反の取締り	<ul style="list-style-type: none"> <li>当局は工場などの現場監査を厳格に行っており、警察も一緒に動いているようで、犯罪履歴も照合されチェックされる。</li> </ul>
	法令順守	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本から直接的に関係する事項はない。</li> <li>法令への対応ができています。</li> </ul>

国内事業者へのヒアリングを行った結果として、上記のような回答を得たが、他のアジア諸国に比べると化学物質管理に関する法規制の動きが緩やかなため、対応を迫られているというような意見は見受けられなかった。フィリピンに生産工場を持つ事業者からも、法令への順守対応はできており、直面した深刻な問題等も特にはないと返答が多かった。しかし、一方で、法令の改正による移行期間が設けられていない、港によって担当官の化学品と製品の区別の判断基準が異なる、などの問題も挙がっている。また、フィリピンでは、工場などの現場監査を厳格に行っており、警察とも連携して対応しているなど、法令を着実に施行しているという印象を示す回答もあった。フィリピンの化学物質管理に関する最新情報は入手しづらいため、現地調査を希望する声も挙がっている。

## 8.2 文献調査

### 8.2.1 背景

フィリピン共和国（以下、フィリピン）は日本の南西に位置し、首都マニラがあるルソン島を主島として、7000以上の島々からなる立憲共和制の国であり、国家元首は大統領である。大統領は行政権を行使し、内閣と官公庁を通じて、二院制の議会によって制定された法律の施行を指示する。最高裁判所および下級裁判所は司法権を行使する。司法権には、法律の合法性と行政規則の妥当性を判断することも含まれる。大統領下の政府機関は通常、議会で制定された法律の総則について実施規則となる規則を公布する権限を有する<sup>398</sup>。1986年の新憲法制定により、環境行政機構が改組され、環境天然資源省（DENR）が環境行政の職責を任命された。

フィリピンでは他の国と同様に、経済発展にともなう都市化により、大気汚染や廃棄物処分など様々な環境汚染が深刻な問題となっている。マニラ首都圏を始めとする都市部では、工場などから排出される硫黄酸化物や自動車の排気ガスに含まれる汚染物質が大気汚染を引き起こしている。フィリピンでは人口の過半数が都市部に集中しており、毎日約8400トン（2011年、フィリピン全体では約3万5000トン）の廃棄物が排出されている<sup>399</sup>。そのうち適切に処理されているのは約7割で、残りは河川や空地等に投棄され、洪水や病気の原因などの被害をもたらしている。しかし、フィリピンにもこれらの問題に対処する法規制があり、事実、汚染物質を排出する新設工場は、環境天然資源省の環境管理局が行う現場検査に合格しないと操業許可が下りない規定のような抑制効果のある規制も存在する<sup>400</sup>。フィリピンの環境法規制は着実に前進しており、定められる基準も国際基準に匹敵する法令もある。今後は、野心的な環境法規の制定、及び監視体制の強化などの取り組みが必要となるだろう。

---

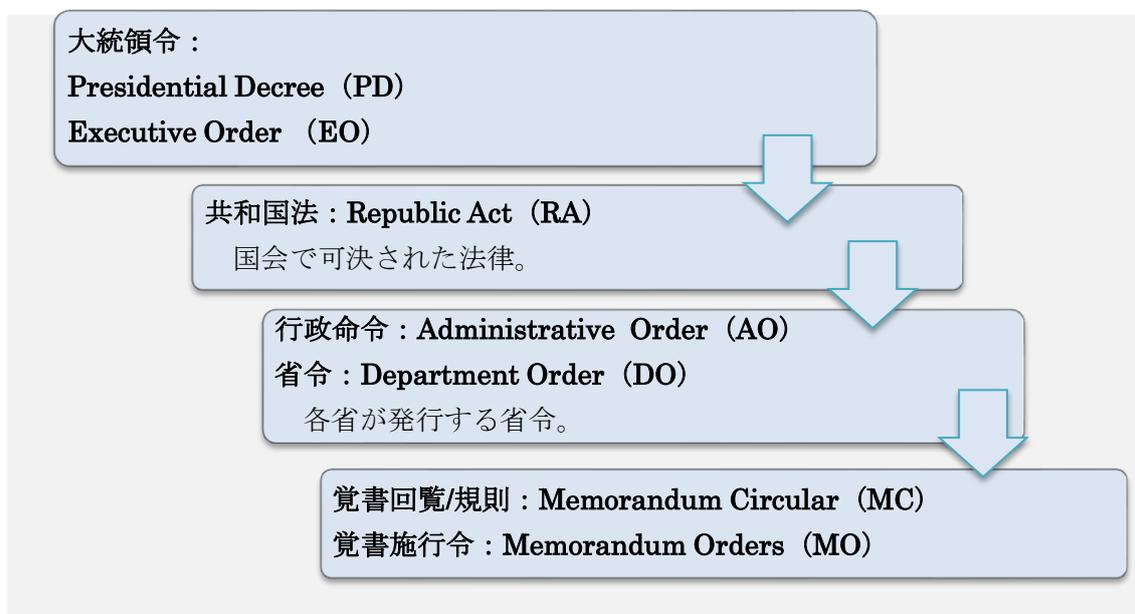
<sup>398</sup> AECEN (2004) “*Environmental Compliance and Enforcement in the Philippines*” available at: [http://www.aecen.org/sites/default/files/PH\\_Assessment.pdf](http://www.aecen.org/sites/default/files/PH_Assessment.pdf)

<sup>399</sup> [http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2015/08/40843/inv\\_Philippines15.pdf](http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2015/08/40843/inv_Philippines15.pdf)

<sup>400</sup> エンヴィックス（2015）フィリピン環境法体系ガイド 2015

## 8.2.2 法体系

フィリピンの主な法規制の体系は、次の通りである。

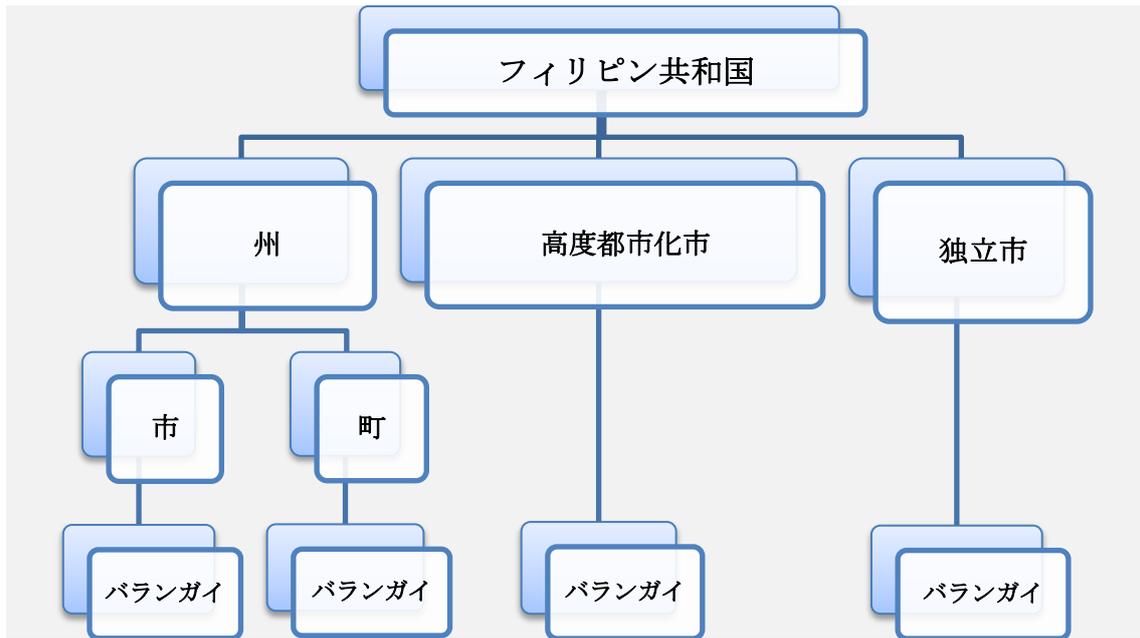


図表 フィリピンの法体系<sup>401</sup>

フィリピンは、法的に定義された地方自治体（LGU：Local Government Units）で構成されている。最大の行政単位は州（Province）であり、市（Cities）と町（Municipalities）から成る。市と町は、最小行政単位のバランガイ（Barangays：「村」または「コミュニティ」に相当）によって構成される。一方、「高度都市化市（Highly Urbanized Cities）」は、一般的に州から独立した自治区である。LGUを率いるのは州知事、市長、またはバランガイの長（Barangay Captain）といった首長である。LGUには地方レベルの立法議会があり、管轄地域内で適用される法的拘束力を持つ条例を公布する。LGUの行政権および立法権は通常、特定のLGUを設立した憲章とすべてのLGUへの一般的な義務を規定する地方政府の条例/規約の、2つの議会制定法で定義および制限されている。地方自治法では様々なレベルのLGUに対し、環境管理について一定の責任を委譲する特定の条項が規定されている<sup>402</sup>。

<sup>401</sup> エンヴィックス（2015）「フィリピン環境法体系ガイド 2015 参照

<sup>402</sup> AECEN（2004）“*Environmental Compliance and Enforcement in the Philippines*” available at: [http://www.aecen.org/sites/default/files/PH\\_Assessment.pdf](http://www.aecen.org/sites/default/files/PH_Assessment.pdf)



図表 フィリピンの行政区分<sup>403</sup>

<sup>403</sup> [http://www.ph-inside.com/site/kiso/local/local\\_1.htm](http://www.ph-inside.com/site/kiso/local/local_1.htm) 参照

### 8.2.3 各関連組織

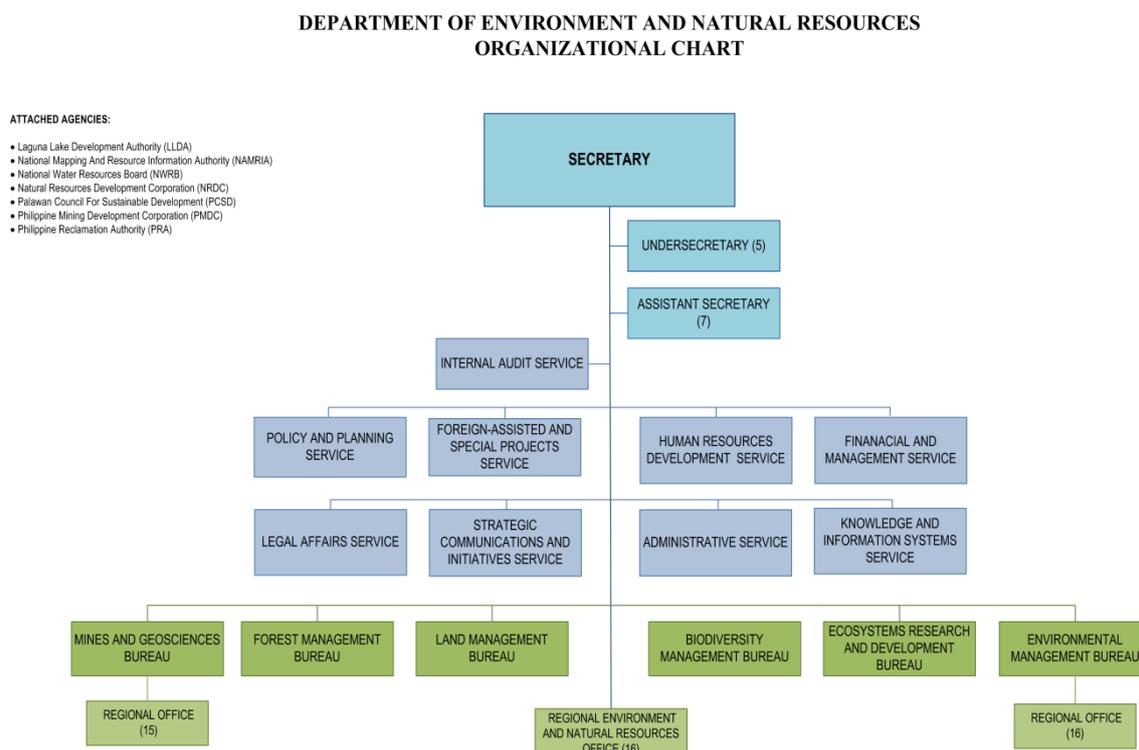
フィリピンにおいて、化学物質規制は一元的に管理されており、その所管を担うのが「環境天然資源省（DENR）」である。DENR とその下部組織である「環境管理局（EMB：Environmental Management Bureau）」が主に化学物質管理に関する法令を策定し、施行している。その他、労働雇用省や保健省、内務自治省なども化学物質に関して異なる分野または側面から規制している。これらの行政機関に関する概要を以下に記す。

#### 【環境天然資源省（DENR）】

(1) 組織名：

環境天然資源省（DENR：Department of Environment and Natural Resource）<sup>404</sup>

(2) 組織図：



図表 環境天然資源省の組織図<sup>405</sup>

<sup>404</sup> 環境天然資源省 <http://www.denr.gov.ph/>

<sup>405</sup> <http://www.denr.gov.ph/about-us/organizational-chart.html> (2015年10月1日最終更新版)

(3) 概要：

環境天然資源省は、1987 年大統領令第 192 号<sup>406</sup>により、環境・エネルギー・天然資源省が改名および再組織化された行政組織である。基本的な職責は、国内の環境と天然資源を保護、管理および開発し、適切な方法で利用することである。DENR は職責を果たすため、以下の目標を掲げている。

- 国内の天然資源を慎重に使用し、計画的な復元または代替を通して、天然資源の利用可能性および持続可能性を保証する。
- 人口の増加に備えて、森林、鉱物および土地資源に対する需要を満たすために、天然資源の生産性を増加させる。
- 経済および社会発展の実現のために、天然資源の貢献度を高める。
- 多様な分野からの天然資源へのアクセスを公平にする。
- 自然遺産および文化遺産を象徴する特定地域や海洋地域を保全する。

DENR の下部組織には、森林管理局や生物多様性管理局、生態系システム研究開発局などがあるが、化学物質管理に従事する組織としては、環境管理局 (EMB) が挙げられる。

(4) 化学物質管理を所管している部局：

**環境管理局 (EMB : Environmental Management Bureau)** <sup>407</sup>

EMB は国民のより良い健康、環境保全および経済的継続性へ向けた環境の質を保護、復元および向上されることを職責とし、以下の役割を果たす。

- 大臣 (Secretary) に対して、環境管理に関する事項の助言を行う。
- 環境汚染の防止および管理や環境保護のために、計画および政策を策定し、適切な環境品質基準 (例：水質、大気、騒音) を設定する。
- 計画およびプログラムの実施に関して、地方局に対する監督権を行使する。
- 所管する法令 (下記、参照) に基づく許可書や通関許可を発行するとともに、それらの法令の順守状況を監視する。
- 既存および潜在的環境問題の調査

---

<sup>406</sup> 1987 年大統領令第 192 号

<http://www.gov.ph/downloads/1987/06jun/19870610-EO-0192-CCA.pdf>

<sup>407</sup> 環境管理局 <http://emb.gov.ph/>

EMB は、主に以下の環境関連法令の実施を所管する。

- 大統領令第 1586 号「環境影響評価システム」
- 共和国法第 6969 号（1990 年）「有害物質および有害・核廃棄物管理法」
- 共和国法第 8749 号（1999 年）「大気浄化法」
- 共和国法第 9003 号（2000 年）「環境配慮型固形廃棄物管理法」
- 共和国法第 9275 号（2004 年）「水質浄化法」
- 共和国法第 9512 号（2008 年）「環境啓発および教育」

(5) 予算：

2016 年 11 月 24 日に報じられたところによると、上院が DENR の 2017 年度の予算案を承認したという。予算額は 280 億 6700 万ペソであり、2016 年度の 210 億 8000 万ペソを 31%上回る額である。そのうち 30 億 3700 万はすでに 2 つの部局へ割り当てられることが決定しており、EMB へは 20 億 2000 万が予算として振り分けられる。用途としては、主に固形廃棄物管理や大気および水質浄化のプロジェクトの実施が挙げられる。<sup>408</sup>

(6) SAICM に向けた取り組み<sup>409</sup>

フィリピンでは、2015 年 9 月 30 日開催の「第 4 回国際化学物質管理会議 (ICCM4)」に DENR の Atty. Juan Miguel T. Cuna 氏 (Assistant Secretary&Concurrent EMB Director)<sup>410</sup>等が出席している。フィリピンにおける SAICM に向けた主要な取り組みは、以下の通りである。

1. 塗料における鉛含有量の閾値を 90ppm に設定 (【(a) 化学物質一般】を参照)
2. GHS の実施 (【(a) 化学物質一般】を参照)

---

<sup>408</sup><http://www.denr.gov.ph/news-and-features/latest-news/2837-senate-oks-p2867-b-denr-budget-for-2017.html>

<sup>409</sup> DENR <http://intl.denr.gov.ph/index.php/un-conventions/article/7> (2017 年 2 月 10 日更新現在)

<sup>410</sup> Atty. Juan Miguel T. Cuna  
<http://intl.denr.gov.ph/index.php/focal-persons/37-focal-persons-2/122-c/27-atty-juan-miguel-t-cuna>

3. 水銀および水銀化合物に関する化学品管理令 (CCO) の見直し

水俣条約により禁止された水銀含有製品に関する事項に準拠するために、水銀に関する CCO の見直しを実施している。特に、GHS 政策に基づく特定要件および基準、現在使用されている（使用が認められている）水銀に対処するための暫定措置、鉱山や冶金作業における水銀（アマルガム）の使用禁止、および段階的廃止に向けたスケジュールなどが議論されている。

4. Quick Start Programme (QSP)

- 零細および小規模な金の採掘 (ASGM) での水銀の使用の段階的廃止に関する国家戦略計画の策定
- 化学中毒の防止および管理に向けた効果的な国家化学品安全プログラム (Effective National Chemical Safety Program Towards Chemical Poisoning Prevention and Control)

5. アスベストに関する実施規則 (Code of Practice)

アスベストに関する実施規則を定めた覚書回覧 (MC:Memorandum Circular) 案が提案されている。本実施規則では、特定の産業、規制官、労働者および医療専門家に対して、アスベスト含有マテリアルの適切な解体、輸送、廃棄に関する実務的ガイダンスおよび情報を提供するものである。

## 【食品医薬品庁 (FDA)】

(1) 組織名 :

保健省 (DoH : Department of Health、*Kagawaran ng Kalusugan*)<sup>411</sup>

食品医薬品庁 (Food and Drug Administration / *Pangasiwaan ng Pagkain at Gamot*)<sup>412</sup>

(2) 組織図 :

次頁参照。

(3) 概要 :

2009 年共和国法第 9711 号「食品医薬品庁法: Food and Drug Administration (FDA) Act」により設立された。2014 年時点での職員数は約 400 名である<sup>413</sup>。FDA は、フィリピン国民の健康上の権利を保護、促進するとともに、健康に関する国家的ニーズと問題に対応するための効果的な健康関連製品規制体制を確立・維持するため、具体的には以下のような機能を果たす<sup>414</sup>。

- 食品、医薬品・機器、化粧品およびその他の健康製品に関する安全性と有効性の基準、ならびに品質測定基準を確立する
- 人材育成と研究を実施し、健康に関する国家的ニーズと問題に対応する
- 健康製品のサンプルを収集し、分析・検査を実施する
- 健康製品に関する基準策定の基礎となる分析データを確立し、製品の特性、純度、安全性、有効性、品質および容器充填についての勧告を行う、他

(4) 化学物質管理を所管している部局 :

### 【HUHS 製品規制】

化粧品規制・研究センター (Center for Cosmetic Regulation and Research)

### 【食品添加物規制】

食品規制・研究センター (Center for Food Regulation and Research)

---

<sup>411</sup> <http://www.doh.gov.ph/>

<sup>412</sup> <http://www.fda.gov.ph/>

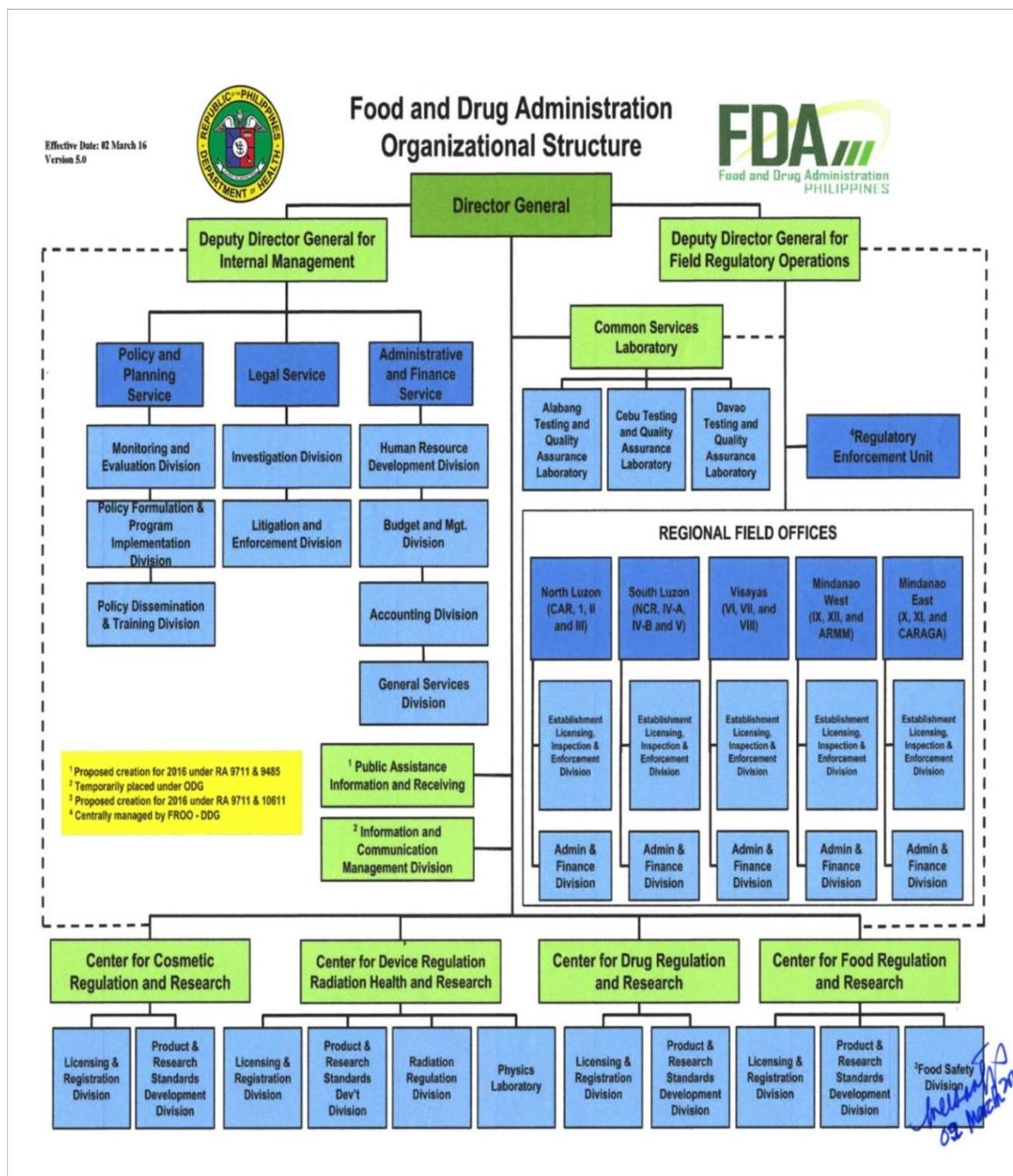
<sup>413</sup> FDA サイト (2017 年 2 月 19 日アクセス)

<http://www.fda.gov.ph/fda-corner/policy-planning-service/201968-two-year-accomplishment>

<sup>414</sup> FDA 組織概要 <http://www.fda.gov.ph/about-food-and-drug-administration> (2017 年 2 月 19 日アクセス)

(5) 予算：

FDA 全体で、2 億 7600 万ペソ<sup>415</sup>である。



図表 フィリピン FDA 組織図<sup>416</sup>

<sup>415</sup> FDA Comparative Budget (2009-2015) (2017 年 2 月 19 日アクセス)

<http://www.fda.gov.ph/fda-approved-budget-and-corresponding-targets>

<sup>416</sup><http://www.fda.gov.ph/names-of-officials-position-designation-and-contact-information/organization-structure>

## 【消防局 (Bureau of Fire Protection)】

(1) 組織名 :

内務自治省 (Department of Interior and Local Government / *Kagawaran ng Interyor at Pamahalaang Lokal*)<sup>417</sup>

消防局 (BFP: Bureau of Fire Protection / *Kawanihan ng Pagtatanggol sa Sunog*)

(2) 組織図 :

BFP の組織図を示すサイト、報告書はインターネット上には見当たらなかった。

(3) 概要 :

フィリピンの消防組織は、もともと国家警察軍 (National Police Force) に属していたが、国家警察の誕生に伴って消防行政の所管組織も国家警察軍から分離独立し、内務・地方自治省の一組織として BFP が設置された。BFP では、ビジョンとして、2034 年までに近代的な消防サービスを確立することを掲げている<sup>418</sup>。

(4) 化学物質管理を所管している部局

所管する部局について示す資料はインターネット上には見当たらなかった。

(5) 予算

2013 年度予算は、消防局全体で 7 億 6900 万ペソ<sup>419</sup>

---

<sup>417</sup> <http://www.dilg.gov.ph/>

<sup>418</sup> 消防局サイト

<http://bfp.gov.ph/about-us/mission-vision-and-function/#.WKkxZ2-FBhE> (2017 年 2 月 19 日アクセス)

<sup>419</sup> 消防局 DBM (予算管理省) 認可予算

<http://bfp.gov.ph/dbm-approved-budget/#.WKk1im-FBhE> (2017 年 2 月 19 日アクセス)

## 8.2.4 化学物質関連法規

### (a) 化学物質一般

化学物質管理に対応する基本的な法令は、以下の通りである。

- 1990 年共和国法第 6969 号「有害物質および有害・核廃棄物管理法」<sup>420</sup>  
(Toxic Substances and Hazardous and Nuclear Wastes Control Act of 1990、以下 RA 6969)
- 1992 年行政命令第 29 号「RA6969 の実施規則」<sup>421</sup>  
(Implementing Rules and Regulations of Republic Act No. 6969、以下 DAO1992-29)

#### (a)-1 制定の経緯

RA6969 は 1990 年 10 月 26 日に公布され、その所管は環境天然資源省 (DENR) である。本法の目的は、有害物質と核廃棄物の輸入、製造、処理、流通、使用、輸送、販売、保管、廃棄について管理、義務づけを規定することにより、有害物質によるリスクから公衆衛生と環境を保護することである。また、RA6969 の実施規則として、DENR は 1992 年 7 月 2 日に DAO1992-29 を公布しており、人体または環境に危険なリスクや損害を引き起こす化学物質および混合物の輸入、製造、加工、販売、流通、使用、廃棄の制限または禁止を規制することを目的としている。

フィリピンでは、RA6969 および DAO1992-29 に基づき、以下の体制が整えられた。

既存化学物質インベントリ (PICCS : Philippine Inventory of Chemical Substances)	フィリピンにおいて使用、販売、流通、輸入、加工、製造、貯蔵、輸出、処理または輸送されているすべての既存化学物質のインベントリ
新規化学物質の事前届出 (PMPIN : Pre-Manufacturing and Pre-Importation Notification)	化審法のような新規化学物質の事前審査制度 PICCS に未記載の化学物質を、年間 1000kg を超えて商業的に製造または輸入する場合に必要な事前届出
少量新規化学物質輸入申請 ( SQI : Small Quantity Importation)	年間 1000kg 未満の新規化学物質の製造または輸入に対して適用可能な認可手続き

<sup>420</sup> 1990 年共和国法第 6969 号「有害物質および有害・核廃棄物管理法」

<http://www.gov.ph/1990/10/26/republic-act-no-6969/>  
<http://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2015/09/RA-6969.pdf>

<sup>421</sup> 1992 年行政命令第 29 号「RA6969 の実施規則」  
[http://policy.denr.gov.ph/1992/ENV\\_DAO\\_92-29.pdf](http://policy.denr.gov.ph/1992/ENV_DAO_92-29.pdf)

優先化学物質リスト ( PCL : Priority Chemicals List)	リスク (危険性および曝露) ベースで選定された優先化学物質のリスト
化学品管理令 ( CCO : Chemical Control Order)	PCL に指定された物質のうち、公衆の健康または環境に対して不当なリスクを呈する化学物質に対する規制を定めた法令

RA6969、DAO1992-29 および上記記載の化学物質の管理体制に関する詳しい説明は、次項【(a)-2 現行の法令の内容】に示す。

### (a)-2 現行の法令の内容

RA6969 および DAO1992-29 の概要は以下の通りである。

法令名	1990 年共和国法第 6969 号「有害物質および有害・核廃棄物管理法」 Toxic Substances and Hazardous and Nuclear Wastes Control Act of 1990
URL	<a href="http://www.gov.ph/1990/10/26/republic-act-no-6969/">http://www.gov.ph/1990/10/26/republic-act-no-6969/</a> <a href="http://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2015/09/RA-6969.pdf">http://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2015/09/RA-6969.pdf</a>
目的	健康または環境に対して不当なリスクや危害を呈する、有害廃棄物や核廃棄物を含む化学物質および混合物の輸入、製造等を規制、制限または禁止すること (第 4 条)。
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境天然資源省 (DENR)</li> </ul>
規制対象物質	<p>【有害化学物質の定義 (第 5 条(g))】</p> <p>(i) 急性毒性 (経口、吸入または経皮)、皮膚および眼腐食性、引火性、爆発性を有する物質。</p> <p>(ii) 反復曝露による慢性毒性、発がん性を含む長期の環境影響 (急性曝露によっても生じる可能性はあるが、ここでは長期潜在的なもの)、生分解によって無毒化せず地下および地表水を汚染する、あるいは悪臭のような不快な性質を有する物質。</p>
規制内容	<p>【DENR の職務、権限および職責 (第 6 条)】</p> <p>DENR は本法の所轄当局であり、以下の職務、権限および職責を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存化学物質リスト (PICSS) の整備。</li> <li>人の健康または環境に不当なリスクや危害を与える可能性があると判断される化学物質について試験を要求すること。</li> <li>毒性等を調べる試験を実施済みの化学物質の特性を評価すること。</li> </ul>

法令名	1990 年共和国法第 6969 号「有害物質および有害・核廃棄物管理法」 Toxic Substances and Hazardous and Nuclear Wastes Control Act of 1990
	<p>等</p> <p><b>【PMPIN（第 8 条）】</b> 新規化学物質または混合物を製造、加工または輸入する者は、その行為を始める前に、以下の情報を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 化学物質または混合物の名称</li> <li>• 化学的特定名(chemical identity)および分子構造</li> <li>• 予定する使用用途</li> <li>• 予想製造量、輸入量、加工量または廃棄量</li> <li>• 人の健康および環境への影響に関する試験データ</li> </ul> <p><b>【事前製造届出の対象外とする化学物質（第 11 条）】</b> 以下の化学物質または混合物の製造には、事前製造届出の規定を適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• PICCS に記載の化学物質または混合物。</li> <li>• 実験、研究または開発目的で少量製造されるもの。</li> <li>• 人の健康および環境への不当なリスクを有さない化学物質および混合物。</li> <li>• 一時的に存在し、他の化学物質を製造する際または他の化学物質を混合する際の化学反応の結果として存在する化学物質および混合物のような人または環境への曝露が無いもの。</li> </ul>

法令名	1992 年行政命令第 29 号「RA6969 の実施規則」 DAO1992-29 Implementing Rules and Regulations of RA 6969
URL	<a href="http://policy.denr.gov.ph/1992/ENV_DAO_92-29.pdf">http://policy.denr.gov.ph/1992/ENV_DAO_92-29.pdf</a>
目的	人の健康や環境への不当なリスクまたは危害を有する化学物質および混合物の輸入、製造、加工、取扱い、保管、輸送、販売、流通、使用および廃棄を規制、制限または禁止するために、本規則を制定する（第 2 条）。
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境天然資源省（DENR）</li> </ul>
規制対象物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 優先化学物質リスト（PCL）に記載の化学物質              記載された化学物質は、公衆の健康や労働環境、環境に不当なリスクをもたらすと DENR が判定した 48 物質または物質群である。              （参照：DAO2005-27－Priority Chemicals List）</li> </ul>

<p>法令名</p>	<p>1992 年行政命令第 29 号「RA6969 の実施規則」  <b>DAO1992-29 Implementing Rules and Regulations of RA 6969</b></p>														
	<p><b>【PCL：選定理由】</b><sup>422</sup>                  リスク（危険性および曝露）ベースで選定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ハザード：毒性（急性致死性、慢性または亜致死性毒性、催奇形性、発がん性）、難分解性（水、堆積物、土壌、または空気中での半減期が 50 日を超える）、生物蓄積性</li> <li>➤ 曝露：フィリピン固有の状況（用途、管理、生産量、排出割合、労働曝露、廃棄方法） その他：技術的および経済的実行可能性</li> </ul> <p>• 化学品管理令（CCO）対象物質                  2017 年 2 月末現在までに、公布されている CCO は以下の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="475 936 1273 1281"> <thead> <tr> <th>CCO</th> <th>対象物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DAO1997-38</td> <td>水銀および水銀化合物</td> </tr> <tr> <td>DAO1997-39</td> <td>シアン化物およびシアン化合物</td> </tr> <tr> <td>DAO2000-02</td> <td>アスベスト</td> </tr> <tr> <td>DAO2004-01</td> <td>ポリ塩化ビフェニル</td> </tr> <tr> <td>DAO2013-24</td> <td>鉛および鉛化合物</td> </tr> <tr> <td>DAO2013-25</td> <td>オゾン層破壊物質</td> </tr> </tbody> </table> <p>* CCO 案が発表済みの物質：ヒ素、六価クロム                  * CCO 公布予定の物質：塩化ビニルモノマー、ヘキサフルオロベンゼン                  (CCO の詳細は、下記参照)</p> <p><b>【CCO：選定理由】</b><sup>423</sup>                  リスク（危険性および曝露）ベースで選定されている。                  人の健康や環境に不当なリスクをもたらすと判断された物質が対象。</p>	CCO	対象物質	DAO1997-38	水銀および水銀化合物	DAO1997-39	シアン化物およびシアン化合物	DAO2000-02	アスベスト	DAO2004-01	ポリ塩化ビフェニル	DAO2013-24	鉛および鉛化合物	DAO2013-25	オゾン層破壊物質
CCO	対象物質														
DAO1997-38	水銀および水銀化合物														
DAO1997-39	シアン化物およびシアン化合物														
DAO2000-02	アスベスト														
DAO2004-01	ポリ塩化ビフェニル														
DAO2013-24	鉛および鉛化合物														
DAO2013-25	オゾン層破壊物質														
<p>規制内容</p>	<p><b>【有毒化学物質（第 2 編）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存化学物質インベントリ(PICCS)の整備（第 14 条）</li> <li>• 新規化学物質の事前製造および輸入届出(PMPIN)制度（第 15 条）</li> </ul>														

<sup>422</sup> NITE（2010）「平成 22 年度海外の化学物質管理制度に関する調査報告書」 参照

<sup>423</sup> 同上

法令名	1992 年行政命令第 29 号「RA6969 の実施規則」 DAO1992-29 Implementing Rules and Regulations of RA 6969
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 優先化学物質リスト(PCL) (第 19 条) に収載の化学物質を使用、製造または輸入するためには、PCL 順守証明書を EMB 中央局に提出しなければならない。また、対象事業を行う者は、EMB へ年次報告書等を提出しなければならない。</li> <li>• 化学品管理令(CCO) (第 20 条) による、人の健康や環境に対して不当なリスクを与える可能性のある化学品および化学物質の規制が定められている。DENR が対象物質を決定し、その物質の使用、製造、輸入、輸送、加工、保管および廃棄への規制を定めるほか、段階的廃止や代替が課されるものもある。</li> </ul> <p>本規則では、有毒化学物質に加えて、有害廃棄物および核廃棄物に関する規定 (第 III 編) が定められており、また、機密情報の取扱い (第 40 条) や違反行為に対する罰則規定 (第 43、44 条) も設けられている<sup>424</sup>。</p>

DAO1992-29 は、日本の化審法と同様に、既存化学物質リストを整備し、これに収載されていないものに関しては、新規化学物質として事前の届出手続きを定めている。ただし、異なる点としては、日本の化審法では急性毒性を対象とはしていないが、DAO1992-29 では対象としていることが挙げられる。

RA6969 および DAO1992-29 により整えられた化学物質の体制 (PICCS、PMPIN、SQI、PCL、CCO) について、次頁より取り上げる。

<sup>424</sup> NITE (2010) 「平成 22 年度海外の化学物質管理制度に関する調査報告書」参照

### 【既存化学物質インベントリ (PICCS)】

フィリピンにおいて使用、販売、流通、輸入、加工、製造、貯蔵、輸出、処理または輸送されているすべての既存化学物質のリストである。PICCS は、①フィリピンで製造、使用および輸入された物質として 1993 年 12 月 31 日までに申請された化学物質、および、② 事前製造および輸入届出が提出された新規化学物質で構成されている。企業からの情報提供に基づき環境管理局 (EMB) が整備し、2000 年より公開している。EMB のサイトでは PICCS は 2002 年、2005 年および 2008 年に更新されていると記載があるが、2014 年 EMB 覚書回覧第 001 号「化学品および化学物質のインベントリ」<sup>425</sup>の第 3 条によると、EMB のサイトにて PICCS のオンラインデータベースを開設し、毎年更新すると規定されている。また、PICCS の PDF 版は <http://emb.gov.ph/chemicals/index.htm> よりダウンロードできるとあるが、リンクが有効ではなく、アクセスできない。そのため、現在 PICCS に収録されている既存化学物質の正確な数を把握することができなかった。その他、EMB より 300 ペソで PICCS のデータが収録された CD-ROM を購入することもできる (同回覧第 3 条)。

PICCS に収録された物質に関しては、化学物質名、CAS 番号、IUPAC 命名法による名称等が登録されている<sup>426</sup>。PICCS 収録有無の調査は、以下の方法で可能である。

- ①. PICCS のオンラインデータベースにて検索 (CAS 番号検索)。

<http://119.92.161.2/internal/CasREgistry.aspx> にアクセスすると、以下の画面に移り、検索ができる。

図表 PICCS のオンラインデータベース検索画面

<sup>425</sup> 2014 年 EMB 覚書回覧第 001 号「化学品および化学物質のインベントリ」

<http://119.92.161.2/portal/Portals/40/DAO/EMB%20MC%202014-001.pdf>

<sup>426</sup> 環境管理局 (EMB) PICCS <http://119.92.161.2/embgovph/chemical/PICCS.aspx>

## ②. EMB への問い合わせ（フィリピン国内の製造者、輸入者および使用者のみ可）

ただし、DAO2019-29 の第 40 条(情報の秘密性)において、「秘密保持を要請した者の書面による承諾がある場合を除き、如何なる情報の開示も行われたい」と規定されている。

DAO1992-29 の第 2 章の対象となるすべての化学物質（混合物、天然に生ずる化学物質、医薬品等他の法律で規制される物質以外であり、年間 1000kg 以上製造または輸入されるもの）は、5 年毎に PICCS を更新しなければならない。更新の際は、化学物質の名称、CAS 番号および製造または輸入数量を届け出ることと規定されている。

## 【新規化学物質の事前届出（PMPIN）】

PICCS に未収録の対象化学物質に関して、年間 1000kg を超えて商業的に製造または輸入する場合には、新規化学物質の事前届出（PMPIN）が必要である。フィリピン国内の製造者および輸入者のみ PMPIN の申請を提出することができる。

PMPIN には、フィリピンと同様の化学物質の審査手続きを有する国において管理を受けずに使用されている物質を対象とした「簡易な届出（Abbreviated PMPIN）」とそれ以外を対象とした「詳細な届出（Detailed PMPIN）」とがある<sup>427</sup>。日本の化審法における新規化学物質の事前審査制度は PMPIN と同等のものとして認められており、既存化学物質名簿に収録された物質と日本で届出された物質については、簡易な届出の対象とされる。

- 簡易な届出（Abbreviated PMPIN）：

フィリピンと同等の化学物質審査制度を有する国において、管理されず使用されている新規化学物質、および、日本、米国、EU、カナダ、韓国などの既存化学物質インベントリに収録されている新規化学物質（フィリピン側から見た場合）を対象とし、試験データを作成する代わりに、GHS の様式に従い所有するデータを整理し、提出することが求められる。

- 詳細な届出（Detailed PMPIN）：

対象物質は、上記の「簡易な届出」を適用することができない新規化学物質である。要求される試験データの提出が必要であるが、一部の試験は省略または代替が可能である<sup>428</sup>。

<sup>427</sup> CIRS (2014) “CIRS Webinar: An Introduction to New Substance Notification in Philippines”

[http://www.cirs-reach.com/Inventory/Introduction\\_to\\_new\\_substance\\_notification\\_in\\_Philippines Ms Cloris Pan.pdf](http://www.cirs-reach.com/Inventory/Introduction_to_new_substance_notification_in_Philippines_Ms_Cloris_Pan.pdf)

<sup>428</sup> NITE (2010) 「平成 22 年度海外の化学物質管理制度に関する調査報告書」参照

PMPIN の審査には、90 日から 180 日を要する。また、審査終了後は、製造または輸入に先立ち、開始届出 (Notice of Commencement) を提出しなければならない。PMPIN の審査の結果、認められた新規化学物質は、PICCS に収載される。

### 【少量新規化学物質輸入申請 (SQI)】

SQI は、年間 1000kg 以下の量を製造および輸入される新規化学物質 (非商業目的または研究開発目的に利用されるもの) に適用され、PMPIN の過程が免除される代わりに、認可手続きが定められている。試験データは不要であり、化学物質名や CAS 番号、取扱量および SDS 等の情報を届け出る必要がある。手続きの処理は、EMB の地方事務局が担当している。輸入者に関しては、年間の輸入量を記録し報告書にまとめ、EMB の中央事務局に提出しなければならない。

2015 年 EMB 覚書回覧第 002 号「CCO および SQI のための登録様式、発行証明書および手続きの調和」<sup>429</sup>の第 3 条には、以下の事項が定められている。

- SQI 認可のレビューおよび評価の際、幅表示 (例: 20-40%) で濃度値が記載されている場合、化学物質の数量の計算には最大値 (この場合、40%) を採用すること (第 3 条(1))。
- SQI 認可の申請を 3 年間連続で行う場合は、PMPIN の申請手続きをするように指示されなければならない (第 3 条(2))。

### 【優先化学物質リスト (PCL)】

PCL はリスク (危険性および曝露) ベースで選定されており、選定にあたっては豪州、シンガポール、日本、米国、カナダ等の規制対象物質リストを参照している<sup>430</sup>。PCL は、2005 年行政命令第 27 号「優先化学物質リスト (改訂版)」により定められている。

2005 年行政命令第 27 号の概要は、以下の通りである。

法令名	2005 年行政命令第 27 号「優先化学物質リスト (改訂版)」 DAO2015-27 : Revised Priority Chemical List
URL	<a href="http://policy.denr.gov.ph/2005/dao/dao2005-027.pdf">http://policy.denr.gov.ph/2005/dao/dao2005-027.pdf</a>
目的	優先化学物質リスト (PCL) の改訂版を定めるため、本行政命令を制定する。

<sup>429</sup> 2015 年 EMB 覚書回覧第 002 号「CCO および SQI のための登録様式、発行証明書および手続きの調和」

<http://119.92.161.2/portal/Portals/40/DAO/EMB%20MC%202015-002%20.01.pdf>

<sup>430</sup> NITE (2010) 「平成 22 年度海外の化学物質管理制度に関する調査報告書」 参照

法令名	2005 年行政命令第 27 号「優先化学物質リスト (改訂版)」 DAO2015-27 : Revised Priority Chemical List			
所轄官庁	• 環境天然資源省 (DENR)			
規制対象物質	【PCL に収載の化学物質】			
	No.	CAS 番号	PICCS 名	CAS 名/INDEX 名
	1	108-90-7	1,4-CHLOROBENZENE	Benzene,chloro-
	2	106-93-4	1,2-DIBROMOETHANE	Ethane,1,2-dibromo
	3	95-50-1	0-DICHLOROBENZENE	Benzene,1,2-dichloro
	4	106-46-7	1,4-DICHLOROBENZENE	Benzene,1,4-dichloro-
	5	107-06-2	1,2-DICHLOROETHANE	Ethane, 1,2-dichloro-
	6	122-66-7	1,2 DIPHENYLHYDRAZINE	Hydrazobenzene
	7	108-46-3	3-HYDROXYPHENOL	1,3-Benzenediol
	8	7647-18-9	ANTIMONY PENTACHLORIDE	Antimony chloride
	9	7440-38-2	ARSENIC COMPOUNDS	Arsenic
	10	1332-21-4	ASBESTOS	Asbestos
	11	71-43-2	BENZENE	Benzene
	12	7440-41-7	BERYLLIUM COMPOUNDS	Beryllium
	13	7440-43-9	CADMIUM COMPOUNDS	Cadmium
	14	56-23-5	CARBON TETRACHLORIDE**	
	15	General Name	CHLORINATED ETHERS	
	16	General Name	CHLOROFLUORO CARBONS**	
	17	67-66-3	CHLOROFORM	Trichloromethane
	18	76-06-2	CHLOROPICRIN.	Methane, trichloronitro
	19	18540-29-9	CHROMIUM COMPOUNDS	Chromium
	20	,57-12-5	CYANIDE COMPOUNDS	Cyanide
	21	64-67-5	DIETHYL SULFATE	Sulfuric acid,diethyl ester
	22	106-93-4	ETHYLENE DIBROMIDE	1,2 Dibromoethane
	23	75-21-8	ETHYLENE OXIDE	Oxirane
	24	111-30-8	GLUTARALDEHYDE	Pentanedial
	25	50-00-0	FORMALDEHYDE	Formaldehyde
	26	9002-83-9	HALONS**	Ether,

法令名	2005 年行政命令第 27 号「優先化学物質リスト (改訂版)」 DAO2015-27 : Revised Priority Chemical List			
				chlorotrifluorohomopolymer
	27	118-74-1	HEXACHLOROBENZENE	Benzene, hexachloro
	28	67-72-1	HEXACHLOROETHANE	Ethane, hexachloro
	29	302-01-2	HYDRAZINE	Hydrazine
	30	7439-92-1	LEAD COMPOUNDS	Lead
	31	149-30-4	MBT	2(3H)-Benzothiazolethione
	32	594-42-3	MERCAPTAN, PERCHLOROMETHYL	Methanesulfonyl chloride, -trichloro-
	33	7439-97-6	MERCURY COMPOUNDS	Mercury
	34	74-87-3	METHYL CHLORIDE	Methane, chloro
	35	75-09-2	METHYLENECHLORIDE	Methylene, dichloro
	36	2385-85-5	MIREX	
	37	87-86-5	PENTACHLOROPHENOL	Phenol, pentachloro
	38	127-18-4	PERCHLOROETHYLENE	Ethene, tetrachloro
	39	108-95-2	PHENIC ACID	Phenol
	40	75-44-5	PHOSGENE	Carbonyl chloride/ Carbonicdichloride
	41	85-44-9	PHTHALIC ANHYDRIDE	1,3 Isobenzofurandione
	42	59536-65-1	POLYBROMINATED BIPHENYLS	Fire Master BP6
	43	1336-36-3	POLYBROMINATED BIPHENYLS	1,1-Biphenyl chloroderivatives
	44		1,1,1 -TRICHLOROETHANE**	
	45	79-01-6	TRICHLOROETHYLENE	Ethene, trichloro
46		TRIBUTYL TIN		
47	7782-49-2	SELENIUM	Selenium	
48	75-01-4	VINYL CHLORIDE	C hloroethylene	
** : Trichloroethane、Chlorofluoro Carbons、および Halons は、オゾン層破壊物質に属する。				
規制内容	優先化学品リストに記載されている化学品の使用者、輸入者および製造者			

法令名	2005 年行政命令第 27 号「優先化学物質リスト（改訂版）」 DAO2015-27 : Revised Priority Chemical List
	<p>は、以下の要件を順守することを要求される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1 月 31 日までに、年次報告書を環境管理局（本局）に提出しなければならない。</li> <li>• 有害廃棄物登録用紙を記入し、環境管理局（支局）に提出しなければならない。</li> <li>• 登録および年次報告書は、環境天然資源省が定める仕様に則り、規定の料金を添えて提出しなければならない。</li> </ul> <p>*使用者、輸入者および製造者が本行政命令の規定を違反した場合、違反行為があった項目数に応じて、罰金が科せられる。</p>

PCL に収載の化学物質のうち、特に、公衆の健康または環境に対して不当なリスクを与える可能性のある化学物質に対しては、次項で述べる化学品管理令（COO）が定められている。

### 【化学品管理令（cco）】

PCL に収載の化学物質のうち、特に、公衆の健康または環境に対して不当なリスクを与える可能性のある化学物質については、その使用、製造および輸入等を規制する CCO が公布されている。2017 年 2 月現在、以下の CCO が公布されている。

- DAO1997-38 「水銀および水銀化合物」（1997 年 12 月 23 日公布）<sup>431</sup>
- DAO1997-39 「シアン化物およびシアン化合物」<sup>432</sup>
- DAO2000-02 「アスベスト」<sup>433</sup>
- DAO2004-01 「ポリ塩化ビフェニル」<sup>434</sup>
- DAO2013-24 「鉛および鉛化合物」<sup>435</sup>
- DAO2013-25 「オゾン層破壊物質」<sup>436</sup>

<sup>431</sup> DAO1997-38 <http://119.92.161.2/portal/Portals/40/DAO%201997-38.pdf>

<sup>432</sup> DAO1997-39 <http://119.92.161.2/portal/Portals/40/DAO%201997-39.pdf>

<sup>433</sup> DAO2000-02 <http://server2.denvr.gov.ph/uploads/rmdd/dao-2000-02.pdf>

<sup>434</sup> DAO2004-01 <http://policy.denvr.gov.ph/dao2004/dao2004-01.pdf>

<sup>435</sup> DAO2013-24 <http://server2.denvr.gov.ph/uploads/rmdd/dao-2013-24.pdf>

<sup>436</sup> DAO2013-25 <http://server2.denvr.gov.ph/uploads/rmdd/dao-2013-25.pdf>

各 CCO に共通する一般的な要求事項には、DENR への登録や輸入許可書の取得、産業用途への限定、表示義務、および DENR への年次報告書の提出等が盛り込まれており、例として、以下に DAO2013-24 と DAO2013-25 の概要を記す。

法令名	2013 年行政命令第 24 号「鉛および鉛化合物に関する化学品管理令」 DAO2013-24 CCO for Lead and Lead Compounds
URL	<a href="http://server2.denr.gov.ph/uploads/rmdd/dao-2013-24.pdf">http://server2.denr.gov.ph/uploads/rmdd/dao-2013-24.pdf</a>
目的	以下の目的のため、本行政命令を制定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>鉛および鉛化合物の毒性、および優れた技術やより安全な代替物の利用可能性への関心を高めるため。</li> <li>鉛の使用によるリスクを低減および排除するための適切な防止プログラムを実施するための枠組みを策定するため</li> <li>労働者の鉛への曝露を減らすために、鉛に曝露した可能性のある産業施設を特定および公表するためのガイドラインと援助を提供するため。</li> <li>本行政命令で定められている特定制限値の規定を執行するため</li> </ul>
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境天然資源省 (DENR)</li> </ul>
規制対象物質	以下の生産または製造において、鉛および鉛化合物の使用を禁止する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>食品および飲料の包装</li> <li>燃料添加剤</li> <li>水道管</li> <li>玩具</li> <li>学用品</li> <li>化粧品</li> <li>含有量が 90ppm の閾値を超える塗料（建築物用、装飾用および家庭用の塗料は、2013 年から 2016 年の 3 年間、産業用の塗料は、2013 年から 2019 年の 6 年間、猶予期間が設けられている）</li> </ul>
規制内容	<p><b>【登録および許可（第 5 条(1)】</b></p> <p>以下の申請者は、本法令の発効日以降、正式に作成された登録用紙（附表 A）を環境管理局（EMB）へ提出することによって、登録を行わなければならない。</p> <p>① 優先化学品リスト（PCL）順守証明書を取得している、鉛および鉛化合物の輸入、製造、流通および使用に携わる者または事業者</p> <p>② 鉛を含有する廃棄物のリサイクル、処理、保管および処分に携わる者または事業者は、登録を行い、有害廃棄物管理の実施規則の適用可能な全規定を順守しなければならない。</p>

法令名	2013 年行政命令第 24 号「鉛および鉛化合物に関する化学品管理令」 DAO2013-24 CCO for Lead and Lead Compounds
	<p>③ 鉛および鉛化合物の輸入、製造、流通、使用に、ならびに鉛を含有する廃棄物のリサイクル、処理、保管および処分に新規に携わる者または事業体</p> <p><b>【鉛および鉛化合物管理計画（第 5 条(2)）】</b> 申請者は、鉛および鉛化合物が環境へ放出されることを廃絶または最小限に抑える方法で、鉛および鉛化合物が管理されることを徹底するために、安全データシート (SDS) に含まれる企業の情報を提供しなければならない (附表 B)。</p> <p><b>【ラベル要件（第 5 条(3)）】</b> 申請者は、以下の事項を順守すること。 ① GHS の規定に従ったラベル要件 ② 「鉛ダストは、子ども、妊婦、および高齢者にとって有害である」ということを示した警告表示</p> <p><b>【保管要件（第 5 条(5)）】</b> 申請者は、以下の事項を順守すること。 ① 適切なインベントリ、積み重ねまたは貯蔵、および安全対策 ② 化学品の適切なラベル表示、標識、その他の化学品との互換性、および安全装置を含む保管施設 ③ 保管記録および容器のメンテナンス</p> <p><b>【輸送、処理および処分要件（第 5 条(6)）】</b> すべての規制された場所は、GHS の手続き、有害廃棄物の実施規則の適用可能な規定、および環境管理局が定める、鉛廃棄物や鉛に汚染された機器の輸送、処理、保管、および処分に関する規定を順守しなければならない。</p> <p><b>【経過規定（第 11 条）】</b> EMB は、現在周知されている鉛の使用に関連する基準（閾値）を策定しなければならない。塗料に含まれる鉛に対しては、移行条項により、危険に対する予防のためのラベルを製品に貼付することが規定されているため、2013 年から 2019 年までの 6 年間は使用が認められる。</p>

法令名	2013 年行政命令第 24 号「鉛および鉛化合物に関する化学品管理令」 DAO2013-24 CCO for Lead and Lead Compounds
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自動車用の塗料</li> <li>② 産業および商業ビル、ならびに設備メンテナンス用の塗料</li> <li>③ 産業設備のための再仕上げ用の塗料</li> <li>④ 無線操縦の飛行機模型に使用される触媒塗料</li> <li>⑤ 電化製品や芝生および園芸用設備のための補修塗料</li> </ul> <p>鉛を含有した塗料を建築物用、装飾用および家庭用に使用することは、2013 年から 2016 年の 3 年間は認められる。</p> <p>*EMB は 2015 年 5 月 14 日、本 CCO の規定を明確化する 2015 年 EMB 覚書回覧第 005 号を制定している<sup>437</sup>。</p>

法令名	2013 年行政命令第 25 号「オゾン層破壊物質に関する化学品管理令改訂規則」 DAO2013-25 Revised Regulations on CCO for Ozone Depleting Substances
URL	<a href="http://server2.denr.gov.ph/uploads/rmdd/dao-2013-25.pdf">http://server2.denr.gov.ph/uploads/rmdd/dao-2013-25.pdf</a>
目的	以下の目的のため、本行政命令を制定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• HCFC の段階的廃止管理計画 (HPMP) の実施を支援するための法的枠組みを盛り込むため。</li> <li>• その他のオゾン層破壊物質 (ODS : Ozone Depleting Substances) の段階的廃止を継続するため。</li> </ul>
所轄官庁	• 環境天然資源省 (DENR)
規制対象物質	本 CCO は、対象化学物質の輸入、製造、加工、販売、輸出、流通、使用、処分、保管、所有および廃棄の規制、管理、制限または禁止を対象としており、対象化学物質は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 附表 (Annex) A のグループ I、II</li> <li>• 附表 B のグループ I、II、III</li> </ul>

<sup>437</sup> DAO2015-005

<http://119.92.161.2/portal/Portals/40/DAO/memorandum%20circular%20for%20lead%20compounds%20clarifications.jpg>

法令名	<b>2013 年行政命令第 25 号「オゾン層破壊物質に関する化学品管理令改訂規則」</b> <b>DAO2013-25 Revised Regulations on CCO for Ozone Depleting Substances</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 附表 C のグループ I、II</li> <li>• 改正により附属書 (Appendix) I に追加される物質</li> </ul> <p>*附表 A、B および C に記載されている物質は、モントリオール議定書で規制物質として記載されている。</p>
規制内容	<p><b>【ODS の輸入禁止 (第 5 条)】</b></p> <p>本法令は、1998 年 12 月付 DENR 通達、関連行政命令、および本法令の附属書 I で規定されている通り、(数量、単体または混合物であるかどうかに関係なく) 以下の物質の輸入に関する以前の禁止 (previous ban) を認める。ただし、重要な用途のために輸入する場合は、例外として認める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 附表 A グループ I :       <ol style="list-style-type: none"> <li>a 1998 年 1 月 1 日以降、CFC-11 および CFC-12 を製品や機器の製造目的で輸入することを禁ずる。</li> <li>b 1996 年 1 月 1 日以降、CFC-113 の輸入禁止</li> <li>c 1998 年 1 月 1 日以降、R-502 のコンポーネントとしての輸入を除き、CFC-114 および CFC-115 の輸入禁止</li> </ol> </li> <li>2. 附表 A グループ II : 1999 年 1 月 1 日以降の輸入禁止</li> <li>3. 附表 B グループ I : 1999 年 1 月 1 日以降の輸入禁止</li> <li>4. 附表 B グループ II : 1996 年 1 月 1 日以降の輸入禁止</li> <li>5. 附表 B グループ III : 1996 年 1 月 1 日以降輸入禁止</li> <li>6. 附表 E グループ I : 2009 年 1 月 1 日以降、Non-QPS Methyl Bromide の輸入禁止</li> </ol> <p>上記の規定、および産業部門または目的にかかわらず、CFC-11 の輸入は、2005 年 1 月 1 日以降、完全禁止とする。さらに、全 CFCs (R-502 に含まれるものも含む) の輸入も、2010 年 1 月 1 日以降、完全禁止とする。</p> <p><b>【ODS の段階的廃止予定および輸入の管理 (第 6 条)】</b></p> <p>HCFCs (附表 C グループ I) の輸入の段階的廃止</p> <p>2015 年 1 月 1 日までに、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 基準消費量(※1)より 10%削減</li> <li>• 硬質フォームおよび軟質フォームの製造向けの HCFC-141b、ならびにプ</li> </ul>

法令名	<b>2013 年行政命令第 25 号「オゾン層破壊物質に関する化学品管理令改訂規則」</b> <b>DAO2013-25 Revised Regulations on CCO for Ozone Depleting Substances</b>
	<p>レミックス・ポリオール (pre-blended polyols) の輸入は完全に禁止 (ただし、サービス分野(※2) および溶媒分野での使用は除く)</p> <p>2020 年 1 月 1 日までに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 基準消費量より 35%削減</li> <li>• 冷蔵庫およびエアコンの製造向けの HCFC-22 の輸入は完全に禁止 (ただし、サービス分野での使用は除く)</li> </ul> <p>2025 年 1 月 1 日までに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 基準消費量より 67.5%削減</li> <li>• 冷却装置および消火剤向けの冷却剤として使用される HCFC-123 の輸入は完全に禁止 (ただし、サービス分野での使用は除く)</li> </ul> <p>2030 年 1 月 1 日までに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 基準消費量より 97.5%削減</li> <li>• HCFCs を含んだ混合物の輸入は完全に禁止</li> </ul> <p>2040 年 1 月 1 日までに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 基準消費量より 100%削減 (ただし、必要不可欠な場合(※3)は除く)</li> </ul> <p>(※1) ODP トン換算した HCFC の 2009 年～2010 年の平均消費量  (※2) 既存の ODS 使用機器の修理、維持管理、検査、故障点検などの作業が該当  (※3) 実験室での利用や分析的使用、または、代替物質が入手不可能な特定の ODS が社会にとって有用だと判断された場合</p> <p><b>【ODS の輸入者の登録および更新 (第 7 条)】</b></p> <p>如何なる産業分野または事業 (本法令の附属書 IV にその例が記載) を行う場合でも、ODS を輸入する者は、EMB を通じて DENR に登録をしなければならない。なお、当局から取得した登録認証はそれが発行された年 (暦年) でのみ有効である。登録の申請およびその更新の際には、輸入する ODS の MSDS の写し、DENR 内の適当な部局から発行された環境順守証 (ECC : Environmental Compliance Certificate) または非該当証明書 (CNC : Certificate of Non-Coverage) の写しなどの複数の書類を添付する必要がある。</p>

法令名	<b>2013 年行政命令第 25 号「オゾン層破壊物質に関する化学品管理令改訂規則」</b> <b>DAO2013-25 Revised Regulations on CCO for Ozone Depleting Substances</b>
	<p><b>【ODS の出荷前輸入通関（PSIC）（第 8 条）】</b></p> <p>登録済みの輸入者は、本法令の第 3 条および附属書 I（附表 C）に記載の ODS をフィリピン国内に輸入する際、事前に EMB を通じて、DENR から PSIC を確実に取得しなければならない。PSIC の申請書には、以下の情報を記載しなくてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 商業名、貿易名、または、製造者により通常宣伝される、あるいはマークが付けられる物質の商標名</li> <li>b 物質の総称（Generic name）</li> <li>c 製造企業名および住所</li> <li>d 船積港、または、物質がフィリピン国内に入る直前の国または港</li> <li>e 製造者から輸入企業の間、輸出企業、取引を行う如何なる企業体または仲介者</li> <li>f 同じ物質が積み換えまたは流通のために保管されている地域または建物を含む、輸入通関の申請の対象である物質の現在のインベントリ</li> </ul> <p><b>【記録管理（第 14 条）】</b></p> <p>輸入者、輸出者、販売者、小売者および再販者は、全取引の記録を管理し、年次報告書を作成しなければならない。また、その報告書は、翌年の 1 月 31 日までに EMB へ提出しなければならない。この年次報告書は、EMB が定める仕様に従って作成されなければならない。</p> <p>EMB による検証目的のため、全サービス提供者は同様に、回収された冷媒の数量を含む、全取引の記録を管理しなければならない。</p> <p>輸入者、輸出者、販売者、小売者および再販者によって保持されている記録は、権限を付与された役員による検査のために、如何なる時でも利用可能でなければならない。</p> <p>*DAO2000-18（オゾン層破壊物質に関する化学品管理令）と DAO2004-08（オゾン層破壊物質に関する化学品管理令改訂）は、廃止される</p>

**(a)-3 運用状況**

フィリピンでは地方当局に対する法令の実施の徹底がなされており、DENR および EMB の局長が 2016 年 8 月 10 日付で発行した「2016 年 EMB 覚書回覧第 11 号」<sup>438</sup>では、EMB の各地方局長に対して、CCO に基づく登録と輸入許可、SQI の認可、および PICCS の認証の実施を徹底するよう指示している。これらの職務の権限は、「2002 年 DENR 覚書回覧第 12 号」<sup>439</sup>に基づき、EMB 地方局へ譲渡されている。

鉛の規制に関しては、2017 年 1 月 18 日、教育省 (Department of Education) が「学校における鉛フリー塗料の使用の義務化に関する 2017 年教育省命令第 4 号」<sup>440</sup>を制定しており、DAO2013-24 に準拠し、かつ、「学校への鉛フリー塗料の使用に関する 2016 年教育省覚書第 85 号」を強化し、2017 年 1 月 1 日までに鉛が添加された建築、装飾、家庭用塗料の段階的廃止を見越して、幼稚園、小学校、中学校といった全ての学校を対象として鉛フリー塗料の使用を義務づけている。本教育省命令は、多数の疾患をもたらす塗料に含まれる有害物質の曝露から児童を保護することを目的とし、鉛が含有された塗料の使用を禁止している。また、学校教室を改装や修復する際に、認定された鉛フリー塗料のみを使用することを義務付けた。更に、教材、玩具、学用品など、児童や教員が直接手に触れる学習教材を始め、机や椅子、黒板などの学校用備品、遊び場、校門、舗装されたコートなどの舗装も鉛フリー塗料を活用する。

**(a)-4 今後の予定**

2016 年 9 月末、新たな CCO として、ヒ素と六価クロムに関する行政命令案がそれぞれ発表された。六価クロムの場合はその使用が厳しく制限されるため、規制対象外の製品の製造工程を記載しているのに対して、ヒ素の場合はその使用が禁止される対象製品の製造工程を挙げている。それ以外では、両案とも、輸入認可、ラベル、保管および処理のための要件などを規定しており、規定内容も概ね同じである。ヒ素と六価クロムに関する行政命令案の概要を以下に示す。

ヒ素およびヒ素化合物に関する CCO 案		六価クロムおよび六価クロム化合物に関する CCO 案	
URL	ヒ素 CCO 案： <a href="http://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/09/CCO-for-Arsenic-Draft-4-edited.pdf">http://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/09/CCO-for-Arsenic-Draft-4-edited.pdf</a>		

<sup>438</sup> 2016 年 EMB 覚書回覧第 11 号

<http://119.92.161.2/embgovph/Portals/40/MC%202016-011.pdf>

<sup>439</sup> 2002 年 DENR 覚書回覧第 12 号 [http://policy.denr.gov.ph/2002/MC\\_2002-12.pdf](http://policy.denr.gov.ph/2002/MC_2002-12.pdf)

<sup>440</sup> 2017 年教育省命令第 4 号

[http://www.deped.gov.ph/sites/default/files/order/2017/DO\\_s2017\\_004.pdf](http://www.deped.gov.ph/sites/default/files/order/2017/DO_s2017_004.pdf)

ヒ素およびヒ素化合物に関する CCO 案	六価クロムおよび六価クロム化合物に関する CCO 案
	六価クロム CCO 案： <a href="http://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/09/DAO-CR6-ver-4edited.pdf">http://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/09/DAO-CR6-ver-4edited.pdf</a>
使用が禁止される製品の製造工程	使用制限の規制対象外製品の製造工程
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 肥料</li> <li>• 殺虫剤（木材の処理を目的として使用されるものは除く）</li> <li>• 木材処理・木材防腐製品</li> <li>• 玩具、学用品、化粧品</li> <li>• 商用の顔料および塗料</li> </ul> ただし、工業用の木材処理・木材防腐製品に使用されるヒ素およびヒ素化合物については、6年間の猶予期間が設けられる。一方で、建物用、装飾用および家庭用の木材処理・木材防腐製品については3年間の猶予期間が設定されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 顔料</li> <li>• インク</li> <li>• 繊維染料</li> <li>• 皮なめし</li> <li>• 電子機器</li> <li>• 保護塗装および塗料</li> <li>• 工業用実験室検査</li> <li>• ステンレス鋼</li> </ul>
規制内容	施行後、以下に示す者は、附属書 A で規定の登録書を EMB に提出し、登録をおこなわなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• すでに PCL 順守証明書を有し、対象物質の輸入、製造、流通または使用に関わる者。</li> <li>• 対象物質を含む廃棄物の輸送、リサイクル、処理、保管、処分に関わる者。</li> <li>• 新たに、対象物質の輸入、製造、流通または使用に関わる者。</li> </ul> この他、対象物質の含有量が 1%未満の場合に発行される PCL 適用除外は施行とともに無効となるため、その対象だった者も上記の登録が必要となる。 <p>対象物質を輸入する者は、EMB から輸入認可を取得するために申請を行わなければならない。輸入認可の申請は、6 ヶ月毎に行い、輸入前の少なくとも 30 日前には実施しなければならない。</p>

ヒ素に関する CCO に関しては、2017 年 3 月 2 日、環境団体 EcoWaste Coalition が EMB に対してさらに厳格化するよう要請したことを発表した。具体的に、現在の法案にはヒ素の使用を例外的に認める用途として木材処理用殺虫剤が規定されているが、EcoWaste Coalition はこの適用除外の撤廃を求めている。

上記 2 つの法案についてのコメントがある場合は、[chemicals@emb.gov.ph](mailto:chemicals@emb.gov.ph) にて受け付けている。今後、両案の制定に向けた動向を注視する必要がある。

## (a)-5 その他

## 【GHS】

フィリピンでは、環境天然資源省（DENR）と労働雇用省（DOLE）より、GHS に関する法令が出されており、ここでは、DENR 所管の GHS に関する法規制について記述する。なお、DOLE 所管の GHS に関しては、【(d) 労働安全衛生】で取り上げることとする。

DENR が所管する GHS 関連の法令は以下の通りである。

- 2015 年行政命令第 09 号「GHS の実施のための SDS 作成および有害化学物質の表示要件に関する規則および手続き」（DAO2015-09）
- 2015 年 EMB 覚書回覧第 011 号「DAO2015-09 のためのガイダンス・マニュアル」（EMB MC2015-011）

2011 年に法案が公開された DAO2015-09 には当初、ラベリングや SDS、絵表示などに関する附属書も盛り込まれていたが、2015 年 5 月 19 日に制定された際には、それらの文書は添付されていなかった。そのため、EMB は GHS 実施のためのガイダンス・マニュアルを策定し、2015 年 8 月 24 日付けの覚書回覧にて公布した。この GHS ガイダンスは国連 GHS 文書第 4 版に基づき作成されたもので、2016 年から GHS の対象である PCL 全 64 物質が掲載されている。

DAO2015-09 および EMB MC2015-011 の概要は以下の通りである。

法令名	2015 年行政命令第 09 号「GHS の実施のための SDS 作成および有害化学物質の表示要件に関する規則および手続き」 DAO2015-09 Rules and Procedures for Implementation of GHS in Preparation of SDS and Labelling Requirement of Toxic Chemical Substances
URL	<a href="http://server2.denr.gov.ph/uploads/rmdd/dao-2015-09.pdf">http://server2.denr.gov.ph/uploads/rmdd/dao-2015-09.pdf</a>
目的	以下の化学品安全目標との調和を取りながら、有毒化学物質やその他の選定有害物質および混合物の有害性等に関して、国民に知らせ、周知を促す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 工業用有害化学品および混合物に関する SDS およびラベルの作成と提出に関し、関係するステークホルダーが順守すべき手続き面でのガイドラインおよび要件を策定し、規定する。</li> <li>• 工業用有害化学品および混合物にかかる適切なラベリング（再貼付・貼り替えを含む）のための要件の実施を強化する。</li> </ul>

法令名	<p><b>2015 年行政命令第 09 号「GHS の実施のための SDS 作成および有害化学物質の表示要件に関する規則および手続き」</b>  <b>DAO2015-09 Rules and Procedures for Implementation of GHS in Preparation of SDS and Labelling Requirement of Toxic Chemical Substances</b></p>										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業用有害化学品および混合物の安全な利用・管理を目指す GHS のコンセプトと基本理念の採択に関する意識を高め、能力の向上を促す。</li> </ul>										
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境天然資源省 (DENR)</li> </ul>										
規制対象物質	<p>実施スケジュール (第 4 条)</p> <p>対象となる化学品と施行開始年を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="395 842 1361 1184"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 842 1158 893">化学品</th> <th data-bbox="1158 842 1361 893">施行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 893 1158 990">CCO の適用対象である単一の物質および化合物、ならびに PCL に当初掲載された化学品</td> <td data-bbox="1158 893 1361 990">2016 年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 990 1158 1041">高生産量有害化学品</td> <td data-bbox="1158 990 1361 1041">2017 年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1041 1158 1137">国際航空運送協会 (IATA) および国際海上危険物規程 (IMDG) の危険物リストに掲載された有害化学品</td> <td data-bbox="1158 1041 1361 1137">2018 年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1137 1158 1184">混合物</td> <td data-bbox="1158 1137 1361 1184">2019 年</td> </tr> </tbody> </table>	化学品	施行	CCO の適用対象である単一の物質および化合物、ならびに PCL に当初掲載された化学品	2016 年	高生産量有害化学品	2017 年	国際航空運送協会 (IATA) および国際海上危険物規程 (IMDG) の危険物リストに掲載された有害化学品	2018 年	混合物	2019 年
化学品	施行										
CCO の適用対象である単一の物質および化合物、ならびに PCL に当初掲載された化学品	2016 年										
高生産量有害化学品	2017 年										
国際航空運送協会 (IATA) および国際海上危険物規程 (IMDG) の危険物リストに掲載された有害化学品	2018 年										
混合物	2019 年										
規制内容	<p><b>【一般的手続きおよび要件 (第 5 条)】</b></p> <p>有害化学品および混合物の SDS 作成およびラベル表示にあたっては、DAO1992-29 第 2 編および規制対象である種々の化学品に関するその他の DAO において求められる一般的要件のほか、以下の要件および手続きが課せられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>SDS およびラベルの作成と提出 (5.1)</li> <li>スクリーニング、審査、および照合 (5.2)</li> <li>検査 (5.3)</li> <li>労働者が情報を正しく理解できるようにするため、ラベルの解釈／識別および (5.4)</li> </ul> <p>化学品の輸入者、製造者、供給者、および販売者は、許認可を得る際に、SDS とラベルを提出することとなるが、その際には標準作業手順に従い、完全な説明責任を担保する公正証書とともに提出する (ただし提出時期については本命令のなかで言及されていないため不明)。提出された SDS およびラベルは、まず GHS への適合性について EMB の化学管理スタッフによるスク</p>										

法令名	<p>2015 年行政命令第 09 号「GHS の実施のための SDS 作成および有害化学物質の表示要件に関する規則および手続き」</p> <p>DAO2015-09 Rules and Procedures for Implementation of GHS in Preparation of SDS and Labelling Requirement of Toxic Chemical Substances</p>
	<p>リーニングを受け、その後 GHS 審査委員会による審査を受けることとなる。</p> <p><b>【特別な要件および基準（第 6 条）】</b></p> <p>すべての工業用有害化学品および混合物にかかる危険有害性の情報伝達においては、ラベルおよび SDS を通じて以下の詳細な項目および要素を示さなくてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ラベル表示要件（再貼付・貼り替え含む）（6.1） <p>化学物質および混合物の危険有害性およびリスク、ならびに重要な情報を明確に伝達するため、GHS のラベルは、適切な製品特定名、供給者特定名、化学的同一性、シンボル、絵表示、注意喚起語、危険有害性情報および注意書きを含むものでなければならず、なおかつ保管施設／場所および輸送機関／車輦内に設置されなくてはならない（6.1.2）。</p> </li> <li>• SDS 要件（6.2） <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 有害化学物質または混合物の特定、および製造者または供給者の特定（6.2.1）</li> <li>➢ 危険有害性の特定（6.2.2）</li> <li>➢ 組成および成分情報（6.2.3）</li> <li>➢ 応急処置（6.2.4）</li> <li>➢ 火災時の措置（6.2.5）</li> <li>➢ 漏出時の措置（6.2.6）</li> <li>➢ 取扱いおよび保管（6.2.7）</li> <li>➢ 曝露の制御および人体の保護（6.2.8）</li> <li>➢ 物理的および化学的性質（6.2.9）</li> <li>➢ 安定性および反応性（6.2.10）</li> <li>➢ 有害性情報（6.2.11）</li> <li>➢ 環境影響情報（6.2.12）</li> <li>➢ 廃棄上の注意（6.2.13）</li> <li>➢ 輸送に関する情報（6.2.14）</li> <li>➢ 国内規制および参照情報（6.2.15）</li> </ul> </li> </ul>

法令名	<p>2015 年行政命令第 09 号「GHS の実施のための SDS 作成および有害化学物質の表示要件に関する規則および手続き」</p> <p>DAO2015-09 Rules and Procedures for Implementation of GHS in Preparation of SDS and Labelling Requirement of Toxic Chemical Substances</p>
	<p>➤ その他の情報 (6.2.16)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- SDS は英語で作成すること</li> <li>- SDS は 16 節で構成し、GHS に基づく SDS 文書に示された順番および態様で記載すること</li> </ul> <p>【企業情報の機密性 (第 8 条)】</p> <p>CBI の主張は、混合物内の化学品の名称およびその濃度に制限されるものとする。CBI に関するこのルールは、製品特定のための規則に優先する。</p> <p>等</p>

法令名	<p>2015 年 EMB 覚書回覧第 011 号「DAO2015-09 のためのガイダンス・マニュアル」</p> <p>EMB MC2015-011 Guidance Manual for DAO2015-09</p>
URL	<p><a href="http://119.92.161.2/embgovph/Portals/40/DAO-2015-09-GUIDANCE-MANUAL.pdf">http://119.92.161.2/embgovph/Portals/40/DAO-2015-09-GUIDANCE-MANUAL.pdf</a></p>
目的	<p>GHS の実施に関する DAO2015-09 のためのガイダンス・マニュアルを定めるために、本法令を制定する。</p>
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境管理局 (EMB)</li> </ul>
規制対象物質	<p>DAO2015-09 の第 4 条 (実施スケジュール) の規定に該当する化学物質</p>
規制内容	<p>本ガイダンスは大きく分けて以下の 5 つのセクションから構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A) 化学品の分類のためのガイダンス・マニュアル</li> <li>B) CCO の対象である単一物質および混合物、ならびに PCL の初期リスト (フィリピンにおける GHS 実施において、最初に対象となる物質群)</li> <li>C) GHS の絵表示</li> <li>D) ラベル作成に関するガイダンス・マニュアル</li> <li>E) SDS 作成に関するガイダンス・マニュアル</li> </ul>

法令名	2015 年 EMB 覚書回覧第 011 号「DAO2015-09 のためのガイダンス・マニュアル」 EMB MC2015-011 Guidance Manual for DAO2015-09
	<p>対象化学品の輸入者、製造者、供給者、および販売者は SDS を EMB に提出することとなるのだが、本ガイダンスによると、提出した SDS の最新版は当局によって以下の目的に利用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• フィリピン国内に存在する化学品の監視</li> <li>• 既存化学物質リスト (PICCS) の更新</li> <li>• 化学品が関与する緊急事態時における情報提供</li> <li>• 将来の包括的な化学品データベースの構築に向けた情報収集</li> </ul> <p>*本ガイダンス・マニュアルはこくれん GHS 文書第 4 版に基づき作成されたものである。</p>

#### 【爆発物の原料となり得る化学物質を規制する規則】

内務・地方政府省 (DILG) は 2016 年 7 月 25 日、「制限化学物質に関する実施規則 (Implementing Rules and Regulations on Controlled Chemicals)」<sup>441</sup>を公布し、対象物質の製造、取引、輸出入、輸送および保管などが規制される<sup>442</sup>。本規則は RA9516 により改正された PD1866 のセクション 4-C~4-F (制限対象となる化学物質、制限化学物質の保管・取扱い・輸送に際して必要な手続きの合理化、トラック・サービス車両を含む運輸事業者の認証に関するガイドライン) に即した内容となっている。本規則の概要は、以下の通りである。

法令名	制限化学物質に関する実施規則 Implementing Rules and Regulations on Controlled Chemicals on pursuant to section 4-C to 4-F of PD1866 as amended by RA9516
URL	<a href="http://www.peza.gov.ph/images/pnpirr.pdf">http://www.peza.gov.ph/images/pnpirr.pdf</a>
目的	爆発物または爆発物の原料の製造のために使用され得る化学物質の製造、取

<sup>441</sup> <http://www.peza.gov.ph/images/pnpirr.pdf> 本規則は官報での公示から 15 日後かつフィリピン大学法律センターへの提出をもって発効する。

<sup>442</sup> フィリピン政府は近年、テロ攻撃のリスク増加を受けて爆発物の原料になり得る化学物質の取締りを強化しており、フィリピン国家警察 (PNP) 長官は 2016 年 6 月、本規則に署名、承認した。

法令名	<b>制限化学物質に関する実施規則</b> <b>Implementing Rules and Regulations on Controlled Chemicals on pursuant to section 4-C to 4-F of PD1866 as amended by RA9516</b>
	引、輸入、輸出、輸送、保管などを規制するために、本規則を制定する。
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>内務・地方政府省 (DILG)</li> </ul>
規制対象物質	制限化学物質 (Controlled Chemicals) : 爆発物または爆発物の原料の製造のために使用され得る化学物質であり、附属書 A で規定される 32 物質で、高リスクと低リスクの 2 種類に分類される。
規制内容	<p><b>【免許の取得】</b></p> <p>制限化学物質の製造、取引、購入に従事する者は免許を取得しなければならない。免許の発行に際して必要となる書類は、申請書に加え、事業許可書、プロセスフローチャート (製造者と購入者のみ)、サプライヤーから提供される制限化学物質の SDS、最も近い警察本部までの距離を示すための工場および保管施設の周辺案内図などである。</p> <p><b>【制限化学物質の輸入規制】</b></p> <p>制限化学物質の輸入を望む免許取得者で、マニラ首都圏に所在がある場合は、フィリピン国家警察 (PNP) の内部組織である銃器爆発物局 (FEO) の局長を通じて、PNP の長官に申請書を提出しなければならない。マニラ首都圏以外の場合、州警察または市警察のディレクターに申請書を提出することとなる。</p>

図表 制限化学物質に関する実施規則の対象とする化学物質の一覧

**a. HIGH-RISK CONTROLLED CHEMICALS:**

No.	Chemical Name	Chemical Formula	CAS Number
1	Ammonium Cerium (IV) Nitrate	Ce(NH <sub>4</sub> ) <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>6</sub>	16774-21-3
2	Ammonium Nitrate	(NH <sub>4</sub> )(NO <sub>3</sub> )	6484-52-2
3	Fertilizer containing ≥70% Ammonium Nitrate		
4	Ammonium perchlorate	NH <sub>4</sub> ClO <sub>4</sub>	14787-73-0
5	Calcium Nitrate	Ca(NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub>	10124-37-5
6	Guanidinium Nitrate	CH <sub>6</sub> N <sub>4</sub> O <sub>3</sub>	506-93-4
7	Hydrogen Peroxide, >52%	H <sub>2</sub> O <sub>2</sub>	7722-84-1
8	Magnesium Perchlorate	Mg(ClO <sub>4</sub> ) <sub>2</sub>	10034-81-8
9	Nitric Acid, >3%	HNO <sub>3</sub>	7697-37-2
10	Potassium Nitrate ≥40%	KNO <sub>3</sub>	7757-79-1
11	Potassium Perchlorate ≥40%	KClO <sub>4</sub>	7778-74-7
12	Potassium Permanganate	KMnO <sub>4</sub>	7722-64-7
13	Sodium Chlorate ≥40%	NaClO <sub>3</sub>	7775-09-9
14	Sodium Nitrate	NaNO <sub>3</sub>	7631-99-4
15	Sodium Perchlorate ≥40%	NaClO <sub>4</sub>	7791-07-3

**b. LOW-RISK CONTROLLED CHEMICALS:**

No.	Chemical Name	Chemical Formula	CAS Number
1	Aluminum Granular/Powder	Al	7429-90-5
2	Ammonium Chlorate	NH <sub>4</sub> ClO <sub>3</sub>	10192-29-7
3	Barium Chlorate	Ba(ClO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub>	13477-00-4
4	Barium Chromate	BaCrO <sub>4</sub>	10294-40-3
5	Barium Nitrate	Ba(NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub>	10022-31-8
6	Calcium Chlorate	Ca(ClO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub>	10137-74-3
7	Chromium (III) Nitrate	Cr(NO <sub>3</sub> ) <sub>3</sub>	7789-02-8
8	Copper Nitrate (Cupric nitrate)	Cu(NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub>	10031-43-3 (trihydrate)
9	Ferric (III) Nitrate	Fe(NO <sub>3</sub> ) <sub>3</sub>	782-61-8
10	Hydrogen Peroxide, 13-52%	H <sub>2</sub> O <sub>2</sub>	7722-84-1
11	Nickel (II) Nitrate	Ni(NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub>	13138-45-9
12	Potassium Chlorate, <40%	KClO <sub>3</sub>	3811-04-9
13	Potassium Nitrate, <40%	KNO <sub>3</sub>	7757-79-1
14	Potassium Perchlorate, <40%	KClO <sub>4</sub>	7778-74-7
15	Sodium Chlorite, >40%	NaClO <sub>2</sub>	7758-19-2
16	Sodium Perchlorate, <40%	NaClO <sub>4</sub>	7791-07-3
17	Sulfur Flakes/Powder	S <sub>8</sub>	7704-34-9

本規則に関しては、フィリピン半導体・電子工業会（SEIPI）が免許や許可書の取得に要する時間の短縮を要求している<sup>443</sup>他、輸出業界団体が制限化学物質の混合物への規則の適用が曖昧で、混乱と手続きの遅延を招く恐れがあると指摘している。

<sup>443</sup>ドゥテルテ大統領の「政府機関における各種申請の処理を合理化し、3日以内に各件の処理を終わらせる」という命令に一致した要求

また、国内の手工業に従事する中小零細企業は、制限化学物質リストから、過酸化水素 (hydrogen peroxide) 等の化学物質を直ちに除外することを政府へ要求しているという<sup>444</sup>。製造過程において頻繁に使用されるこれらの化学物質が制限化学物質と定義付けられていることで、煩雑な順守手続きと順守コストの増加により、中小零細企業は事業存続の危機に瀕している。過酸化水素を使用して製品を製造する手工業の中小零細企業は、制限化学物質の実施規則に伴い、過酸化水素を 1 リットルといった少量を購入した場合でも PNP からの許可が必要になるなど、本規則の順守が負担となっている。その結果、一部のサプライヤーは PNP 許可申請を回避するため、過酸化水素を使用した製品の製造販売を停止している。また、大部分のサプライヤーは、実施規則の施行に伴い過酸化水素の入手が困難となっており、正規価格よりも最大 200% も高額な闇市場にて同化学物質を調達することを強いられているという。また、手工業製品やバックを製造する別のメーカーは、製造過程にて漂白剤として利用している過酸化水素や硫黄粉末の割当制限に関する明確な定義付けを、貿易産業省 (DTI) へ求めている。これらの製造業者が過去に化学物質を購入していたサプライヤーによると、規制当局からの許可は審査段階にあり、承認手続きが滞っているという。現在地方政府が課している事業許可に向けた登録や更新などの一連の新規要件も、中小零細企業にとって手続きが煩雑であるため、事業者の追加負担となっていると指摘している。また、これらの規制以外にも、DENR がオンライン申請による環境順守認定書 (Certificate of Non-Coverage) の取得を義務付けている。しかし、大部分の中小零細企業や新興企業は、オンラインへのアクセスやその知識を有していない。また、これらの企業は、自宅の裏庭や簡易作業場などで製造を行っていることから、市当局の技術担当者による工場の床面積の図面の確認や承認などの要件順守は技術的に達成が困難である。このように、フィリピンにおける中小零細企業は、順守すべき様々な規則や要件が存在しており、事業運営を行う負担となっているため、フィリピン政府に対して負担軽減を求めている。

---

<sup>444</sup><http://www.philstar.com/business/2016/02/28/1557410/philexport-urges-removal-regulatory-control-chemicals-restrictions>

## (b) PRTR

フィリピンには、PRTR に対応する法令は定められていないが、類似した制度として「自主監視報告制度 (SMR 制度 : Self-Monitoring Report System)」が導入されている。環境管理局 (EMB) が SEECCTA プロジェクト<sup>445</sup>を開始したことをきっかけとし、その一環として DENR が 2003 年 7 月 4 日に制定した行政命令第 27 号により、改訂版 SMR 制度を順守監視制度の一部として採用した。また、具体的な報告項目や様式、手続きの詳細については、DAO2003-27 のための参照マニュアル<sup>446</sup>を定めた 2003 年 EMB 覚書回覧第 008 号を参照されたい。

SMR 制度の目的は、SMR の提出に対する企業の積極性を促し、企業の自主的管理を向上させることである。そのため、提出された SMR については規制順守状況の確認に用いられるが、その結果を利用して何らかの評価を行うことはなされていない。

2003 年 DENR 行政命令第 27 号および 2003 年 EMB 覚書回覧第 008 号の概要は、以下の通りである。

法令名	2003 年 DENR 行政命令第 27 号「自主監視報告の作成提出」 DAO2003-27 Amending DAO 26, DAO 29 and DAO 2000-81 among others on the Preparation and Submission of Self-Monitoring Report
URL	<a href="http://policy.denr.gov.ph/2003/dao2003-27.pdf">http://policy.denr.gov.ph/2003/dao2003-27.pdf</a>
目的	SMR 制度の目的は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者が環境基準の順守状況を自主的に表明できるようにすること。</li> <li>EMB が事業者の環境基準の順守状況を確認できるようにすること。</li> </ul>
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境天然資源省 (DENR)</li> </ul>
規制対象物質	EMB MC2003-008 の参照マニュアルに記載の報告項目に該当する法令等で規制されている物質。

<sup>445</sup> Strengthening Environmental Enforcement and Compliance Capacity Technical Assistance Project、EMB の環境経営や保護の担当能力強化、および産業界の環境保護への取組状況に関する情報開示の強化を目的として実施されたもの。日本政府と世界銀行が共同で設置した基金 (Policy and Human Resources Development Fund) から資金が提供されている。

<sup>446</sup> 米国 EPA の National Environmental Performance Track Program 及び Audit Policy Interpretive Guidance を参考として作成されている。

法令名	2003 年 DENR 行政命令第 27 号「自主監視報告の作成提出」 DAO2003-27 Amending DAO 26, DAO 29 and DAO 2000-81 among others on the Preparation and Submission of Self-Monitoring Report
規制内容	<p>【対象業種（第 3 条）】</p> <p>DAO1992-26<sup>447</sup>（汚染監視事業者に関する事項）の附表 A（汚染監視の求められる業種）および附表 B（常時汚染監視が必要とされる事業者）に指定された事業者は、SMR を提出しなければならない。</p> <p>【SMR の提出（第 5 条）】</p> <p>対象事業者は、SMR を年 4 回、基準日から 15 日以内に提出しなければならない。SMR の提出は、書面またはメール等の電子媒体で行うこと。</p> <p>【SMR の評価（第 6 条）】</p> <p>EMB は 15 営業日以内に、提出された SMR を審査しなければならない。</p> <p>【機密性（第 7 条）】</p> <p>EMB による SMR の評価後、各 SMR は公開されるが、RA6969 に基づく企業の機密情報（CBI）は公開されない。</p>

法令名	2003 年 EMB 覚書回覧第 008 号「DAO2003-27 のための参照マニュアル」 EMB MC2003-008 Procedural and Reference Manual for DAO 2003-27
URL	<a href="http://pepp.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/06/SMR-DAO-2003-27.pdf">http://pepp.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/06/SMR-DAO-2003-27.pdf</a>
目的	DAO2003-27 のための具体的な報告項目や様式、手続きの参照マニュアルを定めるため、本法令を制定する。
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境管理局（EMB）</li> </ul>
規制対象物質	<p>報告対象物質は、以下の法規制等の規制対象物質である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有害物質および有害・核廃棄物管理法（RA6969）</li> <li>水質汚濁防止法（PD984）←<u>水質浄化法（RA9275）により廃止</u></li> <li>大気浄化法（RA8749）</li> <li>一般環境の大気質および水質モニタリング等（PD1586）</li> </ul>
規制内容	<p>【報告事項】</p> <p>SMR 制度の趣旨は、企業の環境規制の順守状況を確認することを目的としているため、環境規制に関するモニタリング結果を報告する必要がある。本参</p>

<sup>447</sup> DAO1992-26 [http://policy.denr.gov.ph/1992/DENR\\_DAO\\_92-26.pdf](http://policy.denr.gov.ph/1992/DENR_DAO_92-26.pdf)

法令名	2003 年 EMB 覚書回覧第 008 号「DAO2003-27 のための参照マニュアル」 EMB MC2003-008 Procedural and Reference Manual for DAO 2003-27
	<p>照マニュアルには、報告の項目別のフォーマットが用意されている（下記参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• MODULE 1：一般情報</li> <li>• MODULE 2：有害物質および有害・核廃棄物管理法(RA6969)の順守状況             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ MODULE 2A：CCO Report（化学品管理令報告）に係る事項</li> <li>➢ MODULE 2B：有害廃棄物の排出事業者に係る事項（廃棄量、保管量、取扱量等）</li> <li>➢ MODULE 2C：有害廃棄物の処理事業者、リサイクル事業者に係る事項（処理量、保管量、未処理量）</li> </ul> </li> <li>• MODULE 3：水質汚濁防止法(PD984)の順守状況（排水量、排水濃度、処理コスト等）  <u>*PD984 は 2004 年共和国法第 9275 号「水質浄化法」(RA9275) により廃止されている。</u> </li> <li>• MODULE 4：大気浄化法(RA8749)の順守状況（燃焼量、排気量、排気濃度、処理コスト等）</li> <li>• MODULE 5：一般環境の大気質および水質モニタリング等（事業所周辺濃度等）</li> <li>• MODULE 6：その他 事故等の記録</li> </ul> <p><b>【SMR の評価】</b></p> <p>提出された SMR は以下の観点から評価がなされ、評価の完了した SMR は順次公開される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• SMR を受領した地域事務所は、まず SMR の必要事項がすべて入力されているかチェックする。未記入箇所や修正が必要と認められた場合は、SMR は直ちに事業者に差し戻される。EMB は、提出された SMR を 15 営業日以内に審査しなければならないとされている。</li> <li>• 次に、EMR による技術的な評価がなされる。技術評価は、少なくとも以下の観点で行われなければならないとされている。             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 全ての記入情報が要求に合致しているか</li> <li>- 適切な測定単位が示されているか</li> <li>- 全ての記入情報は、データ収集、モデリング、サンプリング、分析の</li> </ul> </li> </ul>

法令名	2003 年 EMB 覚書回覧第 008 号「DAO2003-27 のための参照マニュアル」 EMB MC2003-008 Procedural and Reference Manual for DAO 2003-27
	<p>標準的な手法により正確に示されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 全ての記入情報について、所見、評価、分析、勧告の観点から整合性が取れているか</li> <li>- 環境基準の要求基準に対応しているか</li> </ul>

SMR 制度の参照マニュアルによると、報告事項には、有害物質や有害廃棄物をはじめ、水質や大気等の法規制への順守状況が含まれており、自主的ではあるが、報告書を揃えるためには、それなりの時間と費用を要するものと推測される。本参照マニュアルは 2003 年版（初版）であるが、それ以降、改訂版が発表されたかどうかは確認が取れなかった。ちなみに、2003 年版では、報告事項に「水質汚濁防止法（PD984）の順守状況」が入っているが、2004 年に公布された「水質浄化法（RA8749）」により PD984 は廃止されている。そのため、現在 SMR 制度そのものが確実に運用されているかどうか疑わしい。本調査では、参照マニュアルの策定を担当した EMB のサイトを確認したが、関連する情報は見当たらなかった。

**(c) 毒物**

共和国法第 6969 号「有害物質および有害・核廃棄物管理法」(以下、RA6969)は、急性毒性についても対象としており、日本の毒劇法の範囲をカバーしていると考えられる。ただし、毒劇法で定められている営業者の登録制度、容器等への表示等の規制は RA6969 では定められておらず、「有害化学物質の表示、販売、流通を規制する権限を保健省に与える大統領令第 881 号(Presidential Decree 881 Empowering the Secretary of Health to Regulate the Labeling, Sale and Distribution of Hazardous Substances)」(以下、PD 881)<sup>448</sup>が対応する。なお、PD 881 については、家庭用品規制法の項でも述べる。

**(c)-1 制定の経緯**

PD 881 の前文に、次の通り示されている。

「食品・薬品・化粧品法(共和国法第 3720 号)(以下 RA 3720)は、食品、薬品、および化粧品の品質測定方法を規定しているが、食品、薬品、化粧品以外にも、公衆の健康と安全に有害な物質が存在する。しかし、フィリピンには有害物質の表示、販売、流通を規制する法令は存在しなかった。そこで、健康と安全に対する有害性から国民を保護するべく、本法律が制定された」。

**(c)-2 現行の法令の内容**

PD881 の概要は以下の通りである。

法令名	有害化学物質の表示、販売、流通を規制する権限を保健省に与える大統領令第 881 号 Presidential Decree 881 Empowering the Secretary of Health to Regulate the Labeling, Sale and Distribution of Hazardous Substances	
URL	<a href="http://www.fda.gov.ph/attachments/article/29040/PD%20881%20-%20Houshold%20Hazardous%20Act.pdf">http://www.fda.gov.ph/attachments/article/29040/PD%20881%20-%20Houshold%20Hazardous%20Act.pdf</a>	
目的	有害化学物質の表示、販売、流通を規制する権限を保健省に与えるため、本大統領令を制定する。	
所轄官庁	• 保健省 (DoH)	
規制対象物質	【有害物質に関する定義】	
	分類	定義

<sup>448</sup> 食品医薬品庁 (FDA) 大統領令第 881 号  
[www.fda.gov.ph/issuances/292-cosmetic...others/29040-presidential-decree-no-881](http://www.fda.gov.ph/issuances/292-cosmetic...others/29040-presidential-decree-no-881)

法令名	有害化学物質の表示、販売、流通を規制する権限を保健省に与える大統領令 第 881 号 <b>Presidential Decree 881 Empowering the Secretary of Health to Regulate                  the Labeling, Sale and Distribution of Hazardous Substances</b>	
	有害性物質 Hazardous substances (第 1 条(d)(1))	(A) 有毒 (ii) 腐食性 (iii) 刺激性 (iv) 強感作性 (v) 引火性または可燃性 (vi) 分解、熱等により圧力を生じる物質または混合物(習慣または合理的に予測できる子供による摂取の結果の接近により相当な傷害または疾病を引き起こす可能性がある場合) (B) 大臣が本命令の規定に従って規則により本項(A)に該当すると認める物質 (C) 放射性物質(公衆の健康のため表示要件に従うことが必要と大臣が規則により定める特定の分類の成形品に使用されるもの、または包装されたもの) ただし本定義は、食品、医薬品、化粧品、調理・暖房、冷蔵用途の燃料を除く。
	有毒 Toxic (第 1 条(e))	経口摂取、吸入、体表からの吸収により人に傷害または疾病または死亡を引き起こす可能性のある(放射性物質以外の)物質
	非常に有毒 Highly Toxic (第 1 条(f))	以下のいずれかの影響を与える物質をいう。 (1) 50mg/kg bw 以下の経口単回投与により、体重 200 から 300g の 10 匹以上の実験用ホワイトラットのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる (2) 200 体積 ppm 以下の濃度のガスまたは蒸気、または 200mg/L 以下のミストまたはダストを 1 時間以下の連続吸入させたとき、体重 200 から 300g の 10 匹以上の実験用ホワイトラットのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる(物質が合理的に見える方法で使用される場合、この濃度に人が遭遇する可能性が高い条件において) (3) 200mg/kg bw 以下を投与した場合、または 24 時間以下にわたり裸の皮膚に連続的に接触させた場合に、10 匹以上のウサギのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる。
	虚偽表示有害物質 Misbranded hazardous	家庭で(特に子どもが)使用することを目的としたまたはそのために適した包装をされた有害物質であって、 <u>以下</u>

<p>法令名</p>	<p>有害化学物質の表示、販売、流通を規制する権限を保健省に与える大統領令 第 881 号 <b>Presidential Decree 881 Empowering the Secretary of Health to Regulate the Labeling, Sale and Distribution of Hazardous Substances</b></p>	
	<p>substance (第 1 条(n))</p>	<p><u>に示す表示項目・要件、または大臣が規則により発行する 表示・包装要件に違反しているもの</u> (1) 製造者、包装者、販売者指名および所在地 (2) 化学物質の一般名称、通称 (3) 引火性物質には「危険」と表示 (4) その他の有害化学物質には、「警告」あるいは「注意」と表示 (5) 引火性、蒸気が有害、やけどをおこす、皮膚から吸収される、等の有害性を示す簡潔な記述、他全10項目</p>
	<p>禁止有害物質 Banned hazardous substance (第 1 条(o))</p>	<p>(1) 子どもが使用するあらゆる玩具またはその他の成形品であってそれ自体有害であるか、人体に有害な物質を含むまたは保持するもの、または(2) 家庭で使用することを目的とした、または家庭での使用に適した態様で包装されたあらゆる有害物質であって、<u>大臣が規則において「禁止有害物質」と指定するもの</u></p>
<p>規制内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 規制当局は、大臣の承認の下、本命令の実施規則を策定する。大臣は、本規則の適用対象範囲と適用除外を定めることができる。これらの規則に違反した商品は「虚偽表示有害物質 (misbranded hazardous substance)」とみなされる (第2条)</li> <li>- 虚偽表示有害物質および禁止有害物質が販売された場合、通常の手続きに従って、没収される (第3条(a))</li> <li>- PD 881の適用対象となる品目は、1977年行政命令第312号「家庭用有害物質」 (Administrative Order No. 312 s. 1977 Household Hazardous Substances、以下AO1977-312) <sup>449</sup>に5つのカテゴリーに分けて定められている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(I) 石油蒸留物を含む製品</li> <li>(II) 光沢剤・ワックス</li> <li>(III) 洗剤</li> <li>(IV) DIY・趣味用品</li> </ul> </li> </ul>	

<sup>449</sup> 保健省食品医薬品庁

<http://www.fda.gov.ph/attachments/article/17223/ao%20312%20s%201977.pdf>

法令名	有害化学物質の表示、販売、流通を規制する権限を保健省に与える大統領令 第 881 号 <b>Presidential Decree 881 Empowering the Secretary of Health to Regulate          the Labeling, Sale and Distribution of Hazardous Substances</b>
	<p>(V)園芸用品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 適用除外範囲は、1979年行政命令第39号 (Administrative Order No. 39 s. 1979 Delisting of Fertilizer, Pesticide, Insecticide and Other Economic Poison as Household Hazardous Substances) に定められている (具体的な品目は、家庭の園芸用の肥料および農薬)。</li> <li>- PD 881の実施規則は、1976年行政命令第303号「有害物質およびその製造者の登録に関する行政命令」(Registration of Hazardous Substances and Manufacturer of Hazardous Substances Administrative Order No. 303 Series of. 1976) <sup>450</sup>に定められている。</li> <li>- PD881 (第1条(n)に定める表示項目の他、詳細な表示要件が「1977年行政命令第311号「有害物質の表示要件」 (Labelling Requirements of Hazardous Substances Administrative Order No. 311 s. 1977、以下 AO1977-311) <sup>451</sup>に定められている。</li> </ul> <p>【有害性の判断基準について】</p> <p>ハザードベースで規定されている。非常に有毒 (Highly Toxic) に分類される物質の毒性の基準値を日本の毒劇法における判定基準と比較すると、経口についてはLD<sub>50</sub>が50mg/kg以下、経皮についてはLD<sub>50</sub>が200mg/kg以下とされており一致する。ただし、吸入の場合は異なっている<sup>452</sup>。</p>

1977 年行政命令第 312 号「家庭用有害物質」の概要は以下の通りである。

法令名	1977 年行政命令第 312 号「家庭用有害物質」 <b>Administrative Order No. 312 s. 1977 Household Hazardous Substances</b>
URL	<a href="http://www.fda.gov.ph/attachments/article/17223/ao%20312%20s%201977">http://www.fda.gov.ph/attachments/article/17223/ao%20312%20s%201977</a>

<sup>450</sup> 1976 年行政命令第 303 号「有害物質およびその製造者の登録に関する行政命令」  
<http://www.fda.gov.ph/attachments/article/17285/ao%20303%20s%201976.pdf>

<sup>451</sup> 1977 年行政命令第 311 号「有害物質の表示要件」

<http://www.fda.gov.ph/attachments/article/17224/ao%20311%20s%201977.pdf>

<sup>452</sup> 厚生労働省 (日本) <http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/teigi.html> (2017 年 2 月 15 日アクセス)

	<a href="#">pdf</a>
目的	家庭用有害物質を規制するために、本行政命令を制定する。
所轄官庁	• 保健省 (DoH)
規制対象物質	PD 881 に定義する「有害物質」。
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>- PD 881に定義する「有害物質」を製造、流通、販売する全ての人または事業者は、食品医薬品庁 (FDA: Food and Drug Administration) に登録し、ライセンスまたは権限の交付を受けなければならない (第2条(b))</li> <li>- 有害物質を製造・流通・販売しようとする者は、取り扱う有害物質の性質などの情報を提出し、FDAに登録申請をすることができる (第2条(c))</li> <li>- 審査の結果、FDAにより登録申請が認められた場合、登録番号が付与される。全ての登録事業者は、ライセンスを毎年3月末に更新しなければならない (第2条(d、e))</li> <li>- 有害物質は、FDAに正式に登録されない限り流通・販売してはならない (第3条(a))</li> <li>- いずれの有害物質も、申請者が当該有害物質の製造、輸入、販売、流通を実施するための有効なライセンスを保有していない限り、その登録の申請を受理してはならない (第3条(b))</li> </ul> <p>ただし、2013年に特定の家庭用品 (接着剤、塗料、洗剤など) を対象として、この製造・流通・販売業者の「登録」義務が「届出」義務に変更され、その後さらに2015年にその届出義務が撤廃された。詳しくは、「家庭用品規制法」の項目を参照されたい。</p>

**(c)-3 運用状況**

【(f) 家庭用品】の項目を参照。

**(c)-4 今後の予定**

【(f) 家庭用品】の項目を参照。

## (d) 労働安全衛生

### (d)-1 制定の経緯

職業労働安全関連に対応する法令は、以下の通りである。

- **1974 年大統領令第 442 号「フィリピン共和国労働規約」(PD1974-442)**  
フェルナンド・マルコス政権下の 1974 年に米国の基準をモデルとして本労働規約を定めた。2015 年に一部廃止および追加されており、条項番号も変更されている<sup>453</sup>。
- **1978 年労働安全衛生基準 (OSHS : Occupational Safety and Health Standards)**  
OSHS は、労働規約 (PD1974-442) 第 162 条に基づき定められたものであり、労働者の健康と安全を保障するための法的基盤である。OSHS は、発布する以前に、実施されたすべての安全命令を盛り込んだ強制基準の体系であり、行政管理要件、一般安全衛生規則、技術的安全規制、および職場での労働安全衛生の危険を排除または削減するためのその他の措置を含んでいる。OSHS に基づく下位規則も定められており、下記に記載の 2016 年省令第 154 号もその一つである。

### **2014 年省令第 136 号「作業場の化学品安全性プログラムにおける GHS の実施のためのガイドライン」(DO136-14)**

雇用労働省 (DOLE) が 2014 年 2 月 2 日に公布したもので、フィリピンにて工業用化学品を使用するすべての施設は施行日 (2014 年 3 月 16 日) から 1 年以内に本省令を順守する義務を負う (詳細は、【(d)-2 現行の法令の内容】参照)。

- **2016 年省令第 154 号「職場でのアスベストの使用および管理に関する安全衛生基準」(DO154-16)**

DOLE が 2016 年 4 月 21 日に制定したもので、OSHS の規則 1071.03 (基準等の見直しに関する DOLE の義務) および DAO2000-02 (アスベストに関する化学品管理令) などに従い、アスベストに関する安全衛生プログラムを策定および実施するためのガイドラインを示すものである (詳細は、【(d)-2 現行の法令の内容】参照)。

---

<sup>453</sup> 1974 年大統領令第 442 号「フィリピン共和国労働規約」(2015 年改正版)  
[http://www.dole.gov.ph/files/Department-Advisory-No\\_1-2015\\_Labor-Code-of-the-Philippines-Renumbered.pdf](http://www.dole.gov.ph/files/Department-Advisory-No_1-2015_Labor-Code-of-the-Philippines-Renumbered.pdf)

## (d)-2 現行の法令の内容

1974 年大統領令第 442 号「フィリピン共和国労働規約」の概要は以下の通りである。

法令名	1974 年大統領令第 442 号「フィリピン共和国労働規約」 PD1974-442 The Labor Code of the Philippines
URL	<a href="http://www.dole.gov.ph/files/Department-Advisory-No_1-2015_Labor-Code-of-the-Philippines-Renumbered.pdf">http://www.dole.gov.ph/files/Department-Advisory-No_1-2015_Labor-Code-of-the-Philippines-Renumbered.pdf</a>
目的	労働者の全面的な保護、雇用と人的資源の充実、および社会的公正に基づいた産業平和を実現するため、本法令を制定する。
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働雇用省 (DOLE)</li> </ul> <p>DOLE は、労働安全衛生に関する法令、政策、プログラムを所管し、施行する権限をもつ唯一の機関である。公認された都市は、各地域の基準に従い、事業所の産業安全の監督を実施することができる。(第 171 条)</p>
規制対象物質	1978 年労働安全衛生基準 (OSHS) に定められている。
規制内容	<p><b>【基本方針 (第 3 条)】</b></p> <p>フィリピン国家は、性別、人種または宗教に関係なく、労働者の安全・保護、雇用促進、および労働機会均等の徹底を行い、また、雇用者と被雇用者間の関係に関する規則を定めなければならない。さらに、労働者の自己組織化、団体交渉、借地借家権の安定の権利を保証し、公平且つ人道的な労働条件を保証しなければならない。</p> <p><b>【安全衛生基準 (第 168 条)】</b></p> <p>労働雇用省長官は適切な命令により、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>あらゆる職場から労働安全衛生上の危険を排除および軽減するための義務的な労働安全衛生基準を定め、実施しなければならない。</li> <li>あらゆる雇用の場における安全で衛生的な職場環境を保障するための、新規プログラムの策定や既存プログラムの改定を行わなければならない。</li> </ol>

なお、PD1974-442 は 2015 年 7 月に改正され、第 3 編 1 章 (女性の雇用) の第 130 条および第 131 条が廃止され、共和国法第 10151 号に基づき、同編第 5 章 (夜間労働者の雇用) が追加されたが、それ以外に変更が生じた条項はなかった<sup>454</sup>。

<sup>454</sup>[http://www.dole.gov.ph/files/Department-Advisory-No\\_1-2015\\_Labor-Code-of-the-Philippines-Renumbered.pdf](http://www.dole.gov.ph/files/Department-Advisory-No_1-2015_Labor-Code-of-the-Philippines-Renumbered.pdf)

1978 年労働安全衛生基準の概要は以下の通りである。

法令名	<b>1978 年労働安全衛生基準</b> <b>Occupational Safety and Health Standards, 1978</b>
URL	<a href="http://www.oshc.dole.gov.ph/UserFiles/oshc2010/file/OSHStandards2016.pdf">http://www.oshc.dole.gov.ph/UserFiles/oshc2010/file/OSHStandards2016.pdf</a> (1989 年最終改正)
目的	安全かつ衛生的な労働環境を通じて、負傷、疾病または死亡の危険から労働者を守ることを目的とした、労働安全衛生に関する強制規則（規則 1001）。
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働雇用省（DOLE）</li> <li>労働環境局（BWC : Bureau of Working Conditions）</li> </ul> 等
規制対象物質	<p><b>【労働安全環境管理（規則 1070）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大気中浮遊汚染物質に対する曝露限界値（規則 1072） 労働者が 1 日 8 時間、週計 48 時間に繰り返し曝露を受けても悪影響を受けない物質の大気中濃度を設定している。 Table 8 : 空気中浮遊汚染物質 Table 8a : 鉱物ダスト Table 8d : 発がん性物質 * 前回の調査同様、上記 Table 8、8a、8d の確認はできなかった。</li> </ul> <p><b>【有害物（Hazardous Materials）（規則 1090）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象（規則 1091） 可燃性や刺激性等の性質を持つ、または健康に影響を及ぼす固体、液体または気体の有害物質。</li> </ul> <p><b>【爆発物（規則 1140）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般規定（規則 1141） 爆発物、花火および他の火工品（規則 1141.01）。</li> </ul>
規制内容 455	<p><b>【危険有害物の製造・使用者の義務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実行可能な場合、有害物質は無害な物質で代用するか、労働者のハザードへの曝露を減らすよう工程を改めなければならない。</li> <li>専用の部屋または建物での取扱、密閉系での取扱、有毒ガス排出装置等の使用、汚染物質の濃度が安全限度内に収まるよう換気による調整、のいずれ</li> </ul>

455 NITE（2010）「平成 22 年度海外の化学物質管理制度に関する調査報告書」引用

法令名	1978 年労働安全衛生基準 Occupational Safety and Health Standards, 1978
	<p>れかまたは組合せによる工程管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 労働者に個人防護服及び保護具を支給し、使用させなければならない。・すべての危険有害物質の入った容器には、有害区分を示す適切なラベルを貼り、適切な取扱手順に従わなければならない。</li> <li>• 作業室の大气は、必要な間隔で、但し年 1 回以上定期的に検査しなければならない。</li> <li>• 換気・排気設備の定期的な点検・検査。</li> <li>• 有害なダストの堆積を回避し、毒物及び刺激物を取扱いまたは製造もしくは使用する所は、床、壁、建物表面、作業台、机及び設備を毎日、完全に清掃しなければならない。</li> <li>• 危険有害物を製造、取扱いまたは使用する全ての職場において、適切な警告装置を設置しなければならない。</li> <li>• 刺激物または毒物の漏出は、実行可能な最善の技術的・科学的手段を用いて、できるだけ速く除去しなければならない。</li> <li>• 全ての労働者に対し、各自の作業に関する健康への影響について十分な通知をしなければならない。</li> </ul> <p><b>【鉛または鉛化合物に関する義務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 鉛物質の在庫は作業室外の専用貯蔵室に保管しなければならない。</li> <li>• 大气中の鉛の許容限界値（TLV）を維持または制御するため、適切に設計された排気システムを採用しなければならない。</li> <li>• つなぎ服、頭部カバー、ゴーグル、グローブ、エプロン、マスクといった適切な保護具及び保護衣類を使用しなければならない。</li> <li>• 鉛に曝露する労働者は 6 ヶ月ごとに健康診断を受ける。なお、汚染の危険性がより高い場合は、3 ヶ月ごとに実施する。</li> </ul> <p><b>【爆発物に関する規定】</b></p> <p>爆発物の製造・取扱・保管は、以下の場合に限り許される：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－認可された場所</li> <li>－他の目的で使用されない建物、ならびに</li> <li>－認可済み予防措置がとられている場合</li> </ul> <p>完成した爆発物を 48 時間以上貯蔵・保管する建物は、爆発物貯蔵庫(magazine)とされ、一つの爆発物貯蔵庫の最大容量は 13,360kg (300,000 ポンド)、もしくは雷管 (blasting caps) 2,000 万個とされる。</p>

法令名	1978 年労働安全衛生基準 Occupational Safety and Health Standards, 1978
	<p>爆発物工場の建設には計画の認可が必要とされ、図面等の要求事項を建物の建築前に統合国家警察 (Integrated National Police) に提出しなければならない。なお写しが労働地域局に渡される。</p> <p><b>【殺虫剤・肥料に関する規定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・殺虫剤・肥料は、その使用において、ハザードへの対処と予防措置について十分な訓練を受けた者のみが取扱い使用しなければならない。</li> <li>・殺虫剤・肥料を取り扱う者には、本採用前に見習い期間を設け、定期的に健康診断を受けさせなければならない。</li> <li>・シアン化カルシウム等、アルコールに強く反応する殺虫剤・肥料を扱う者は、作業前 10 時間ならびに作業後 12 時間は飲酒を控えなければならない。 ・全ての殺虫剤</li> <li>・肥料の容器は、製品情報、使用・保管・処分に関する指示、安全予防措置、応急手当及び医師による情報・処置を示すラベルを貼らなければならない。</li> <li>・このほか、具体的な取り扱い方法についても規定されている。</li> </ul> <p><b>【立ち入り検査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術的安全立入検査 (Technical Safety Inspection) -- ボイラー、圧力容器、内燃機関、電気設備、エレベーター、巻上設備及びその他の機械設備の安全性判定のための立入検査。</li> <li>・一般安全立入検査 (General Safety Inspection) -- 技術上の安全立入検査の対象外の機械の位置や操作を含めた、作業環境や作業空間の妥当性、すなわち換気、照明、作業環境状態、取扱、保管または作業手順、保護設備及びその他の職場における安全及び健康ハザードに対する立入検査。</li> </ul>

2014 年省令第 136 号「作業場の化学品安全性プログラムにおける GHS の実施のためのガイドライン」の概要は、以下の通りである。なお、フィリピンにおける GHS の実施の特徴としては、2009 年共同行政命令第 1 号「GHS の採択および実施」により打ち出された段階的移行が挙げられる。

法令名	2014 年省令第 136 号「作業場の化学品安全性プログラムにおける GHS の実施のためのガイドライン」 DO136-14 Guidelines for Implementation of GHS in Chemical Safety Program in the Workplace
URL	<a href="http://www.dole.gov.ph/files/DO%20136-14.pdf">http://www.dole.gov.ph/files/DO%20136-14.pdf</a>
目的	化学品の有害性から労働者および財産を守るため、および、職場での化学品の使用の結果として生じる化学事故、疾病、負傷および死亡を防止または軽減するためのガイドラインを定めるために、本省令を制定する。
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働雇用省 (DOLE)</li> </ul>
規制対象物質	<p><b>【工業用化学品 (Industrial Chemicals) (第 3 条(n))】</b></p> <p>工業用化学品とは、以下のいずれかの条件に該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模であっても化学的処理を実施する</li> <li>製造または生産過程において複数の化学的処理および／または化学品を使用する</li> <li>化学品の保管および取扱いも含まれる</li> <li>化学廃棄物の収集および処分</li> </ul> <p>*本省令は、工業用化学品の製造、使用および保管に携わるすべての施設に適用される。</p>
規制内容	<p><b>【雇用主、従業員および安全衛生委員会の役割と責任 (第 4 条)】</b></p> <p>本省令では、雇用主と従業員および安全衛生委員会の役割と責任を明確にした上で、化学品に関わる作業の安全性を管理する統合的なシステムを構築・維持する必要性を強調している。</p> <p><u>雇用主</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全化学品に適切なラベルおよびマーク表示を行い、国連 GHS 文書に準拠した SDS を提供すること。</li> <li>保護具を含む必要な管理措置をとること。</li> <li>化学品の安全な使用方法や GHS に関して、従業員に適切な情報、教育および訓練を提供すること。</li> <li>化学事故の際の緊急対応計画を策定し、事故が起きた場合は実施すること。</li> </ul> <p><u>従業員</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化学品の安全な使用に関する政策およびプログラムを順守すること。</li> <li>潜在的なリスクが生じたと判断する場合、即時に監督者に報告すること。</li> </ul>

法令名	<p>2014 年省令第 136 号「作業場の化学品安全性プログラムにおける GHS の実施のためのガイドライン」</p> <p>DO136-14 Guidelines for Implementation of GHS in Chemical Safety Program in the Workplace</p>
	<p><u>安全衛生委員会</u>：</p> <p>作業場での職業安全衛生（OSH）を計画し、策定し、および実施するために施設内に設置される委員会であり、労働環境局（BWC-DOLE）の承認を受けけるものである。以下の義務が課せられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 事故防止プログラムの作成</li> <li>• 月に最低一度の「安全会議（safety meeting）」の実施</li> <li>• 当局による検査のサポート</li> </ul> <p>等</p> <p><b>【最新版 GHS の規定の順守（第 5 条）】</b></p> <p>本省令では、常に国連 GHS 文書の最新版を適用することが規定されている。</p> <p><b>【化学品安全プログラムの導入（第 6 条）】</b></p> <p>各施設における「化学品安全プログラム（Chemical Safety Program）」の導入が規定されている。</p> <p>この化学品安全プログラムには以下の項目を含めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 対象施設</li> <li>• 管理手段：技術的管理、運営上の管理</li> <li>• 作業者の知る権利</li> <li>• 保管要件および（定期的な）棚卸</li> <li>• 廃棄物管理</li> <li>• 情報および研修</li> <li>• 人体の保護設備</li> <li>• 作業環境のモニタリング</li> <li>• 職業衛生および医学的調査</li> <li>• 緊急時への備えおよび対応</li> </ul> <p>*本省令の規定に違反した場合は、1974 年大統領令第 442 号「フィリピン共和国労働規約」の罰則規定が適用される。</p>

2016 年省令第 154 号「職場でのアスベストの使用および管理に関する安全衛生基準」の概要は以下の通りである。本省令は前述の労働規約、OSHS、DO136-14 等に基づき策定された省令である。また、アスベストに関する CCO (DAO2000-02) にも則っている。

法令名	2016 年省令第 154 号「職場でのアスベストの使用および管理に関する安全衛生基準」 DO154-16 Safety and Health Standards on the Use and Management of Asbestos in the Workplace
URL	<a href="http://www.dole.gov.ph/files/Dept_%20Order%20No_%20154-16%20Safety%20and%20Health%20Standards%20on%20the%20Use%20and%20Management%20of%20Asbestos%20in%20the%20Workplace.pdf">http://www.dole.gov.ph/files/Dept_%20Order%20No_%20154-16%20Safety%20and%20Health%20Standards%20on%20the%20Use%20and%20Management%20of%20Asbestos%20in%20the%20Workplace.pdf</a>
目的	職場でのアスベストの使用および管理に関する安全衛生基準を定め、アスベストに関する安全衛生プログラムを策定および実施するためのガイドラインを示すために、本省令を制定する。
所轄官庁	• 労働雇用省 (DOLE)
規制対象物質	アスベスト ("Asbestos"、第 2 条(a)) 「アスベスト」とは、造岩鉱物の蛇紋石 (serpentine) および角閃石 (amphibole) のグループに属している、繊維状のケイ酸金属塩を意味する。陽起石 (actinolite)、茶石綿 (amosite、brown asbestos)、直閃石 (anthophyllite)、クリソライト (chrysolite、white asbestos)、青石綿 (crocidolite、blue asbestos)、透角閃石 (tremolite)、または、蛇紋石および角閃石のグループに属しているケイ酸金属塩を 1 種類以上含有している混合物を含む。
規制内容	【アスベスト安全衛生プログラム(ASHP) (第 3 条)】 雇用主は、従業員のために、OSHS の規則 1045 (雇用主の義務) および大統領令第 626 号の実施規則の附表 A (業務上の疾病) に順守したアスベスト安全衛生プログラム(ASHP)を策定および実施しなければならない。 ASHP には、以下の内容を盛り込まなくてはならない。 A. 危険有害性物質の特定/リスク評価および管理 B. 情報、教育およびトレーニング C. 労働衛生/医療サービスへのアクセス D. 雇用主は、PhilHealth、社会保障制度 (SSS : Social Security System)、労働者補償委員会 (ECC : Employees' Compensation Commission) の権利を侵害することなく、定年する従業員やアスベストを取り扱わない企業へ移る従業員に健康診断を提供しなければならない

法令名	<p>2016 年省令第 154 号「職場でのアスベストの使用および管理に関する安全衛生基準」</p> <p><b>DO154-16 Safety and Health Standards on the Use and Management of Asbestos in the Workplace</b></p>
	<p>E. 定年後の医療モニタリングは、ECC および労働安全衛生センター (OSHC) によって促進されなければならない</p> <p>F. 報告要件</p> <p>G. 補償/リハビリテーション</p> <p><b>【労働曝露限界値 (第 4 条)】</b></p> <p>1998 年 DOLE 覚書回覧第 02 号において、アスベストとその他の類似製品の製造および取扱いは、有害な過程であると分類されており、8 時間の勤務時間において、職場の空気中に含まれるアスベストの限界値 (TLV) が <math>0.1\text{f}/\text{cm}^3</math> を超えてはならない。</p> <p><b>【順守の監視 (第 5 条)】</b></p> <p>労働環境局 (BWC) は、労働法順守システム (LLCS) を通して、ガイドライン、OSHS の適当な規定、およびその他の関連法と関連政策への順守を監視しなければならない。</p> <p>OSHS の規則 1013 および 1998 年 DOLE 覚書回覧第 02 号で定められているように、アスベストのような有害化学品を使用している建造物は、極めて有害なものであると判断され、共同アセスメントの優先対象物となる。</p>

### (d)-3 運用状況

DOLE 下部組織の労働安全衛生センター (OSHC) の統計データを検索したが、2008 年前後に公表された報告書は閲覧できるものの、最新の統計データに関する報告書は、OSHC からは公表されていなかった<sup>456</sup>。しかし、DOLE は特定産業における企業の労働安全衛生関連の法令の順守状況を検査および評価しており、2017 年 3 月 9 日、Philippine Airlines、PAL Express、およびこれらの業務契約締結企業への評価を行う特別チーム (SAVE: Special Assessment and Visit of Establishment) を立ち上げたという<sup>457</sup>。SAVE は、この評価を

<sup>456</sup> OHS Statistics <http://www.oshc.dole.gov.ph/259/OSH-STATISTICS/> (2017 年 3 月 1 日アクセス)

<sup>457</sup> DOLE (2017) “DOLE pries into firms’ labor law compliance”, 10 Mar 2017 <http://www.dole.gov.ph/news/view/3537> (2017 年 3 月 15 日アクセス)

円滑に実施するために、フィリピン民間航空局（CAAP : Civil Aviation Authority of the Philippines）およびその他関係航空組織と連携する。

#### (d)-4 今後の予定

DOLE は 2017 年 1 月 30 日、自身のプレスリリースにて、労働法およびその他の関連法令の確実な順守を目的として、労働安全衛生基準（OSHS）の改正に向けた作業に着手したことを発表した<sup>458</sup>。また、DOLE の Ciriaco A. Lagunzad 3 世次官は、OSHS を見直すことを目的とした技術的分科会を設置する行政命令第 21 号を定めた。この分科会は、OSHS の執行に関し政府機関内に存在する重複を確認し、最終的には OSHS 改正案を作成し、提案することを業務とする。この分科会は今後、OSHS および国際的な職業安全関連の基準・規則・実務をインベントリにまとめた上で、さらに照準を絞ったグループディスカッション、および全国的なコンサルテーションを実施することとなる。DOLE は、労働法順守システム（LLCS : Labor Laws Compliance System）のより厳格な実施、特に企業が義務づけられた福利厚生（社会保障システム、社会保険、住宅ローン）を適切に提供しているかについて監視を続けるという。

なお、この技術的分科会の構成は以下の通りである。

議長 : Ma. Teresita S. Cucueco 局長（BWC : 労働環境局）

議員 : Noel C. Binag 事務局長（OSHC : 労働安全衛生センター）

Stella Zipagan-Banawis 事務局長（労働者補償委員会）

Mary Grace Riguer 担当理事（労働研究局）

Benjo Santos Benavidez 局長（労働関係局）

Johnson G. Cañete 局長（DOLE 首都圏担当局）

Ana C. Dione 所長（DOLE-第 3 地域事務所）

Ma. Zenaida Angara-Campita 所長（DOLE-第 4 地域事務所）

---

<sup>458</sup> DOLE (2017) “Occupational safety standards review set”, 30 Jan 2017  
<http://www.dole.gov.ph/news/view/3405> (2017 年 3 月 10 日アクセス)

## (e) 消防

日本の消防法に該当する法令は「2008 年消防法実施規則 (Implementing Rules and Regulations of Republic Act No. 9514 Otherwise Known as the “Fire Code of The Philippines of 2008”）」である。

## (e)-1 制定の経緯

消防行政の所管組織は、もともと国家警察軍 (National Police Force) に属していたが、国家警察の誕生に伴って消防行政の所管組織も国家警察軍から分離独立し、内務・地方自治省の一組織に再編成された<sup>459</sup>。こうして、2008 年共和国法第 9514 号「フィリピン共和国消防規約」(以下、RA 9514)<sup>460</sup>に基づき、内務・地方政府省 (DILG : Department of Interior and Local Government) の下に「消防局 (BFP : Bureau of Fire Protection)」が設立され、RA 9514 を実施するための規則として 2008 年消防法実施規則が制定された。

## (e)-2 現行の法令の内容

2008 年消防法実施規則の概要は以下の通りである。

法令名	RA9514 「フィリピン共和国消防規約」の実施規則 Implementing Rules and Regulations of Republic Act No. 9514 Otherwise Known as the “Fire Code of The Philippines of 2008
URL	<a href="http://bfp.gov.ph/wp-content/uploads/2013/12/Fire-Code-of-the-Philippines-2008-IRR.pdf">http://bfp.gov.ph/wp-content/uploads/2013/12/Fire-Code-of-the-Philippines-2008-IRR.pdf</a>
目的	総合的な消防規約を定めるために、本規則を制定する。
所轄官庁	・ 内務・地方政府省 (DILG) の消防局 (BFP)
規制対象物質	【危険物の定義】(RULE 10/10.3.1.2) 本規則が適用される危険物 (Hazardous materials) には以下が含まれ、ただしこれらに限定されない。 1. 可燃性固体 2. 腐食性液体 3. 放射性物質 4. 酸化物質

<sup>459</sup> NITE (2010) 「平成 22 年度海外の化学物質管理制度に関する調査報告書」 参照

<sup>460</sup> 2008 年共和国法第 9514 号「フィリピン共和国消防規約」(原文)

<http://www.gov.ph/downloads/2008/12dec/20081219-RA-09514-GMA.pdf>

<p>法令名</p>	<p>RA9514 「フィリピン共和国消防規約」 の実施規則  <b>Implementing Rules and Regulations of Republic Act No. 9514 Otherwise Known as the “Fire Code of The Philippines of 2008</b></p>																												
	<p>5. 潜在的に爆発性を有する化学物質          6. 高毒性物質          7. 有毒ガス</p>																												
<p>規制内容</p>	<p><b>【危険物の分類】</b>          Rule 2. Coverage は、危険物のうち、引火性液体、可燃性液体、それぞれについて以下の通り定義している。</p> <p style="text-align: center;">図表 引火性／可燃性液体、溶剤の物性による区分</p> <table border="1" data-bbox="405 869 1353 1512"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>区分</th> <th>物性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">引火性液体 Flammable Liquids</td> <td>Class I-A</td> <td>引火点が 22.8°C より低く、沸点が 37.8°C より低い液体</td> </tr> <tr> <td>Class I-B</td> <td>引火点が 22.8°C より低く、沸点が 37.8°C 以上の液体</td> </tr> <tr> <td>Class I-C</td> <td>引火点が 22.8°C 以上、37.8°C 以上の液体</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">可燃性液体 Combustible Liquid</td> <td>Class II</td> <td>引火点が 37.8°C 以上、60°C より低い液体</td> </tr> <tr> <td>Class III A</td> <td>引火点が 60°C 以上、93°C より低い液体。</td> </tr> <tr> <td>Class III B</td> <td>引火点が 93°C 以上の液体</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">溶剤 Solvents</td> <td>Class I</td> <td>引火点が 37.8°C より低い液体</td> </tr> <tr> <td>Class II</td> <td>引火点が 37.8°C 以上、60°C より低い液体</td> </tr> <tr> <td>Class III A</td> <td>引火点が 60°C 以上、93°C より低い液体</td> </tr> <tr> <td>Class III B</td> <td>引火点が 93°C 以上の液体</td> </tr> <tr> <td>Class IV</td> <td>非引火性液体</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【出典】「平成 22 年度海外の化学物質管理制度に関する調査報告書」<sup>461</sup></p> <p><b>【危険物の保管、輸送、処分に必要な許認可】 (10.3.2)</b>          RULE 10. に規定される火災安全要件に合致した場合、「消防検査適合証明書 (FSIC : Fire Safety Inspection Certificate)」が発行されるが、危険物を設置／保管、輸送、処分／廃棄する際にはこの他に「消防許可 (Fire Safety Clearance)」を取得しなければならない。</p> <p><b>【一般的要求事項】 (10.3.3)</b></p>	分類	区分	物性	引火性液体 Flammable Liquids	Class I-A	引火点が 22.8°C より低く、沸点が 37.8°C より低い液体	Class I-B	引火点が 22.8°C より低く、沸点が 37.8°C 以上の液体	Class I-C	引火点が 22.8°C 以上、37.8°C 以上の液体	可燃性液体 Combustible Liquid	Class II	引火点が 37.8°C 以上、60°C より低い液体	Class III A	引火点が 60°C 以上、93°C より低い液体。	Class III B	引火点が 93°C 以上の液体	溶剤 Solvents	Class I	引火点が 37.8°C より低い液体	Class II	引火点が 37.8°C 以上、60°C より低い液体	Class III A	引火点が 60°C 以上、93°C より低い液体	Class III B	引火点が 93°C 以上の液体	Class IV	非引火性液体
分類	区分	物性																											
引火性液体 Flammable Liquids	Class I-A	引火点が 22.8°C より低く、沸点が 37.8°C より低い液体																											
	Class I-B	引火点が 22.8°C より低く、沸点が 37.8°C 以上の液体																											
	Class I-C	引火点が 22.8°C 以上、37.8°C 以上の液体																											
可燃性液体 Combustible Liquid	Class II	引火点が 37.8°C 以上、60°C より低い液体																											
	Class III A	引火点が 60°C 以上、93°C より低い液体。																											
	Class III B	引火点が 93°C 以上の液体																											
溶剤 Solvents	Class I	引火点が 37.8°C より低い液体																											
	Class II	引火点が 37.8°C 以上、60°C より低い液体																											
	Class III A	引火点が 60°C 以上、93°C より低い液体																											
	Class III B	引火点が 93°C 以上の液体																											
	Class IV	非引火性液体																											

<sup>461</sup> NITE (2010) 「平成 22 年度海外の化学物質管理制度に関する調査報告書」

<p>法令名</p>	<p><b>RA9514 「フィリピン共和国消防規約」 の実施規則</b>  <b>Implementing Rules and Regulations of Republic Act No. 9514 Otherwise Known as the “Fire Code of The Philippines of 2008</b></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 危険物の製造、保管、使用にあたっては、公衆の安全に必要となる保護設備、装置により保護措置を執らなければならない</li> <li>- 権限のある市／地方公共団体の消防署員は、他の物質と反応して爆発、発火あるいは有毒ガスを発生させる可能性のある化学物質の保管室または建物を、他とは隔離・分離するよう要求しなければならない</li> <li>- 欠陥のある容器は、処分または修復されなければならない。床や棚に漏出した物質はそのままにしてはならない。</li> <li>- 保管庫は整頓されていなければならない。</li> <li>- とくに定めがない場合は、国際的に認められた慣行に従わなければならない。</li> <li>- 毒性及び有害性、引火性、反応性、防火及び応急処置方法を示す記号をラベルに表示しなければならない。</li> </ul> <p><b>【個別要求事項】 (10.3.4.1-4)</b></p> <p>一般的要求事項に加えて順守すべき火災安全上の要件（保管、輸送、取扱いなど）が以下の通り性状ごとに分類され、それぞれについて詳細に規定されている。詳しくはガイドライン本文を参照されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 10.3.4.1 固形（ニトロセルローズ樹脂、可燃性繊維、可燃性を有する生活用品他）</li> <li>- 10.3.4.2 液体（個別の物質ごとに規定はせず、クラス毎の要件を規定）</li> <li>- 10.3.4.3 気体（LPG、低温流体、自動車燃料としての圧縮天然ガス、他）</li> <li>- 10.3.4.4 その他の危険物・化学物質（酸化性物質、放射性物質、爆発性物質など）</li> </ul> <p>例として、引火性液体の屋内移動式タンクの容量制限は以下の通りである。</p> <p style="text-align: center;">図表 引火性液体の屋内移動式タンク容量制限</p>

法令名	<b>RA9514 「フィリピン共和国消防規約」 の実施規則</b> <b>Implementing Rules and Regulations of Republic Act No. 9514 Otherwise Known as the “Fire Code of The Philippines of 2008</b>																																									
	<p style="text-align: center;"><b>Table 18: INDOOR PORTABLE CONTAINER STORAGE FOR FLAMMABLE LIQUIDS</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">CLASS LEVEL LIQUID</th> <th rowspan="2">STORAGE LEVEL</th> <th colspan="2">LITERS</th> </tr> <tr> <th>PROTECTED STORAGE MAXIMUM PER PILE</th> <th>UNPROTECTED STORAGE MAXIMUM PER PILE</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">IA</td> <td>Ground &amp; Upper Floors</td> <td style="text-align: center;">10,409</td> <td style="text-align: center;">2,498</td> </tr> <tr> <td>Basement</td> <td style="text-align: center;">NOT PERMITTED</td> <td style="text-align: center;">NOT PERMITTED</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">IB</td> <td>Ground &amp; Upper Floors</td> <td style="text-align: center;">20,818</td> <td style="text-align: center;">5,204</td> </tr> <tr> <td>Basement</td> <td style="text-align: center;">NOT PERMITTED</td> <td style="text-align: center;">NOT PERMITTED</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">IC</td> <td>Ground &amp; Upper Floors</td> <td style="text-align: center;">62,453</td> <td style="text-align: center;">15,613</td> </tr> <tr> <td>Basement</td> <td style="text-align: center;">NOT PERMITTED</td> <td style="text-align: center;">NOT PERMITTED</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">II</td> <td>Ground &amp; Upper Floors</td> <td style="text-align: center;">62,453</td> <td style="text-align: center;">15,613</td> </tr> <tr> <td>Basement</td> <td style="text-align: center;">20,818</td> <td style="text-align: center;">NOT PERMITTED</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">III</td> <td>Ground &amp; Upper Floors</td> <td style="text-align: center;">208,175</td> <td style="text-align: center;">52,044</td> </tr> <tr> <td>Basement</td> <td style="text-align: center;">31,226</td> <td style="text-align: center;">NOT PERMITTED</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【出典】 2008 年消防法実施規則</p> <p>なお、セクション 10.3.4.1.3 Combustible Commodities においては、生活用品を燃焼可能性によりクラス I~IV、および「high-hazard」に分類し、必要な消火設備や設計・換気など、保管時の要件を定めている。</p>	CLASS LEVEL LIQUID	STORAGE LEVEL	LITERS		PROTECTED STORAGE MAXIMUM PER PILE	UNPROTECTED STORAGE MAXIMUM PER PILE	IA	Ground & Upper Floors	10,409	2,498	Basement	NOT PERMITTED	NOT PERMITTED	IB	Ground & Upper Floors	20,818	5,204	Basement	NOT PERMITTED	NOT PERMITTED	IC	Ground & Upper Floors	62,453	15,613	Basement	NOT PERMITTED	NOT PERMITTED	II	Ground & Upper Floors	62,453	15,613	Basement	20,818	NOT PERMITTED	III	Ground & Upper Floors	208,175	52,044	Basement	31,226	NOT PERMITTED
CLASS LEVEL LIQUID	STORAGE LEVEL			LITERS																																						
		PROTECTED STORAGE MAXIMUM PER PILE	UNPROTECTED STORAGE MAXIMUM PER PILE																																							
IA	Ground & Upper Floors	10,409	2,498																																							
	Basement	NOT PERMITTED	NOT PERMITTED																																							
IB	Ground & Upper Floors	20,818	5,204																																							
	Basement	NOT PERMITTED	NOT PERMITTED																																							
IC	Ground & Upper Floors	62,453	15,613																																							
	Basement	NOT PERMITTED	NOT PERMITTED																																							
II	Ground & Upper Floors	62,453	15,613																																							
	Basement	20,818	NOT PERMITTED																																							
III	Ground & Upper Floors	208,175	52,044																																							
	Basement	31,226	NOT PERMITTED																																							

**(e)-3 運用状況**

本規則の運用状況に関する報告はインターネット上には掲載されていなかった。

**(e)-4 今後の予定**

本規則に関する今後の動き等はインターネット上には掲載されていなかった。

## (f) 家庭用品

日本の家庭用品規制法に該当する法令は、以下の通りである。

- 有害化学物質の表示、販売、流通を規制する権限を保健省に与える大統領令第 881 号 (Presidential Decree 881 Empowering the Secretary of Health to Regulate the Labeling, Sale and Distribution of Hazardous Substances、以下 PD 881) <sup>462</sup>
- PD881 のガイドライン (BC 2013-009、他)
- 共和国法第 7394 号「消費者法」 (Consumer Act No.7394、以下 RA 7394) <sup>463</sup>
- 共和国法第 10620 号「玩具およびゲーム機の安全性表示法」 (Act Providing for Toy and Game Safety Labeling, Appropriating Funds Thereof Republic Act No. 10620、以下 RA 10620) <sup>464</sup>

### (f)-1 制定の経緯

PD 881 の制定の経緯は、「毒劇法」の項目で示した通り、食品、薬品、化粧品以外の製品に含まれる有害物質の危険性から公衆の健康と安全を守るべく制定された。また、フィリピンでは、玩具に含まれる有害物質の検査結果などを環境団体が保健省に示し、玩具の安全基準を強化するよう求めてきた<sup>465</sup>。こうした状況下、RA 10620 は、低品質の玩具の危険性から子どもを保護するべく制定された。

### (f)-2 現行の法令の内容

#### (1) PD 881 / 消費者法 (RA 7394) :

「毒劇法」において述べた通り、PD 881 は「有害物質 (Hazardous substance)」を定義し、その表示要件を定める他、その実施規則 (AO1976- 303) において、有害物質

---

<sup>462</sup>食品医薬品庁 (FDA) PD 881

[www.fda.gov.ph/issuances/292-cosmetic...others/29040-presidential-decree-no-881](http://www.fda.gov.ph/issuances/292-cosmetic...others/29040-presidential-decree-no-881)

<sup>463</sup> 食品医薬品庁 (FDA) RA 7394

[www.fda.gov.ph/issuances/305-others/others-republic.../29036-republic-act-no-7394](http://www.fda.gov.ph/issuances/305-others/others-republic.../29036-republic-act-no-7394)

<sup>464</sup> 食品医薬品庁 (FDA) RA 10620

<http://www.fda.gov.ph/issuances-2/cosmetic-laws-and-regulations-pertaining-to-all-regulated-cosmetic-products/cosmetic-republic-act/294025-republic-act-no-10620-an-act-for-toy-and-game-safety-labeling-appropriating-funds-therefor>

<sup>465</sup> GMA News online 2008 年 12 月 8 日付け記事

<http://www.gmanetwork.com/news/story/138143/news/nation/health-dept-urged-to-revise-toy-safety-standards> (2017 年 2 月 16 アクセス)

の製造・流通・販売にライセンスの取得を義務づけている。また、「禁止有害物質 (Banned hazardous substance) 」を定義し、表示要件に違反した有害物質「虚偽表示有害物質 (Misbranded hazardous substances) 」とともに、もし販売されていた場合には市場から没収することが規定されている。この有害物質や虚偽表示／禁止有害物質の定義・要件は、1992年に制定された「消費者法 (RA7394)」にも同様に盛り込まれている。<sup>466</sup>

PD 881 とその実施規則は、有害物質の製造・販売等業者の登録、有害物質含有製品の登録を義務付けているが、その「登録」要件をめぐっては 2013 年から 2017 年に至るまで変更が相次いでいる。以下、これまでの一連の流れを示す。

#### 【回覧 2013-009 号：HHS 企業へのライセンス交付に関するガイドライン発行】

2013 年 3 月 6 日、FDA は家庭用有害物質 (Household hazardous substance) の製造、販売、流通に携わる企業へのライセンス交付に関するガイドラインとして回覧第 2013-009 号 (FDA Circular No. 2013-009: Revised Guidelines in Licensing Household Hazardous Substances (HHS)) (以下、BC 2013-009) を公布し、本回覧は 2013 年 3 月 15 日に施行した<sup>467</sup>。この回覧は、家庭用有害物質の製造、取引、流通に関与する全ての者に適切なライセンスを取得することを義務づける内容となっている。なお、本回覧の付属文書 (Annex: 要件チェックリストおよび様式類) A～C は 2014 年 6 月 16 日付けの回覧 BC 2013-009-A <sup>468</sup>をもって修正された。

#### 【覚書回覧 2013-045 号：一部の HUHS 製品の手続きを簡素化、「登録」から「届出」に】

2013 年 11 月 14 日、FDA は家庭用および都市向けの有害物質 (HUHS: Household and Urban Hazardous Substances) のうち、実質的に大きなハザードがない一部の製品を対象に、「登録」を必要とせず、「届出」を求める制度に簡素化するガイドラインを公布し、本回覧は即日発効した (FDA 覚書回覧 第 2013-045 号「選択された家庭用／都市向け有害物質製品に関するガイドライン (FDA Memorandum Circular No. 2013-045: Guidelines on Notification of Selected Household/Urban Hazardous Substances

<sup>466</sup> PD 881 では販売を禁止する虚偽表示有害物質を「misbranded hazardous substance」と表記しているが、消費者法では「mislabeled hazardous substance」と表記している。

<sup>467</sup> 食品医薬品庁 FDA Circular No. 2013-009

<http://www.fda.gov/ph/issuances/290-cosmetic-product/cosmetic-fda-circular/17209-fda-circular-no-2013-009>

<sup>468</sup> 食品医薬品庁 FDA Circular No. 2013-009-A

<http://www.fda.gov/ph/issuances-2/cosmetic-laws-and-regulations-pertaining-to-all-regulated-cosmetic-products/cosmetic-fda-circular/174800-fda-circular-no-2013-009-a>

(HUHS) Products) <sup>469</sup>」)。具体的には、文房具、塗料、ラッカー、接着剤などの家庭用製品を対象として製品の登録が不要となった。

**【覚書回覧 第 2014-008 号：一部の HUHS 製品について、届出を電子化】**

2014 年 4 月 29 日、FDA 覚書回覧 第 2014-008 号「選択された家庭用／都市向け有害物質製品(HUHS)の電子的届出に関するガイドライン (FDA Memorandum Circular No. 2014-008: Guidelines on the Electronic Notification of Selected Household Urban Hazardous Substance (HUHS E-Notification) 」<sup>470</sup>で 2013-45 号に基づく届出がオンラインシステムで行われることとなった。なお、この後 2014 年 5 月 9 日付けの 2014-008-A 号により本ガイドラインが一部修正されている<sup>471</sup>。

**【回覧第 2014-023 号：玩具・育児製品の通知】**

「玩具・育児製品 (TCCA : Toys and Childcare Articles) の届出に関するガイドライン」が発行され、玩具・育児製品 (TCCA) についても、HUHS と同様に、「登録」から「届出」へと制度が変更された<sup>472</sup>。

**【AO 第 2015-0038 号：特定の HUHS 製品は製造・販売企業のライセンスが不要に】**

行政命令第 2015-0038 号「特定の家庭用／都市向け有害物質の輸入者、輸出者、製造者、委託製造者、流通者、卸売者、小売者、小売者のライセンス要件ならびにこれらの製品の事前登録／届出要件の削除」(No. 2015-0038) により、特定の HUHS の製造や輸入、販売をする企業のライセンスの取得、ならびに当該製品の事前の登録／届出が「不

---

<sup>469</sup> 食品医薬品庁 FDA Memorandum Circular No. 2013-045

<http://www.fda.gov.ph/attachments/article/121441/FMC2013-045.pdf>

<sup>470</sup>食品医薬品庁 FDA Circular No. 2014-008

<http://www.fda.gov.ph/industry-corner/downloadables/246-list-of-laboratories-recognized-by-the-fda/huhs-e-notification/125051-electronic-notification-of-selected-household-urban-hazardous-huhs-e-notification>

<sup>471</sup>食品医薬品庁 FDA Circular No. 2014-008-A

<http://www.fda.gov.ph/industry-corner/downloadables/246-list-of-laboratories-recognized-by-the-fda/huhs-e-notification/125051-electronic-notification-of-selected-household-urban-hazardous-huhs-e-notification>

<sup>472</sup>食品医薬品庁 FDA Circular 2014-023

<http://www.fda.gov.ph/industry-corner/downloadables/334-list-of-laboratories-recognized-by-the-fda/manual-notification-of-toys-and-childcare-articles-cca/200643-manual-notification-of-toys-and-childcare-articles-tcca>

**要**」となった。これにより、ここに掲げる製品の「届出」制度を規定した 2013-045 号の規定は置き換えられた。

- (1) 教育用具セットおよび化学品セット
- (2) 文房具／アート紙（色付き、芳香付き）
- (3) 研磨（つや出し）剤・ワックス（金属用、木材用、靴用）
- (4) 漂白剤
- (5) クリーナー
- (6) 消毒用スプレー
- (7) 洗剤（固形、液体、または粉末）
- (8) 食器用洗剤（液体またはペースト状）
- (9) のり
- (10) 織物染料、柔軟剤、仕上げ材
- (11) 接着剤
- (12) 部屋／空気芳香剤、消臭剤、
- (13) 塗料、ラッカー、ニス
- (14) 溶剤性塗料、ラッカー薄め液、ミネラルスピリット

ただし、FDA では必要と認める時にはいつでも、DTI の許可の下、これらの製品の製造や輸出入、販売、さらには販売の申し出や譲渡、広告等を実施する企業に FDA への事前登録を求めることができる（第 V 条）。

#### **【AO 2015-0038 を置き換える AO のドラフト公開：登録／届出義務の復活の可能性】**

さらに 2017 年 1 月 17 日、FDA は AO 2015-0038 を置き換える行政命令のドラフトを公開し、1 月 24 日～27 日にパブリックコンサルテーションを開催すると告示した<sup>473</sup>。本ドラフト AO は、HUHS 製品をリスクに応じて高リスク製品と低リスク製品に分け、高リスク製品には原材料の解析結果を求めるなど、より厳格な登録要件を課している。また、付属文書には TCCA も含めた登録要件について整理したチェックリストが掲載されている。このドラフトが施行された場合、文具や塗料、接着剤など一部の製品の登録義務を撤廃した 2015-0038 号も置き換えられ、登録の義務が復活することとなる。本ドラフトの付属書 A に HUHS 製品の登録に際しての要件チェックリストが掲載されている（次頁参照）。

<sup>473</sup> 2017 年付け FDA 文書

[https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=1&ved=0ahUKEwidrf3di5vSAhWif7wKHd8qAN4QFggaMAA&url=http%3A%2F%2Fwww.fda.gov.ph%2Fattachments%2Farticle%2F399634%2FDRAFT%2520FOR%2520COMMENTS.pdf&u sg=AFQjCNGXJKt50WpkfOm0FS5bP1SdPfwNSQ&sig2=KuQ5ot8YKC-fC\\_nyozYnTQ &bvm=bv.147448319,d.dGc](https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=1&ved=0ahUKEwidrf3di5vSAhWif7wKHd8qAN4QFggaMAA&url=http%3A%2F%2Fwww.fda.gov.ph%2Fattachments%2Farticle%2F399634%2FDRAFT%2520FOR%2520COMMENTS.pdf&u sg=AFQjCNGXJKt50WpkfOm0FS5bP1SdPfwNSQ&sig2=KuQ5ot8YKC-fC_nyozYnTQ &bvm=bv.147448319,d.dGc)

図表 ドラフト AO に示された HUHS 製品および TCCA の登録要件チェックリスト (案)

**ANNEX A****Checklist of Requirements for Registration of Household/Urban Hazardous Substances (except Household Pesticides)****HUHS**

Requirement	High Risk	Low Risk	Raw Materials only
1. Accomplished Application Form (E-Portal template)	✓	✓	✓
2. Composition (in percent)- Preferably in INCI name or common name including its function use e.g., active ingredient, solubilizer, diluents, preservative	✓	✓	x
3. Certificate of Analysis (COA) of each raw material	✓	x	✓
4. Safety Data Sheet (SDS) of each raw material	✓	x	✓
5. Finished Product Specifications with Certificate of Analysis	✓	✓	x
6. Safety Data Sheet (SDS) of the finished product - if applicable	✓	✓	x
7. Labeling Materials (Facsimile for initial application/Actual for renewal application)	✓	✓	✓
8. Substantiation to support special product claims	✓	x	x
9. Stability Studies	✓	x	x

**TCCA**

Requirement	High Risk	Low Risk	Raw Materials only
1. Accomplished Application Form (E-Portal template)	✓	✓	✓
2. Labeling Materials (Facsimile for initial application/Actual for renewal application)	✓	✓	✓
3. Laboratory Test Reports * <ul style="list-style-type: none"> <li>● Part I - Physical and Mechanical Tests</li> <li>● Part II - Flammability</li> <li>● Part III - Migration of Certain Elements</li> <li>● Part IV - Swing, slides and similar activity toys for indoor and outdoor family domestic use</li> <li>● Phthalates Test</li> </ul>	✓	✓	x

【出典】 AO 2015-0038 を置き換えるドラフト行政命令



## (2) 玩具・ゲームの安全表示 RA 10620 :

RA 10620 の主な規定は以下の通りである。

法令名	共和国法第 10620 号「玩具及びゲーム機の安全性表示法」 Republic Act No. 10620: An Act for Toy and Game safety Labeling, Appropriating Funds Therefor
URL	<a href="http://www.fda.gov.ph/issuances-2/cosmetic-laws-and-regulations-pertainin-g-to-all-regulated-cosmetic-products/cosmetic-republic-act/294025-republic-act-no-10620-an-act-for-toy-and-game-safety-labeling-appropriating-funds-therefor">http://www.fda.gov.ph/issuances-2/cosmetic-laws-and-regulations-pertainin-g-to-all-regulated-cosmetic-products/cosmetic-republic-act/294025-republic-act-no-10620-an-act-for-toy-and-game-safety-labeling-appropriating-funds-therefor</a>
目的	フィリピン政府は、その身体的・精神的な未発達さから子どもたちには特別な保護措置が必要であると認識している。政府は、適切な注意と発達に有害な条件から特別な保護を受ける子どもたちの権利を確保するべく、本法律を制定し、玩具とゲーム機を対象とした表示要件とそれに対する罰則を規定した（第 2 条）。
所轄官庁	• 環境庁（NEA）
規制対象物質	—
規制内容	<p><b>【玩具およびゲームの表示要件】（第 4 条）</b> フィリピン国内において輸入、寄進、流通、販売される全ての玩具およびゲームは、輸入品と国内製造品の別に関わらず、国家規格（PN）の安全性ラベル表示および製造者の表示の規定に従わなければならない。</p> <p><b>【一般的表示要件】（第 5 条）：</b> 安全性に関する注意喚起語を製品の包装全体に示さなくてはならない。未包装でバルク販売する場合は、消費者（RA 7394）の規定に従った態様（レイアウト、色、言語等）で注意喚起語を示さなくてはならない。</p> <p><b>【虚偽表示または禁止有害物質の取扱い】（第 8 条）：</b> 風船、ボール、または玩具またはゲームの包装が本法律の規定に違反している場合、虚偽表示または禁止有害物質とみなし、市場から撤去しなくてはならない。</p> <p><b>【罰則】（第 10 条）</b> 本法則の規定に違反した者には、1 万ペソ以上 5 万ペソ以下の罰金または 3 ヶ月以上 2 年以下の懲役、またはその両方を科す。</p>

法令名	共和国法第 10620 号「玩具及びゲーム機の安全性表示法」 <b>Republic Act No. 10620: An Act for Toy and Game safety Labeling, Appropriating Funds Therefor</b>
	<p>【本法の執行および違反企業・製品の公表】（第 12 条）</p> <p>貿易産業省（DTI）は、保健省と協議の下、本法律の実施規則を制定しなければならない。また、DTI は、本法律に違反した企業および虚偽表示／禁止有害物質を 6 ヶ月ごとにリストにして公表しなければならない。</p>

### (f)-3 運用状況

RA 10620 は、その執行のための実施規則を定めることとされているが、いまだに制定されておらず、RA 10620 は実際に拘束力ある形で法が執行されているとは言えない。また、RA 10620 に 6 ヶ月ごとに発表すると規定されている違反企業／製品のリストの発表も実施されていない状況である<sup>474</sup>。2016 年 12 月、2 つの著名な国内消費者団体が DTI および DOH に対し、実施規則の制定を急ぐよう促した<sup>475</sup>。

一方で、PD 881 およびその実施規則 1976-303 に基づく有害物質の登録／届出についても安定した運用がなされているとは言えない。PD 881 に 2013 年 5 月 2 日、FDA は回覧 2013-013 号を発行し、1977-312 に掲げられた HHS 製品のうち、カテゴリー IV 「DIY・趣味用品」の企業／製品登録が行われていないとして、企業各社に登録を促した。具体的には、1 年間の猶予期間を与え、この間は未登録の製品にも制裁を課さないとした（ただし、健康への危険性がないことを条件とする）。しかしその後、2014 年 2 月 18 日に FDA が発行した回覧 2014-012 によれば、この時点で有効な製造・販売ライセンスを取得している企業はわずかに 6 社、登録された製品は 32 しか存在しなかった。<sup>476</sup>ここから、HHS 製品の

<sup>474</sup> The Philippine Star (2016/12/1 付け記事)

<http://www.philstar.com:8080/cebu-news/2016/12/01/1649257/toy-game-safety-label-law-remains-unimplemented>

<sup>475</sup> The Philippine Star (2016/12/3 付け記事)

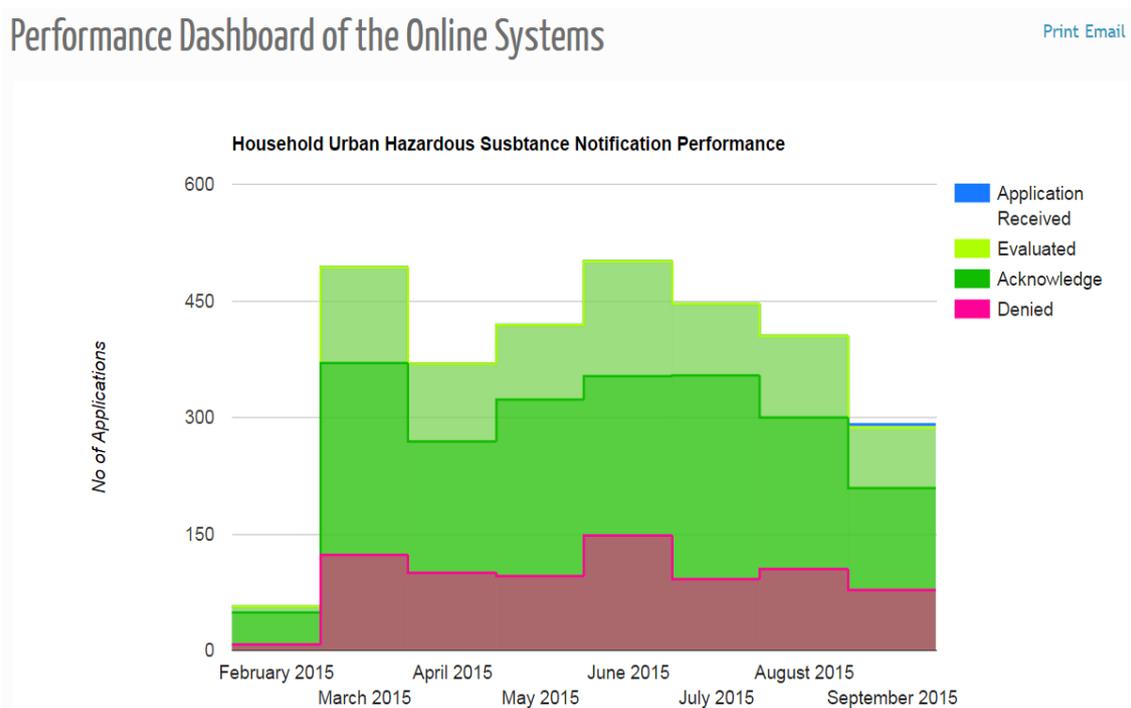
<http://www.philstar.com:8080/business/2016/12/03/1649672/consumer-groups-urge-irrt-oy-safety-law> (2017/2/16 アクセス)

<sup>476</sup> 食品医薬品庁 FDA 2013-013 号

<https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=3&cad=rja&uact=8&ved=0ahUKewiXgve265TSAhUBw7wKHVIbCfMQFggIMAI&url=http%3A%2F%2Fwww.fda.gov.ph%2Fattachments%2Farticle%2F69143%2FRegistration%2520Amnesty%2520for%2520Non-Compliant%2520Products%2520Specifically%2520Under%2520P>

FDA への事前登録が実態として進まなかったこと、それにより一連の改正が相次ぐ事態となったことが見て取れる。

なお、FDA のサイト<sup>477</sup>には、2015 年の家庭用有害物質関連の届出・許認可状況について、以下に示す通り報告されており、2015 年には HUHS 関連の届出が毎月 350 件前後あり、うち 3 分の 1 の 100 件程度が拒絶されていることがわかる。



図表 FDA オンラインシステム上の有害物質関連届出数およびその処理状況（2015 年）  
【出典】FDA サイト“Performance Dashboard”

#### (f)-4 今後の予定

RA 10620 の実施規則の制定動向の他、2013-045 を置き換える AO について、2017 年 1 月に実施されたパブリックコンサルテーションの結果を受けて HUHS/TCCA 製品の登録／届出制度がどのような形になるかが注視される。

[product%2520Class&usg=AFQjCNFk0fBfG4e77Ir8zRZbdni-7\\_iMLg&sig2=yqBLJYmpz3WPTDQq-wS\\_vA&bvm=bv.147134024,d.dGc](http://www.fda.gov/oc/ohrt/ra10620-class-usg-afqjcnfk0fbfg4e77ir8zrzbdni-7_iMLg&sig2=yqBLJYmpz3WPTDQq-wS_vA&bvm=bv.147134024,d.dGc)

<sup>477</sup> FDA「Performance Dashboard」<http://www.fda.gov/ph/performance-dashboard> (2017 年 2 月 15 日アクセス)

**(g) 建築**

フィリピンには日本の建築基準法に相当する建材の化学物質含有量を規制する法令は存在しない。ただし、合板のホルムアルデヒドの排出量に関する国家規格が存在し、アスベストについては建材も含めて使用を完全に禁止する法案が提出されている。以下、それぞれについて示す。

**(1) ホルムアルデヒド**

PNS 2103: 2014「合板のホルムアルデヒド排出に関する基準：Plywood – Formaldehyde emissions – Specification」は以下の通り規定している<sup>478</sup>。

- ホルムアルデヒド排出量の試験をする合板は PNS 196: 2000「合板の仕様：Plywood—Specification」に適合していなくてはならない。
- ホルムアルデヒドの試験・同定は PNS ISO 12460-4:2014 に従って行わなくてはならない。
- PNS ISO 16999: 2014 に従って採取したサンプルのホルムアルデヒド排出量は性能区分（1 つ星～4 つ星）ごとに以下の表 4-1 を超えてはならない。なお、表 4-1 に示す排出量ごとの性能区分は日本の建築基準法と同一であるが、フィリピンでは等級が低い合板の使用制限・禁止は行われていない。

図表 ホルムアルデヒド放出量の基準値

性能区分	平均値 (mg/L)	最高値 (mg/L)
☆☆☆☆	0.3	0.4
☆☆☆	0.5	0.7
☆☆	1.5	2.1
☆	5.0	7.0

【出典】 PNS 2103: 2014

- ホルムアルデヒドを含有しない接着剤・塗料等を使用した製品は次のような文言を表示してよい：「本製品には、ホルムアルデヒドを排出しない、ホルムアルデヒド不使用の接着・塗料材料を使用しています」

<sup>478</sup> PNS 2103: 2014

<http://www.pwpa.org.ph/wp-content/uploads/2015/11/PNS-2103-2-14-Plywood-formaldehyde-emissions-specification.pdf>

## (2) アスベスト

アスベストに関しては、建材中のアスベストの使用を禁止する法令は存在しない。2000年に制定されたアスベストに関する化学品管理令（COO）DENR AO 2000-02<sup>479</sup>では、アスベストの使用を制限しているが、以下を含む一部の用途は認めている。

- 耐火布
- 屋根材用フェルト
- アスベストセメント屋根材
- アスベストセメントフラットシート
- 摩擦材
- ガスケット、他

建築材料を含むアスベストの全面的な禁止に関しては、2008年に9月19日に下院に、2014年11月26日には上院に、アスベスト含有製品の製造、輸入、加工、または流通を禁止する法案が提出された。ただし、上院の公式サイトによると、2017年2月現在、この法案は委員会において保留されている<sup>480</sup>。

---

<sup>479</sup> DENR AO 2000-02 [https://www.policy.denr.gov.ph/2000/ENV\\_DAO\\_2000-02.pdf](https://www.policy.denr.gov.ph/2000/ENV_DAO_2000-02.pdf)

<sup>480</sup> フィリピン議会

[http://www.senate.gov.ph/lis/bill\\_res.aspx?congress=16&q=SBN-2471](http://www.senate.gov.ph/lis/bill_res.aspx?congress=16&q=SBN-2471)

## (h) 食品衛生

食品添加物について規制する「食品衛生法」に対応するフィリピンの法令は、以下の通りである。

- 共和国法第 3720 号「食品、医薬品及び化粧品法 (Food, Drug, and Cosmetic Act (Republic Act No. 3720))」<sup>481</sup>
- 1984 年行政命令第 088-A 号「食品添加物に関するガイドライン (Regulatory Guidelines Concerning Food Additives (AO 088-A s. 1984))」<sup>482</sup>
- 1984 年行政命令第 088-B 号「国内で流通する包装済食用品の表示に関する規則 (Rules and regulations Governing the labeling of prepackaged Food Products Distributed in the Philippines (AO 088-B s. 1984))」<sup>483</sup>
- 1984 年行政命令第 103-A 号「非栄養性甘味料に関する規定 (Regulation on Non-Nutritive Sweeteners applicable to both Food and Drugs (AO 103-A s. 1984))」<sup>484</sup>
- 1985 年行政命令第 112 号「着色料の輸入に関する規則 (Regulations Governing Importation of Food Color Additives (AO 112 s. 1985))」<sup>485</sup>
- 改定版食品添加物リスト (Updated List of Food Additives) (BC 2006-016)<sup>486</sup>
- 共和国法第 10611 号通称「2013 年食品安全法 (Food Safety Act 2013)」  
(正式名称 : An Act to Strengthen the Food Safety Regulatory System in The Country to Protect Consumer Health and Facilitate Market Access of Local Foods and Food Products, and for Other Purposes)<sup>487</sup>

<sup>481</sup> RA 3720 [http://www.lawphil.net/statutes/repacts/ra1963/ra\\_3720\\_1963.html](http://www.lawphil.net/statutes/repacts/ra1963/ra_3720_1963.html)

<sup>482</sup>食品医薬品庁 FDA AO 088-A s. 1984

<http://www.fda.gov.ph/issuances-2/food-laws-and-regulations-pertaining-to-all-regulate-d-food-products-and-supplements/food-administrative-order/183669-administrative-order-no-88-a-s-1984>

<sup>483</sup>食品医薬品庁 FDA AO 088-B s. 1984

<http://www.fda.gov.ph/issuances-2/food-laws-and-regulations-pertaining-to-all-regulate-d-food-products-and-supplements/food-administrative-order/183670-administrative-order-no-88-b-s-1984>

<sup>484</sup> 公式サイトではないが文書は以下から閲覧可能である。

<http://www.docsford.com/document/5545178>

<sup>485</sup>公式サイトではないが文書は以下から閲覧可能である。

<http://doc.mbalib.com/view/f957f2a4eed2db8d6b0ddc9d279838fc.html>

<sup>486</sup> 食品医薬品庁 FDA BC 2006-016

<http://www.fda.gov.ph/issuances-2/food-laws-and-regulations-pertaining-to-all-regulate-d-food-products-and-supplements/food-fda-circular/19772-bureau-circular-no-2006-016>

<sup>487</sup> 官報 Republic Act No. 10611 <http://www.gov.ph/2013/08/23/republic-act-no-10611/>

**(h)-1 制定の経緯**

1987年に制定されたフィリピン国憲法第15節第II条の下では、国民の健康上の権利を保護し、促進し、国民の健康意識を高めることが国家の方針と示されている。この方針の下、1963年に食品及び化粧品法（RA 3720）が施行された<sup>488</sup>。RA 3720は、国民の健康を保護するため、食品、医薬品、化粧品の品質を保証し、その生産、販売、取引を規制することを目的としている。また、こうした目的を履行する機関として、保健省の中に食品医薬品局（BFDA: Bureau of Food and Drug Administration）を設置することが規定された。RA 3720は、食品添加物の用語の定義はしているものの、その使用の基準等についてはガイドライン（AO 088-A/B s. 1984、AO 088-B s. 1984、AO 103-A s. 1984、AO 112 s. 1985）に委ねている。

食品添加物に関する主たるガイドラインであるAO 088-A s. 1984には、使用できる食品添加物のポジティブリストが添付されていたが、その後、新たな食品製造の傾向・トレンドなどから、リストをアップデートする必要性が生じ、2006年に「改定版食品添加物リスト（BC 2006-016）」が発行された。また、2009年に共和国法 第9711号「食品医薬品庁法：Food and Drug Administration (FDA) Act」が施行し、食品医薬品局は食品医薬品庁（FDA）に改名された。2016年10月にはこれら複数のガイドラインを一つに統合する新たなガイドラインのドラフトが発表され、パブリックコンサルテーションにかけられた。以下、各ガイドラインの内容を示す。

**(h)-2 現行の法令の内容****(1) 食品添加物に関するガイドライン（AO 088-A s. 1984）**

食品添加物、加工助剤、香料を定義した上で、使用できる物質のポジティブリストを最大使用可能量とともに提示する内容となっている。リストに掲載されていない物質を添加物として使用する場合は、保健大臣の許可を得なくてはならない。

- FDAの推薦に基づき保健大臣が正式に承認する「承認された食品添加物リスト」は、食品への使用が許される添加物に関する公式の参照文書であり、このリストに掲載されていない添加物を含む食品は違法とみなされ、国内での流通は認められない。  
（第2.1条）

---

<sup>488</sup>食品医薬品庁 FDA BC 2006-016「BACKGROUND」より

- リストに含まれる全ての食品添加物は、その特性と純度において、米国の連邦規則集、米国の Food Chemicals Codex、JECFA 規格の最新版のいずれかに適合しなくてはならない（第 2.3 条）
- 機能ごとにグループ分け（グループ I 食品添加物、グループ II 食品加工助剤、グループ III 香料）された食品添加物のリストが掲載されているが、本リストは後に BC 2006-016 により改定された。

## **(2) 包装済食品の表示に関する規則（AO 088-B s. 1984）**

包装済み食品に関して総合的に規定する本規則は、表示を義務づける項目、表示の態様について規定すると同時に虚偽や誤解を招く表示を禁止している。香料や食品添加物について、添加物のクラス、物質によっては個別に表示要件を規定している。

## **(3) 非栄養性甘味料に関する規則（AO 103-A s. 1984）**

RA 3720 に基づき、消費者を保護するため、非栄養目的の（Non-Nutritive）甘味料に関する規定を定めている。加工食品への砂糖の代用品としての非栄養性甘味料の利用は、承認された特別な目的に限られ、非栄養性甘味料を使用した加工食品を製造・販売しようとする者は BFDA にその製品を登録しなければならない。また、サッカリン使用製品に表示すべき文言も規定されている。

## **(4) 着色料の輸入規則（AO 112 s. 1985）**

RA 3720 に基づき、着色料の安全性および品質を確保するため、人口着色料の輸入に関する規制を規定している。輸入可能な人口着色料は、認められたリストに掲載されているものに限定される。輸入にあたっては、事前に BFDA（現在は FDA）の許可を得なければならない。

## **(5) 改定版食品添加物リスト（BC 2006-016）**

本 BC は、単に AO 088-B s. 1984 に示された既存の食品添加物リストの内容を更新するものではなく、新たにガイドラインを示した上で、承認された食品添加物とその使用可能量のリストを添付するものである（第 II 章「用語の定義」、第 III 章「一般的ガイドライン」）。本文書により、AO 088-A s. 1984 には含まれていなかった「適正製造基準（GMP：Good Manufacturing Practice）」の概念が導入され、また香料の最大使用可能量が規定さ

れた。なお、この BC が発行された時点では FDA 法が施行されていないため、管轄当局は「BFDA」と記載されている。

- 食品添加物は、JEFCA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）またはその他の国際的に認知された機関により勧告された濃度において使用した場合、消費者に健康面での明白なリスクがないもののみが、DOH と BFDA による適切な評価の後で承認され、本リストに掲載されるものとする。（III.A.1 条）
- 本回覧の規定の対象となる全ての食品添加物は、GMP の条件に従って使用されなければならない。（III.A.4 条）
- 香料として食品添加物を使用する場合、それらは米国の FEMA または IOFI の規則に従わなければならない（VI 条）
- 本回覧に添付されているリストは、定期的に見直し・改定する（第 VII 条）
- 本回覧のリストでは、AO 088-A s. 1984 で採用していた食品添加物のグループ分け（I（食品添加物）、II（加工助剤）、III（香料））は踏襲せず、まず食品添加物の用途となる食品を分類・番号付けし、「食品カテゴリーシステム」として TABLE 1 に掲載している。
- TABLE 2 には、GMP に従って一般的に使用することができる食品添加物が掲載されている。ただし、TABLE 2 の別表（ANNEX to TABLE 2）に掲載された食品カテゴリーに食品添加物を使用する場合は、TABLE 3 に示された個別の条件（物質ごとの最大使用可能量）が適用される。
- TABLE 3 は、個別の食品添加物それぞれについて、用途（食品カテゴリー）ごとの最大使用可能量を示している。

なお、2016 年 10 月にこれらのガイドライン（包装済み食品の表示に関する規則 AO 88-B s. 1984 を除く）を置き換える新たなガイドラインのドラフトが示された。詳しくは「今後の改正予定等」の項目を参照されたい。

## (6) 2013 年食品安全法 (RA 10611)

RA 10611 は、高いレベルの食品安全性を確保するとともに公正な取引を促進し、フィリピンの食料品の世界的競争力を高めるための規制体系を整備することを目的として制定された法律である（第 2 条）。食の安全を確保するための危機管理計画や省庁の連携、技能研修や消費者の啓蒙などについて規定する本法は、第 27 条において、食品トレーサビリティを確立するよう求めている。具体的には、食品事業者は、製造やポストハーベットの段階で投入した食品、食品が由来する動物、農薬・薬品として使用された化学物質、

飼料、食品添加物、原材料、包装材料などの供給者を特定できなければならないと規定されている（第 27 条(a)）。

詳しくは以下の RA 10611 の概要を参照されたい。

法令名	共和国法 第 10611 号 通称「2013 年食品安全法 (Food Safety Act 2013)」 <sup>489</sup>
URL	<a href="http://www.gov.ph/2013/08/23/republic-act-no-10611/">http://www.gov.ph/2013/08/23/republic-act-no-10611/</a>
目的	1987 年に制定されたフィリピン国憲法第 15 節第 II 条の下では、国民の健康の権利を保護し、促進し、国民の健康意識を高めることが国家の方針と示されている。RA 10611 はこの方針に基づき、高いレベルの食品安全性を確保するとともに公正な取引を促進し、フィリピンの食料品の世界的競争力を高めるための規制体系の整備を目的として制定された（第 2 条）。
所轄官庁	• 環境庁 (NEA)
規制対象物質	—
規制内容	<p>本法は HACCP を含む食の安全システムを導入しており、その構成は以下の通りである。食品添加物に関する規定に、第 VIII 章 27 条のトレーサビリティの規定がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>I 名称、方針、目的</li> <li>II 用語の定義</li> <li>III 食品安全に関する基本原則</li> <li>IV 一般的原則</li> <li>V 食品安全に関する責任</li> <li>VI 食品安全規制調整委員会 (FSRCB)</li> <li>VII 危機管理</li> <li>VIII 食品安全規則の実施</li> <li>IX 技能研修と消費者教育</li> <li>X 食品由来疾患の監視、調査、および研究</li> <li>XI 手数料に関するポリシー</li> <li>XII 禁止、罰則および制裁</li> <li>XIII 最終条項</li> </ul>

<sup>489</sup> (正式名称：国内の食品安全規制システムの強化により消費者の保護を図るとともに国内の食料品の市場へのアクセスを促進する法律：An Act to Strengthen the Food Safety Regulatory System in The Country to Protect Consumer Health and Facilitate Market Access of Local Foods and Food Products, and for Other Purposes)

法令名	共和国法 第 10611 号 通称「2013 年食品安全法 (Food Safety Act 2013)」 <sup>489</sup>
	<p>食の安全を確保するための危機管理計画や省庁の連携、技能研修や消費者の啓蒙などについて規定している本法は、第 27 条において、食品トレーサビリティを確立するよう求めている。</p> <p>(第 27 条(a))</p> <p>食品の安全性要件への適合を確保することが求められるときは、食品の製造、ポストハーベスト管理、加工、流通に関する段階でのトレーサビリティを確立しなければならない。トレーサビリティに関するルールは、飼料、食品添加物、包装材料、食品に一体化することが見込まれるその他の物質などの投入物も含めなければならない。トレーサビリティを確保するため、食品事業者は、以下のことが求められる。</p> <p>(a) 以下を供給した人物または会社を特定できること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 食品</li> <li>(2) 食品が由来する動物</li> <li>(3) 農薬・薬品としての化学物質</li> <li>(4) 生産、ポストハーベスト管理、および加工における投入物（食品添加物、食品原材料、包装材料、または食品に一体化することが見込まれるその他の物質など）</li> </ol> <p>(b) 必要に応じて上記の情報を規制当局が利用できるようにするシステムと手順を確立し、実施すること</p> <p>(c) 自らの製品を供給した他の事業を特定するためのシステムと手順を確立すること。この情報は、必要に応じて規制当局に提供されるものとする。</p>

## (h)-3 運用状況

FDA の 2016 年度計画<sup>490</sup>によれば、2015 年度に FDA は 6 万 4000 件あまりの食品関連ライセンス／許可を発行し、違反が認められた企業／製品の割合は 3%であった。

#### (h)-4 今後の予定

##### 【食品添加物に関する新しいガイドラインのドラフトが公開】

2016 年 10 月 26 日、FDA は、食品添加物および加工助剤に関する新しいガイドライン (Revised Regulatory Guidelines Concerning Food Additives, and Processing Aids) を行政命令のドラフトとして公開し、パブリックコンサルテーションにかけた<sup>491</sup>。

本ドラフトは、食品添加物のリストの内容を更新する他に、食品添加物の使用に関する既存のガイドラインを整理・統合した内容となっている。また、これまで明記されていなかった食品添加物リストの改定期間が 5 年間と明記された。本ドラフトが施行された場合、非栄養性甘味料、着色料に関するものを含め、既存の食品添加物の使用に関するガイドラインの全てを置き換えるものとなり、食品の製造、輸入、販売業者には 2 年間の移行期間が与えられる。パブリックコンサルテーションの結果を受けた本ドラフトの改定・制定動向が注視される。

---

<sup>490</sup> FDA 年次報告掲載ページ (<http://www.fda.gov.ph/annual-report>) 内 2016 Physical Plan

<http://www.fda.gov.ph/attachments/article/130791/Physical%20Plan%202016.pdf>

<sup>491</sup> 食品医薬品庁 FDA Draft AO on Food Additives and Processing Aids

<http://www.fda.gov.ph/drafts-for-comments/378331-revised-regulatory-guidelines-concerning-food-additives-2016>

## (i) 排出規制（大気、水質、土壌）

### 【大気】

大気に関する排出規制に対応する基本的な法令は、以下の通りである。

- 1999 年共和国法第 8749 号「大気浄化法」（RA8749）
- 2000 年 DENR 行政命令第 81 号「RA8749 の実施規則」（DAO2000-81）

#### (i)-1-1 制定の経緯

1999 年共和国法第 8749 号「大気浄化法」（RA8749）は、フィリピンの大気質管理政策およびプログラムを統括する基本的な法律である。DENR の大臣は、気候、天候、気象学、地政学等、大気中の汚染物質の混合と拡散に影響する要素に基づいて大気分水界を分割している。RA8749 は、以下の汚染源を網羅している。

- 移動発生源（自動車等）
- 特定排出源または固定発生源（産業施設等）
- 地域発生源（木材または石炭燃焼等）

固定発生源に関しては、「特定排出源大気汚染物質国家排出基準（NESSAP : National Emission Standards for Source Specific Air Pollutants）」、および「国家環境大気質基準（NAAQS : National Ambient Air Quality Standards）」を順守するとともに、操業開始前に認可を受ける義務がある。NESSAP 等の排出基準値は、1993 年 DENR 行政命令第 14 号「大気汚染管理に関連する大気質基準および規則」（DAO1993-14）<sup>492</sup>を参照し策定されたものである。固定排出源に対する排出基準値が定められた対象物質は、日本の大気汚染防止法におけるばい煙、有害大気汚染物質、特定物質等に対応する。

RA8749 を執行するためのガイドラインとして、DENR は 2000 年 11 月 7 日に、行政命令第 81 号「RA8749 の実施規則」を制定し、RA8749 で示された大気汚染物質に関する具体的な排出基準値等を定めている。

RA8749 および DAO2000-81 の概要は、次項に記述する。

---

<sup>492</sup> DAO2000-81 [http://policy.denr.gov.ph/2000/ENV\\_DAO\\_2000-81.pdf](http://policy.denr.gov.ph/2000/ENV_DAO_2000-81.pdf)

## (i)-1-2 現行の法令の内容

1999 年共和国法第 8749 号「大気浄化法」の概要は以下の通りである。

法令名	1999 年共和国法第 8749 号「大気浄化法」 RA8749 Philippine Clean Air Act of 1999
URL	<a href="http://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2015/10/RA-8749.pdf">http://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2015/10/RA-8749.pdf</a>
目的	環境の保護と開発の均衡をとりながら、固定排出源および移動排出源からの汚染物質の排出基準を定め大気汚染を防止するために、本法を制定する。
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境天然資源省 (DENR)</li> </ul> <p>その他省庁の役割<sup>493</sup> :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• DOTC(Department of Transportation and Communication) : DENR および排出事業者と協力し、排出許可システムや車両登録更新システムに基づき排出者からの排出料の収集を行う。また、車両の排出基準を定める。</li> <li>• DOST(Department of Science and Technology) : DENR や民間セクター、学術研究者、NGO や市民団体とともに大気汚染防止のための国家研究開発プログラムを設立する。</li> <li>• DTI(Department of Trade and Industry)、DOST 地方局 : DENR とともに車両からの排出による大気汚染防止・管理のための行動計画の策定。</li> <li>• DOE(Department of Energy) DTI の製品基準局、DOST の諮問を受け、燃費および排出削減に資する燃料組成の改善のため、DENR と共同で輸送業界や学術研究者、消費者とともに、燃料および燃料関連の製品の種別を特定する。</li> </ul> <p>等</p>
規制対象物質	<p>【固定発生源からの汚染 (第 19 条)】 固定発生源からの排出基準が定められており、その対象物質。</p> <p>【自動車からの汚染 (第 21 条)】 自動車からの排出基準が定められており、その対象物質。</p> <p>【その他の移動発生源による汚染 (第 25 条)】</p>

<sup>493</sup> [http://air.emb.gov.ph/?page\\_id=39](http://air.emb.gov.ph/?page_id=39) および  
NITE (2010)「平成 22 年度海外の化学物質管理制度に関する調査報告書」引用

<p>法令名</p>	<p>1999 年共和国法第 8749 号「大気浄化法」 RA8749 Philippine Clean Air Act of 1999</p>
	<p>車両登録の要件として、DOTC の定める排出基準（第 21 条）に適合していなければならない。排出基準には EURO2 また、排出基準に適合しているかどうかは、試験センターで試験し、確認する（第 46 条）。</p> <p>【燃料および添加物（第 26 条）】 鉛を添加したガソリンを輸入販売してはならない（第 29 条）。</p> <p>その他の汚染物質： 【オゾン層破壊物質（第 30 条）】 【温室効果ガス（第 31 条）】 【POPs に関する（第 32 条）】 【放射性物質の排出（第 33 条）】</p> <p>上記に関する具体的な基準値等は、下位規則である DAO2000-81 に規定されている。</p>
<p>規制内容</p>	<p>（排出基準値に関する規定のみ抜粋）</p> <p>【環境大気質ガイドライン値および基準（第 12 条）】 (a) 基準汚染物質に関する国家環境大気質ガイドライン<sup>494</sup> (b) 特定排出源の大気汚染物質に関する国家環境大気質基準（産業施設および操業）</p> <p>【固定発生源からの汚染（第 19 条）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 特定排出源に対する大気汚染物質国家排出基準</li> <li>• 固定排出源に関する硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）排出上限基準</li> </ul> <p>*2 年毎または必要な場合に、固定排出源からの汚染物質排出基準の見直しを行う。</p> <p>等</p> <p>なお、自動車からの汚染物質の排出基準やその他の移動発生源に関する規定も定められている。</p>

<sup>494</sup> National Ambient Air Quality Guideline for Criteria Pollutants

2000 年 DENR 行政命令第 81 号「RA8749 の実施規則」の概要は以下の通りである。

法令名	2000 年 DENR 行政命令第 81 号「RA8749 の実施規則」 DAO2000-81 Implementing Rules and Regulations for RA8749
URL	<a href="http://policy.denr.gov.ph/2000/ENV_DAO_2000-81.pdf">http://policy.denr.gov.ph/2000/ENV_DAO_2000-81.pdf</a>
目的	大気浄化法の執行に関するガイドラインを提供するための規則を定めるために、本行政命令を制定する。
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境天然資源省 (DENR)</li> </ul>
規制対象物質	<p>以下の対象となる物質</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>表 1 : 国家環境大気質ガイドライン値</li> <li>表 2 : 特定排出源に対する大気汚染物質国家排出基準</li> <li>表 3 : 特定排出源の大気汚染物質に関する国家環境大気質基準 (産業施設および操業)</li> </ul> <p>等</p>
規制内容	<p>(排出基準値に関する規定のみ抜粋)</p> <p>【規則 VII : 国家大気質】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国家環境大気質ガイドライン値 (Section 1) 公衆の健康と安全および一般福祉を守るために、国家環境大気質基準ガイドライン値を定める ➡<u>表 1 : 国家環境大気質ガイドライン値</u></li> </ul> <p>【規則 XXV : 特定排出源に対する大気汚染物質国家排出基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定排出源に対する大気汚染物質国家排出基準 (Section 1) 大気汚染物質を排出する貿易、工業、加工、燃料燃焼機器または工業施設に対して、排出時の濃度が規定の限界値を超えてはならない。 ➡<u>表 2 : 特定排出源に対する大気汚染物質国家排出基準</u></li> </ul> <p>【規則 XXVI : 特定排出源の環境大気質基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国家環境大気質基準 (Section 1) 工業施設または操業に対して、基準値を超えた濃度の大気汚染物質を含む排気ガスを排出してはならない。 ➡<u>表 3 : 特定排出源の大気汚染物質に関する国家環境大気質基準 (工業施設および操業)</u></li> </ul> <p>等</p>

2000 年 DENR 行政命令第 81 号「RA8749 の実施規則」で定められている排出基準値の表 1～3 に関して、以下に示す。

図表 国家環境大気質ガイドライン値 (National Ambient Air Quality Guideline Values)

汚染物質	短期間 <sup>(a)</sup>			長期間 <sup>(b)</sup>		
	μg/NCM	ppm	平均曝露時間	μg/NCM	ppm	平均曝露時間
浮遊粒子状物質 <sup>(c)</sup>						
TSP*	230 <sup>(d)</sup>	—	24 時間	90	—	1 年間 <sup>(e)</sup>
PM-10	150 <sup>(f)</sup>	—	24 時間	60	—	1 年間 <sup>(f)</sup>
二酸化硫黄 <sup>(c)</sup>	180	0.07	24 時間	80	0.03	1 年間
二酸化窒素	150	0.08	24 時間	—	—	—
光化学オキシダント	140	0.07	1 時間	—	—	—
オゾンとしての	60	0.03	8 時間	—	—	—
光化学オキシダント						
一酸化炭素	35mg/Nc m	30	1 時間	—	—	—
	10mg/Nc m	9	8 時間	—	—	—
鉛 <sup>(g)</sup>	1.5	—	3 ヶ月 <sup>(g)</sup>	1.0	—	1 年間

- (a) 許容上限の 98 パーセンタイル値を年 2 回以上超えてはならない。
- (b) 算術平均
- (c) 二酸化硫黄および浮遊粒子状物質は、手作業の場合 6 日に 1 度サンプリングを行う。サンプリングの日数は最低でも四半期に 12 日、もしくは毎年 48 日必要である。将来的に自動計測器を調達し利用可能になった場合は、毎日サンプリングを実施する可能性がある。
- (d) 質量中央径が 25～50 ミクロン未満の TSP に対する上限値である。
- (e) 年間幾何平均
- (f) 質量中央径が 10 ミクロン未満の浮遊粒子状物質について十分なデータを収集し、適切なガイドラインを策定するまでの暫定的な上限値である。
- (g) 本ガイドラインの評価は、連続 3 ヶ月以上にわたる 24 時間の平均時間で実施される。計測されたいずれの 3 ヶ月間についても、平均値が基準値を超えてはならない。

図表 特定排出源に対する大気汚染物質国家排出基準

(NESSAP : National Emission Standards for Source Specific Air Pollutants)

汚染物質	対象排出源	許容上限値 (mg/Ncm)
アンチモンとその化合物	全排出源	10 (Sb)
ヒ素とその化合物	全排出源	10 (As)
カドミウムとその化合物	全排出源	10 (Cd)
一酸化炭素	全工業排出源	500 (CO)
銅とその化合物	全工業排出源	100 (Cu)
水酸化フッ素とフッ素化合物	アルミナからアルミニウムを製造する工場以外の全排出源	50 (HF)
硫化水素	(i) 地熱発電所	1995年1月以降の新設施設は、150g/GMW・Hr. 既存施設は200g/GMW・Hr
	(ii) 地熱資源探査及び井戸試験施設	実行可能な最良の技術を適用
	(i) (ii) 以外の全排出源	7 (H <sub>2</sub> S)
鉛	貿易、鋳業、加工業	10 (Pb)
水銀	全排出源	5 (Hg 単体)
ニッケルとニッケルカルボニルを除くその化合物	全排出源	20 (Ni) (ニッケルカルボニルは0.5mg/Ncm)
窒素酸化物	(i) 硝酸製造	2,000 (酸およびNO <sub>x</sub> として、NO <sub>2</sub> に換算)
	(ii) 燃料燃焼蒸気発生装置 既設 新設	1,500 (NO <sub>2</sub> )
	— 石炭燃料	1,000 (NO <sub>2</sub> )
	— 石油燃料	500 (NO <sub>2</sub> )
	(iii) ディーゼル発電機	2,000 (NO <sub>2</sub> )
(iii) (i) (ii) 以外の全排出源 既存の発生源 新規発生源	1,000 (NO <sub>2</sub> ) 500 (NO <sub>2</sub> )	
粒子状物質	燃料燃焼施設	
	a) 都市および工業地帯	150
	b) その他の地域	200

汚染物質	対象排出源	許容上限値 (mg/Ncm)
	セメントプラント	150
	溶鋳炉	150
	その他の固定排出源	200
五酸化リン	全排出源	200 (P <sub>2</sub> O <sub>5</sub> )
硫黄酸化物	既存施設	
	硫酸およびスルホン化プロセス	2,000 (SO <sub>3</sub> )
	燃料燃焼施設	1,500 (SO <sub>2</sub> )
	その他の固定発生源	1,000 (SO <sub>3</sub> )
	新規施設	
	硫酸およびスルホン化プロセス	1,500 (SO <sub>3</sub> )
	燃料燃焼施設	700 (SO <sub>2</sub> )
その他の固定発生源	200 (SO <sub>3</sub> )	
亜鉛とその化合物	全排出源	100 (Zn)

図表 特定排出源の大気汚染物質に関する国家環境大気質基準（工業施設および操業）  
 (National Ambient Air Quality Standards for Source Specific  
 Air Pollutants from Industrial Sources/Operations)

	汚染物質 (a)	濃度 (b)		平均曝露 時間 (分)	分析／測定方法 (c)
		ug/Ncm	ppm		
1	アンモニア	200	0.028	30	ネスラー法、インドフェノール法
2	二硫化炭素	30	0.01	30	ティッシャー (Tischer) 法
3	塩素および塩化物	100	0.03	5	メチルオレンジ法
4	ホルムアルデヒド	50	0.04	30	クロモトロブ酸法、または MBTH 比色法
5	塩化水素	200	0.13	30	フォルハルト滴定法 (ヨウ素溶液使用)
6	硫化水素	100	0.07	30	メチレンブルー法
7	鉛	20		30	AAS (b)

	汚染物質 <sup>(a)</sup>	濃度 <sup>(b)</sup>		平均曝露 時間	分析／測定方法 <sup>(c)</sup>
		ug/Ncm	ppm	(分)	
8	二酸化窒素	375	0.20	30	グリースーザルツマン法
		260	0.14	60	
9	フェノール	100	0.03	30	4-アミノアンチピリン法
10	二酸化硫黄	470	0.18	30	パラローザニリン比色分 析法
		340	0.13	60	
11	浮遊粒子状物質				重量分析法
	TSP	300	—	60	
	PM10	200	—	60	
12	アンチモン	0.02	—	30	原子吸光分析法
		mg/Ncm			
13	ヒ素	0.02	—	30	原子吸光分析法
		mg/Ncm			
14	カドミウム	0.01	—	30	原子吸光分析法
		mg/Ncm			
15	アスベスト	2 x 10 <sup>6</sup> 粒	—	30	光学顕微鏡検査 (法)
		子状物質 /Ncm(5μ 超)			
16	硫酸	0.3	—	30	滴定 (法)
		mg/Ncm			
17	硝酸	0.4	—	30	滴定 (法)
		mg/Ncm			
<p>(a) アンチモン、ヒ素、カドミウム、アスベスト、硝酸、硫酸および酸性霧について、適切な環境基準を順守しているか否か判断する際には、「1978 年国家公害規制委員会 (NPCC : National Pollution Control Commission) 規則および規制」をガイドラインとみなすことができる<sup>495</sup></p> <p>(b) 25℃、1 気圧の条件下で 30 分間サンプリングし、測定した 98 パーセンタイル値</p> <p>(c) DENR が承認した同等の方法を採用できる。</p>					

<sup>495</sup> 1978 年 NPCC 規則は 2016 年 DENR 行政命令第 08 号により廃止されている。

**(i)-1-3 運用状況****【PM2.5 を NAAQGV に追加】**

DENR は 2013 年行政命令第 13 号<sup>496</sup>を公布し、大気中の微小粒子状物質 (PM2.5) に関する環境基準を NAAQGV (DAO2000-81 の表 1) に盛り込んだ。従来までは直径 10  $\mu\text{m}$  以下の浮遊粒子状物質 (SPM) について定めていたが、新たな基準で PM2.5 に関して規定している。大気中の PM2.5 の基準値として 24 時間平均で 75  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、1 年平均で 35  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  という数値が規定された。しかし、この基準値は 2015 年 12 月 31 日までのもので、その後、2016 年 1 月 1 日以降はさらに厳しくなり、それぞれ 50  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  と 25  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  となる。

**【自動車排ガス基準 Euro4】**

DENR は 2015 年 3 月 25 日、行政命令第 04 号「排ガス基準 Euro4 の導入」(DAO2015-04)<sup>497</sup>を公布した。2015 年 7 月 1 日以降すべての車両を対象として Euro 4 排ガス基準を導入し、Euro 4 対応燃料の使用を義務づけることを発表した。2009 年以降、フィリピンで採用されてきた排ガス基準は Euro 2 であるが、本命令によりこの基準が引き上げられることとなる。車両に対する排ガス規制の実施は、RA8749 に従ったものである。

Euro 4 はガソリンおよびディーゼル燃料について、硫黄含有量を 50 ppm、ベンゼン含有量を 1%に制限するものである (Euro 2 はそれぞれ 500 ppm、5%)。また、芳香族について Euro 4 はその含有量を 35% (体積ベース) に制限している (Euro 2 は制限なし)。また、新規な乗用車、軽量車、および大型車が順守すべき一酸化炭素 (CO)、炭化水素、二酸化窒素、および粒子状物質の排出基準も厳格化される。例えば、ガソリン乗用車/軽量自動車の平均の CO 排出量は 2.2 g/km から 2.0g/km に、ディーゼル車では 1.0 g/km を 0.9 g/km に、それぞれ厳格化される。

EMB は、DENR が規定する Euro 4 排ガス基準に適合している新車にのみ、適合性証明書 (COC) を発行している。これは陸運局 (Land Transport Office) に車両を初期登録する際の要件となる。

**(i)-1-4 今後の予定**

2017 年 2 月末現在、大気に関する排出基準の法令が新たに発表される、または既存の法令の改正等の情報は見当たらなかった。2013 年に PM2.5 が新たに NAAQGV に追加されたが、これは義務的なものではなく、大気質を評価する上での基準値を定めているに過ぎ

<sup>496</sup> DAO2013-13 <http://server2.denr.gov.ph/uploads/rmdd/dao-2013-13.pdf>

<sup>497</sup> DAO2015-04 <http://server2.denr.gov.ph/uploads/rmdd/dao-2015-04.pdf>

ない。DENR の環境管理局の技術職員がマニュアルに従い、定期的にサンプリングを実施、または、自動測定システムを使用したリアルタイムの連続サンプリングを行っていると考えられるが、本調査では最新の統計データ等は入手できなかった。

2016 年 6 月 14 日と 15 日に開催された DENR の第 8 回大気浄化フォーラム (Annual Clean Air Forum) において、大気汚染を改善するための措置をとることが最優先事項であると強調された<sup>498</sup>。現在フィリピンでは、大気汚染のおよそ 7 割が移動発生源、特に自動車によるものだという<sup>499</sup>。また、大気汚染の 90%が首都マニラから発生したものである。2015 年に Euro4 を導入したことにより、DENR の統計では、大気汚染が約 20%減少したと報告したが、大気浄化法の定める許容レベルを超えている。そのため、今後は、固定発生源よりも自動車等の移動発生源に関する法規制、または取締りの強化や暫定措置、都市への自動車の乗り入れ規制などが実施される可能性が高い。

---

<sup>498</sup><http://www.denr.gov.ph/news-and-features/latest-news/2602-8th-clean-air-forum-set.html>

<sup>499</sup><https://www.untvweb.com/news/vehicles-top-contributor-air-pollution-philippines-denr/>

## 【水質】

水域への排出に対する法令は、以下の通りである。

- 2004 年共和国法第 9275 号「水質浄化法」(RA9275)
- 2016 年 DENR 行政命令第 08 号「水質基準ガイドラインおよび一般廃水基準」(DAO2016-08)

### (i)-2-1 制定の経緯

#### 水質浄化法 (RA9275) :

RA9275 は 2004 年 3 月 22 日に制定され、フィリピンの水源を陸上の汚染源（工業、商業活動、農業、コミュニティ活動、世帯活動など）から守るための基本的な法律である。この法律の一般的な特徴は、政策の布告、対象、概念的枠組み、水質管理システム、禁止行為、罰則、資金調達メカニズム、および組織の連携である。本法律に基づき、廃水の排出は管理されなければならない。RA9275 の施行により 1976 年大統領令第 984 号は廃止された。

#### 水質基準ガイドラインおよび一般廃水基準 (DAO2016-08) :

DENR は 2016 年 5 月 24 日、新しい水質基準ガイドラインおよび廃水基準値を定めた行政命令 (DAO2016-08) を公布した。DAO2016-08 は、RA9275 の第 19 条 e 項および f 項に従っている。しかし、その e 項では、RA9275 の施行から 1 年以内に水質基準ガイドラインの見直しおよび改訂することと定められており、11 年後の 2016 年によりやく新しい基準が定められた。DAO2016-08 の施行にともない、以下の規則は廃止される。

- 1978 年 国家公害規制委員会規則 (NPCC)
- 1982 年 排水規則
- 1990 年 DENR 行政命令第 34 号「NCPP 規則の水使用と分類/水質基準の改正」(DAO1990-34)<sup>500</sup>
- 1997 年 DENR 行政命令第 23 号「DAO1990-34 の更新」

RA9275 および DAO2016-08 の概要は、次項に記述する。

---

<sup>500</sup> [http://policy.denr.gov.ph/1990/ENV\\_DAO\\_1990-34.pdf](http://policy.denr.gov.ph/1990/ENV_DAO_1990-34.pdf)

## (i)-2-2 現行の法令の内容

2004 年共和国法第 9275 号「水質浄化法」の概要は以下の通りである。

法令名	2004 年共和国法第 9275 号「水質浄化法」 RA9275 Philippines Clean Water Act of 2004
URL	<a href="http://mwss.gov.ph/wp-content/uploads/RA-9275.pdf">http://mwss.gov.ph/wp-content/uploads/RA-9275.pdf</a>
目的	フィリピンの水源を陸上の汚染源（工業、商業活動、農業、コミュニティ活動、世帯活動など）から守るための規制を定めるために、本法を制定する。
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境天然資源省（DENR）</li> </ul>
規制対象物質	DAO2016-08 参照
規制内容	<p>【規制内容】<sup>501</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水域または縁水域への、または、潮の満干、暴風罨、洪水等によって物質が水域または表層水に流され易い場所への、水質汚染または水域の自然流の妨げを生じるような物質の、直接的あるいは間接的な排出または沈積、または、それを生じるような行為。</li> <li>地下水を汚染するような物質の、土壌または下層土への排出または注入、あるいは滴下を生じるような行為。但し、DENR の認可を受けた地熱プロジェクトの場合は、管理された上での短期間の排出（立坑試験、水放出、試運転、ガス抜き等）、地熱流体の深部での再注入が容認される（地下水の汚染防止のための安全策が取られること）。</li> <li>有効認可の無所持または規約条件への違反によって認可を取り消された後の規制対象水汚染源を排出するような設備の運転。</li> <li>下水汚泥または固形廃棄物法で定義される固形廃棄物の海中への無認可の移動または遺棄。</li> <li>危害廃棄物法で禁止されている化学薬品・物質・汚染源の移動、遺棄、排出。</li> <li>危害廃棄物法で禁止されている化学薬品・物質・汚染源の、水域への、またはそれらが表層水、地面、海岸、海水に流され易い場所への排出あるいは滴下をもたらすような故意または過失による設備の運転。</li> <li>法律に違反した活動、プロジェクトの展開、拡張、排水/下水設備の運転。</li> <li>水質浄化法準拠の有効認可の無所持または条件規約への違反によって認可を取り消された後の規制対象水汚染源の排出。</li> </ul>

<sup>501</sup> NITE（2010）「平成 22 年度海外の化学物質管理制度に関する調査報告書」引用

2016 年 DENR 行政命令第 08 号「水質基準ガイドラインおよび一般排水基準」の概要は以下の通りである。

法令名	2016 年 DENR 行政命令第 08 号「水質基準ガイドラインおよび一般排水基準」 DAO2016-08 Water Quality Guidelines and General Effluent Standards of 2016
URL	<a href="http://server2.denr.gov.ph/uploads/rmdd/dao-2016-08.pdf">http://server2.denr.gov.ph/uploads/rmdd/dao-2016-08.pdf</a>
目的	本行政命令の目的は、以下を提供するためである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水源の分類のガイドライン</li> <li>・ 水質の悪化または向上の段階の傾向および評価の判断基準</li> <li>・ 水質汚染の防止、管理および抑制に対する措置をとる必要性の評価</li> <li>・ 水質管理地域（WQMA）の指定</li> <li>・ 一般廃水基準</li> </ul>
所轄官庁	・ 環境天然資源省（DENR）
規制対象物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表 3、表 4、表 5 および表 6 の水質基準ガイドラインに規定の物質</li> <li>・ 表 8：産業種別の廃水基準に規定の物質</li> <li>・ 表 9：廃水基準に規定の物質</li> </ul>
規制内容	<p><b>【水質ガイドライン（定義：第 4 条 dd 項）】</b></p> <p>「水質基準ガイドライン（WQG：Water Quality Guidelines）」は、フィリピン国内の全ての水域（淡水、海水、地下水）に適用され、それらの分類に使用されるものである。分類について、淡水は Class AA、A、B、C、D の 5 種で、海水は Class SA、SB、SC、SD の 4 種となっている。それぞれの分類の水域が満たすべき具体的な水質基準値は、本命令の第 6 条に記載の表 3～表 6 で規定されている。</p> <p><b>【一般廃水基準（定義：第 4 条 g 項）】</b></p> <p>「一般廃水基準（GES：General Effluent Standards）」は、工業種別に関わらず全ての排水源に適用されるものである。GES の具体的な基準値については、本命令の第 7 条に記載の表 9 で規定されるが、排出先の水域の分類（上述の各 Class）によって排水基準値は異なる。GES のなかで、「主要排水基準項目（significant effluent quality parameter）」と呼ばれる要件が規定されているが、これは産業種別ごとに分かれて設定されており、例えば以下の通りである。</p> <p>なお、下表の「PSIC カテゴリー」とは、Philippines Standard Industrial</p>

法令名	2016年 DENR 行政命令第 08 号「水質基準ガイドラインおよび一般排水基準」 DAO2016-08 Water Quality Guidelines and General Effluent Standards of 2016	
	Classification を指し、フィリピンにおける産業分類を示すものである。	
	PSIC コード	産業分類 主要廃水基準項目
	261	電子部品の製造 pH、COD、総懸濁固体量 (TSS)、フッ化物、塩化物、ホウ素、油・潤滑油、トリクロロエチレン、金属類 (製造している主な電子部品に対応したもの)
	2720	電池および蓄電池の製造 pH、COD、総懸濁固体量 (TSS)、フッ化物、セレン、マンガン、鉄、ニッケル、銅、亜鉛、カドミウム、水銀、鉛、油・潤滑油
	<p>【罰則 (第 12 条)】</p> <p>本命令に違反した場合、RA9275 の第 28 条に基づく罰金、損害賠償金、罰則を科せられる。</p>	

【水質ガイドライン (WQG)】

図表 水質ガイドライン—第 1 パラメーター

**Table 3. Water Quality Guidelines for Primary Parameters**

Parameter	Unit	Water Body Classification								
		AA	A	B	C	D	SA	SB	SC	SD
BOD	mg/L	1	3	5	7	15	n/a	n/a	n/a	n/a
Chloride	mg/L	250	250	250	350	400	n/a	n/a	n/a	n/a
Color	TCU	5	50	50	75	150	5	50	75	150
Dissolved Oxygen <sup>(a)</sup> (Minimum)	mg/L	5	5	5	5	2	6	6	5	2
Fecal Coliform	MPN/100mL	<1.1	<1.1	100	200	400	<1.1	100	200	400
Nitrate as NO <sub>3</sub> -N	mg/L	7	7	7	7	15	10	10	10	15
pH (Range)		6.5-8.5	6.5-8.5	6.5-8.5	6.5-9.0	6.0-9.0	7.0-8.5	7.0-8.5	6.5-8.5	6.0-9.0
Phosphate	mg/L	<0.003	0.5	0.5	0.5	5	0.1	0.5	0.5	5
Temperature <sup>(b)</sup>	°C	26-30	26-30	26-30	25-31	25-32	26-30	26-30	25-31	25-32
Total Suspended Solids	mg/L	25	50	65	80	110	25	50	80	110

Notes:

MPN/100mL – Most Probable Number per 100 milliliter

n/a – Not Applicable

TCU – True Color Unit

(a) Samples shall be taken from 9:00 AM to 4:00 PM.

(b) The natural background temperature as determined by EMB shall prevail if the temperature is lower or higher than the WQG; provided that the maximum increase is only up to 10 percent and that it will not cause any risk to human health and the environment.

図表 水質ガイドライン—第 2 パラメーター (無機物群)

**Table 4. Water Quality Guidelines for Secondary Parameters-Inorganics**

Parameter	Unit	Water Body Classification								
		AA	A	B	C	D	SA	SB	SC	SD
Ammonia as NH <sub>3</sub> -N	mg/L	0.05	0.05	0.05	0.05	0.75	0.04	0.05	0.05	0.75
Boron	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.75	3	0.5	0.5	5	20
Fluoride	mg/L	1	1	1	1	2	1.5	1.5	1.5	3
Selenium	mg/L	0.01	0.01	0.01	0.02	0.04	0.01	0.01	0.1	0.2
Sulfate	mg/L	250	250	250	275	500	250	250	275	500

図表 水質ガイドライン—第 2 パラメーター (金属群)

**Table 5. Water Quality Guidelines for Secondary Parameters-Metals<sup>(c)</sup>**

Parameter	Unit	Water Body Classification								
		AA	A	B	C	D	SA	SB	SC	SD
Arsenic	mg/L	0.01	0.01	0.01	0.02	0.04	0.01	0.01	0.02	0.04
Barium	mg/L	0.7	0.7	0.7	3	4	0.1	0.7	1	4
Cadmium	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.005	0.01	0.003	0.003	0.005	0.01
Chromium as Hexavalent Chromium (Cr <sup>6+</sup> )	mg/L	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.05	0.05	0.05	0.1
Copper as Dissolved Copper	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02	0.04	0.02	0.02	0.02	0.04
Iron	mg/L	1	1	1	1.5	7.5	1.5	1.5	1.5	7.5
Lead	mg/L	0.01	0.01	0.01	0.05	0.1	0.01	0.01	0.05	0.1
Manganese	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2	2	0.4	0.4	0.4	4
Mercury	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.002	0.004	0.001	0.001	0.002	0.004
Nickel	mg/L	0.02	0.02	0.04	0.2	1	0.02	0.04	0.06	0.3
Zinc	mg/L	2	2	2	2	4	0.04	0.05	0.8	1.5

Note:

(c) Unless otherwise specified, the above parameters are expressed as total metals.

図表 水質ガイドライン—第 2 パラメーター (有機物群)

**Table 6. Water Quality Guidelines for Secondary Parameters-Organics**

Parameter	Unit	Water Body Classification								
		AA	A	B	C	D	SA	SB	SC	SD
Benzo(a)pyrene	µg/L	0.7	0.7	0.7	1.5	3	0.7	0.7	1.5	3
BTEX										
Benzene	mg/L	0.01	0.01	0.01	0.05	0.5	0.01	0.01	0.05	0.5
Toluene	mg/L	0.7	0.7	1	4	5	1	1	4	5
Ethylbenzene	mg/L	0.3	0.3	0.3	1.5	2	0.2	0.2	1.5	2
Xylenes	mg/L	0.5	0.5	0.5	1.5	1.8	0.5	0.5	1.5	1.8
Cyanide as Free Cyanide	mg/L	0.07	0.07	0.07	0.1	0.2	0.02	0.02	0.1	0.2
Organophosphate as Malathion	µg/L	1	1	1	3	6	1	1	3	6
Oil and Grease	mg/L	<1	1	1	2	5	1	2	3	5
Polychlorinated Biphenyls <sup>(d)</sup>	µg/L	<0.1	<0.1	0.2	0.5	1	0.3	0.3	0.5	1
Phenol & Phenolic Substances <sup>(e)</sup>	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.05	0.5	<0.001	<0.001	0.05	0.5
Surfactants (MBAS)	mg/L	<0.025	0.2	0.3	1.5	3	0.3	0.3	1.5	3
Trichloroethylene	mg/L	0.07	0.07	0.07	0.9	2	0.07	0.07	0.9	2
Total Organochlorine Pesticides <sup>(f)</sup>	µg/L	n/a	n/a	50	50	50	50	50	50	50
Aldrin	µg/L	0.03	0.03	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
Chlordane	µg/L	0.2	0.2	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
Dichlorodiphenyltrichloroethane (DDT)	µg/L	1	1	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
Dieldrin	µg/L	0.03	0.03	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
Endrin	µg/L	0.6	0.6	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
Heptachlor	µg/L	0.03	0.03	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
Lindane	µg/L	2	2	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
Methoxychlor	µg/L	50	50	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
Toxaphene	µg/L	4	4	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a

Notes:

CAS - Chemical Abstracts Service  
 IUPAC - International Union of Pure and Applied Chemistry  
 MBAS - Methylene Blue Active Substances

μg/L - microgram per liter

(d) Polychlorinated Biphenyls (PCBs) include the nine Aroclors and 19 individual PCB congeners described below:

Compound	CAS#	IUPAC#	Compound	CAS#	IUPAC#
Aroclor 1016	12674-11-2		2,2',5,5'-Tetrachlorobiphenyl	35693-99-3	52
Aroclor 1221	11104-28-2		2,3',4,4'-Tetrachlorobiphenyl	32598-10-0	66
Aroclor 1232	11141-16-5		2,2',3,4,5'-Pentachlorobiphenyl	38380-02-8	87
Aroclor 1242	53469-21-9		2,2',4,5,5'-Pentachlorobiphenyl	37680-73-2	101
Aroclor 1248	12672-29-6		2,3,3',4',6-Pentachlorobiphenyl	38380-03-9	110
Aroclor 1254	11097-69-1		2,2',3,4,4',5'-Hexachlorobiphenyl	35065-28-2	138
Aroclor 1260	11096-82-5		2,2',3,4,5,5'-Hexachlorobiphenyl	52712-04-6	141
Aroclor 1262	37324-23-5		2,2',3,5,5',6-Hexachlorobiphenyl	52663-63-5	151
Aroclor 1268	11100-14-4		2,2',4,4',5,5'-Hexachlorobiphenyl	35065-27-1	153
2-Chlorobiphenyl	2051-60-7	1	2,2',3,3',4,4',5-Heptachlorobiphenyl	35065-30-6	170
2,3-Dichlorobiphenyl	16605-91-7	5	2,2',3,4,4',5,5'-Heptachlorobiphenyl	35065-29-3	180
2,2',5-Trichlorobiphenyl	37680-65-2	18	2,2',3,4,4',5,6-Heptachlorobiphenyl	52663-69-1	183
2,4',5-Trichlorobiphenyl	16606-02-3	31	2,2',3,4',5,5',6-Heptachlorobiphenyl	52663-68-0	187
2,2',3,5'-Tetrachlorobiphenyl	41464-39-5	44	2,2',3,3',4,4',5,5',6-Nonachlorobiphenyl	40186-72-9	206

図表 廃水基準

Table 9. Effluent Standards<sup>(d)</sup>

Parameter	Unit	Water Body Classification								
		AA	A	B	C	D	SA	SB	SC	SD
Ammonia as NH <sub>3</sub> -N	mg/L	NDA	0.5	0.5	0.5	7.5	NDA	0.5	0.5	7.5
BOD	mg/L	NDA	20	30	50	120	NDA	30	100	150
Boron	mg/L	NDA	2	2	3	12	NDA	2	20	80
Chloride	mg/L	NDA	350	350	450	500	NDA	n/a	n/a	n/a
COD	mg/L	NDA	60	60	100	200	NDA	60	200	300
Color	TCU	NDA	100	100	150	300	NDA	100	150	300
Cyanide as Free Cyanide	mg/L	NDA	0.14	0.14	0.2	0.4	NDA	0.04	0.2	0.4
Fluoride	mg/L	NDA	2	2	2	4	NDA	3	3	6
Nitrate as NO <sub>3</sub> -N	mg/L	NDA	14	14	14	30	NDA	20	20	30
pH (Range)		NDA	6.0-9.0	6.0-9.0	6.0-9.5	5.5-9.5	NDA	6.5-9.0	6.0-9.0	5.5-9.5
Phosphate	mg/L	NDA	1	1	1	10	NDA	1	1	10
Selenium	mg/L	NDA	0.02	0.02	0.04	0.08	NDA	0.02	0.2	0.4
Sulfate	mg/L	NDA	500	500	550	1,000	NDA	500	550	1,000
Surfactants (MBAS)	mg/L	NDA	2	3	15	30	NDA	3	15	30
Temperature <sup>(h)</sup>	°C change	NDA	3	3	3	3	NDA	3	3	3
Total Suspended Solids	mg/L	NDA	70	85	100	150	NDA	70	100	150
Arsenic	mg/L	NDA	0.02	0.02	0.04	0.08	NDA	0.02	0.04	0.08
Barium	mg/L	NDA	1.5	1.5	6	8	NDA	1.5	2	8
Cadmium	mg/L	NDA	0.006	0.006	0.01	0.02	NDA	0.006	0.01	0.02
Chromium as Hexavalent Chromium (Cr <sup>6+</sup> )	mg/L	NDA	0.02	0.02	0.02	0.04	NDA	0.1	0.1	0.2

Parameter	Unit	Water Body Classification								
		AA	A	B	C	D	SA	SB	SC	SD
Copper as dissolved Copper	mg/L	NDA	0.04	0.04	0.04	0.08	NDA	0.04	0.04	0.08
Iron	mg/L	NDA	5	5	7.5	35	NDA	7.5	7.5	35
Lead	mg/L	NDA	0.02	0.02	0.1	0.2	NDA	0.02	0.1	0.2
Manganese	mg/L	NDA	2	2	2	20	NDA	4	4	40
Mercury	mg/L	NDA	0.002	0.002	0.004	0.008	NDA	0.002	0.004	0.008
Nickel	mg/L	NDA	0.1	0.2	1	5	NDA	0.2	0.3	1.5
Zinc	mg/L	NDA	4	4	4	8	NDA	0.1	1.5	3
Benzo(a)pyrene	µg/L	NDA	1.5	1.5	3	6	NDA	1.5	3	6
BTEX										
Benzene	mg/L	NDA	0.1	0.1	0.5	5	NDA	0.1	0.5	5
Toluene	mg/L	NDA	3.5	5	20	25	NDA	5	20	25
Ethylbenzene	mg/L	NDA	1.5	1.5	7.5	10	NDA	1	7.5	10
Xylenes	mg/L	NDA	5	5	15	18	NDA	5	15	18
Malathion (Organophosphate)	µg/L	NDA	1	1	3	6	NDA	1	3	6
Oil and Grease	mg/L	NDA	5	5	5	15	NDA	5	10	15
Polychlorinated Biphenyls <sup>(i)</sup>	µg/L	NDA	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	NDA	<0.1	<0.1	<0.1
Phenol & Phenolic Substances <sup>(j)</sup>	mg/L	NDA	0.01	0.01	0.5	5	NDA	0.01	0.5	5
Trichloroethylene	mg/L	NDA	0.7	0.7	9	20	NDA	0.7	9	20
Total Organochlorine Pesticides <sup>(k)</sup>	µg/L	NDA	<0.419	50	50	50	NDA	50	50	50
Aldrin	µg/L	NDA	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	NDA	<0.02	<0.02	<0.02
Chlordane	µg/L	NDA	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	NDA	<0.02	<0.02	<0.02

Parameter	Unit	Water Body Classification								
		AA	A	B	C	D	SA	SB	SC	SD
DDT	µg/L	NDA	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	NDA	<0.04	<0.04	<0.04
Dieldrin	µg/L	NDA	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	NDA	<0.02	<0.02	<0.02
Endrin	µg/L	NDA	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	NDA	<0.02	<0.02	<0.02
Heptachlor	µg/L	NDA	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	NDA	<0.02	<0.02	<0.02
Lindane	µg/L	NDA	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	NDA	<0.02	<0.02	<0.02
Methoxychlor	µg/L	NDA	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	NDA	<0.03	<0.03	<0.03
Toxaphene	µg/L	NDA	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	NDA	<0.03	<0.03	<0.03
Fecal Coliform	MPN/100mL	NDA	4	200	400	800	NDA	200	400	800
Total Coliform	MPN/100mL	NDA	3,000	3,000	10,000	15,000	NDA	3,000	10,000	15,000

(i)-2-3 運用状況

水域への排出基準は、前述でも述べた通り、2016年5月に新しい基準が制定されたばかりであり、現状、運用状況に関する情報は見当たらなかった。今後、DENRによる監視や検査等の実施報告書が発表される可能性があるため、当局の動向を注視する必要がある。

(i)-2-4 今後の予定

運用状況と同じく、現状、排水基準に関する法令に関する今後の動きは掴めていない。まずは、上記の法令の運用状況を確認する必要がある。

【土壌】

本調査では、土壌汚染対策法に対応する法令は見当たらなかった。

## 参考資料

### 政府組織

- 環境天然資源省  
<http://www.denr.gov.ph/>
- 環境管理局  
<http://emb.gov.ph/>
- 保健省  
<http://www.doh.gov.ph/>
- 食品医薬品庁  
<http://www.fda.gov.ph/>
- 内務自治省  
<http://www.dilg.gov.ph/>
- 消防局  
<http://bfp.gov.ph/>

### 予算

- 
- FDA Comparative Budget (2009-2015)  
<http://www.fda.gov.ph/fda-approved-budget-and-corresponding-targets>
- 消防局 DBM (予算管理省) 認可予算  
<http://bfp.gov.ph/dbm-approved-budget/#.WKk1im-FBhE>

### 法令

- 1990 年共和国法第 6969 号「有害物質および有害・核廃棄物管理法」  
<http://www.gov.ph/1990/10/26/republic-act-no-6969/>  
<http://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2015/09/RA-6969.pdf>
- 1992 年行政命令第 29 号「RA6969 の実施規則」  
[http://policy.denr.gov.ph/1992/ENV\\_DAO\\_92-29.pdf](http://policy.denr.gov.ph/1992/ENV_DAO_92-29.pdf)
- 2014 年 EMB 覚書回覧第 001 号「化学品および化学物質のインベントリ」  
<http://119.92.161.2/portal/Portals/40/DAO/EMB%20MC%202014-001.pdf>
- 2005 年行政命令第 27 号「優先化学物質リスト (改訂版)」  
<http://policy.denr.gov.ph/2005/dao/dao2005-027.pdf>
- 2015 年 EMB 覚書回覧第 002 号「CCO および SQI のための登録様式、発行証明書および手続きの調和」  
<http://119.92.161.2/portal/Portals/40/DAO/EMB%20MC%202015-002%20.01.pdf>

- DAO1997-38 「水銀および水銀化合物」  
<http://119.92.161.2/portal/Portals/40/DAO%201997-38.pdf>
- DAO1997-39 「シアン化物およびシアン化合物」  
<http://119.92.161.2/portal/Portals/40/DAO%201997-39.pdf>
- DAO2000-02 「アスベスト」  
<http://server2.denr.gov.ph/uploads/rmdd/dao-2000-02.pdf>
- DAO2004-01 「ポリ塩化ビフェニル」  
<http://policy.denr.gov.ph/dao2004/dao2004-01.pdf>
- DAO2013-24 「鉛および鉛化合物」  
<http://server2.denr.gov.ph/uploads/rmdd/dao-2013-24.pdf>
- DAO2013-25 「オゾン層破壊物質」  
<http://server2.denr.gov.ph/uploads/rmdd/dao-2013-25.pdf>
- 2015 年 EMB 覚書回覧第 005 号  
<http://119.92.161.2/portal/Portals/40/DAO/memorandum%20circular%20for%20lead%20compounds%20clarifications.jpg>
- 2016 年 EMB 覚書回覧第 11 号  
<http://119.92.161.2/embgovph/Portals/40/MC%202016-011.pdf>
- 2002 年 DENR 覚書回覧第 12 号  
[http://policy.denr.gov.ph/2002/MC\\_2002-12.pdf](http://policy.denr.gov.ph/2002/MC_2002-12.pdf)
- 2017 年教育省命令第 4 号  
[http://www.deped.gov.ph/sites/default/files/order/2017/DO\\_s2017\\_004.pdf](http://www.deped.gov.ph/sites/default/files/order/2017/DO_s2017_004.pdf)
- ヒ素およびヒ素化合物に関する CCO 案  
<http://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/09/CCO-for-Arsenic-Draft-4-edited.pdf>
- 六価クロムおよび六価クロム化合物に関する CCO 案  
<http://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/09/DAO-CR6-ver-4edited.pdf>
- 2015 年行政命令第 09 号「GHS の実施のための SDS 作成および有害化学物質の表示要件に関する規則および手続き」  
<http://server2.denr.gov.ph/uploads/rmdd/dao-2015-09.pdf>
- 2015 年 EMB 覚書回覧第 011 号「DAO2015-09 のためのガイダンス・マニュアル」  
<http://119.92.161.2/embgovph/Portals/40/DAO-2015-09-GUIDANCE-MANUAL.pdf>
- 制限化学物質に関する実施規則  
<http://www.peza.gov.ph/images/pnpirr.pdf>
- 2003 年 DENR 行政命令第 27 号「自主監視報告の作成提出」  
<http://policy.denr.gov.ph/2003/dao2003-27.pdf>
- 2003 年 EMB 覚書回覧第 008 号「DAO2003-27 のための参照マニュアル」  
<http://pepp.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/06/SMR-DAO-2003-27.pdf>

- 有害化学物質の表示、販売、流通を規制する権限を保健省に与える大統領令第 881 号  
<http://www.fda.gov.ph/attachments/article/29040/PD%20881%20-%20Household%20Hazardous%20Act.pdf>
- 1977 年行政命令第 312 号「家庭用有害物質」  
<http://www.fda.gov.ph/attachments/article/17224/ao%20311%20s%201977.pdf>
- 1974 年大統領令第 442 号「フィリピン共和国労働規約」(2015 年改正版)  
[http://www.dole.gov.ph/files/Department-Advisory-No\\_1-2015\\_Labor-Code-of-the-Philippines-Renumbered.pdf](http://www.dole.gov.ph/files/Department-Advisory-No_1-2015_Labor-Code-of-the-Philippines-Renumbered.pdf)
- 1974 年大統領令第 442 号「フィリピン共和国労働規約」  
[http://www.dole.gov.ph/files/Department-Advisory-No\\_1-2015\\_Labor-Code-of-the-Philippines-Renumbered.pdf](http://www.dole.gov.ph/files/Department-Advisory-No_1-2015_Labor-Code-of-the-Philippines-Renumbered.pdf)
- 1978 年労働安全衛生基準  
<http://www.oshc.dole.gov.ph/UserFiles/oshc2010/file/OSHStandards2016.pdf>
- 2014 年省令第 136 号「作業場の化学品安全性プログラムにおける GHS の実施のためのガイドライン」  
<http://www.dole.gov.ph/files/DO%20136-14.pdf>
- 2016 年省令第 154 号「職場でのアスベストの使用および管理に関する安全衛生基準」  
[http://www.dole.gov.ph/files/Dept\\_%20Order%20No\\_%20154-16%20Safety%20and%20Health%20Standards%20on%20the%20Use%20and%20Management%20of%20Asbestos%20in%20the%20Workplace.pdf](http://www.dole.gov.ph/files/Dept_%20Order%20No_%20154-16%20Safety%20and%20Health%20Standards%20on%20the%20Use%20and%20Management%20of%20Asbestos%20in%20the%20Workplace.pdf)
- RA9514 「フィリピン共和国消防規約」の実施規則  
<http://bfp.gov.ph/wp-content/uploads/2013/12/Fire-Code-of-the-Philippines-2008-IRR.pdf>
- 共和国法第 7394 号「消費者法」  
[www.fda.gov.ph/issuances/305-others/others-republic.../29036-republic-act-no-7394](http://www.fda.gov.ph/issuances/305-others/others-republic.../29036-republic-act-no-7394)
- 共和国法第 10620 号「玩具およびゲーム機の安全性表示法」  
<http://www.fda.gov.ph/issuances-2/cosmetic-laws-and-regulations-pertaining-to-all-regulated-cosmetic-products/cosmetic-republic-act/294025-republic-act-no-10620-an-act-for-toy-and-game-safety-labeling-appropriating-funds-therefor>
- 回覧 2013-009 号：HHS 企業へのライセンス交付に関するガイドライン発行  
<http://www.fda.gov.ph/issuances/290-cosmetic-product/cosmetic-fda-circular/17209-fda-circular-no-2013-009>
- 覚書回覧 2013-045 号：一部の HUHS 製品の手続きの簡素化  
<http://www.fda.gov.ph/issuances-2/cosmetic-laws-and-regulations-pertaining-to-all-regulated-cosmetic-products/cosmetic-fda-circular/174800-fda-circular-no-2013-009-a>

- 覚書回覧 第 2014-008 号：一部の HUHS 製品について、届出を電子化  
<http://www.fda.gov.ph/industry-corner/downloadables/246-list-of-laboratories-recognized-by-the-fda/huhs-e-notification/125051-electronic-notification-of-selected-huhs-ehold-urban-hazardous-huhs-e-notification>
- 回覧第 2014-023 号：玩具・育児製品の通知  
<http://www.fda.gov.ph/industry-corner/downloadables/334-list-of-laboratories-recognized-by-the-fda/manual-notification-of-toys-and-childcare-articles-cca/200643-manual-notification-of-toys-and-childcare-articles-tcca>
- 共和国法第 3720 号「食品、医薬品及び化粧品法」  
[http://www.lawphil.net/statutes/repacts/ra1963/ra\\_3720\\_1963.html](http://www.lawphil.net/statutes/repacts/ra1963/ra_3720_1963.html)
- 1984 年行政命令第 088-A 号「食品添加物に関するガイドライン」  
<http://www.fda.gov.ph/issuances-2/food-laws-and-regulations-pertaining-to-all-regulated-food-products-and-supplements/food-administrative-order/183669-administrative-order-no-88-a-s-1984>
- 1984 年行政命令第 088-B 号「国内で流通する包装済食品の表示に関する規則」  
<http://www.fda.gov.ph/issuances-2/food-laws-and-regulations-pertaining-to-all-regulated-food-products-and-supplements/food-administrative-order/183670-administrative-order-no-88-b-s-1984>
- 1984 年行政命令第 103-A 号「非栄養性甘味料に関する規定」  
<http://www.docsford.com/document/5545178>
- 1985 年行政命令第 112 号「着色料の輸入に関する規則」  
<http://doc.mbalib.com/view/f957f2a4eed2db8d6b0ddc9d279838fc.html>
- 改定版食品添加物リスト (Updated List of Food Additives) (BC 2006-016)  
<http://www.fda.gov.ph/issuances-2/food-laws-and-regulations-pertaining-to-all-regulated-food-products-and-supplements/food-fda-circular/19772-bureau-circular-no-2006-016>
- 共和国法第 10611 号通称「2013 年食品安全法」  
<http://www.gov.ph/2013/08/23/republic-act-no-10611/>
- 1999 年共和国法第 8749 号「大気浄化法」  
<http://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2015/10/RA-8749.pdf>
- 2000 年 DENR 行政命令第 81 号「RA8749 の実施規則」  
[http://policy.denr.gov.ph/2000/ENV\\_DAO\\_2000-81.pdf](http://policy.denr.gov.ph/2000/ENV_DAO_2000-81.pdf)
- DAO2013-13  
<http://server2.denr.gov.ph/uploads/rmdd/dao-2013-13.pdf>
- DAO2015-04  
<http://server2.denr.gov.ph/uploads/rmdd/dao-2015-04.pdf>

- 2004 年共和国法第 9275 号「水質浄化法」  
<http://mwss.gov.ph/wp-content/uploads/RA-9275.pdf>
- 2016 年 DENR 行政命令第 08 号「水質基準ガイドラインおよび一般排水基準」  
<http://server2.denr.gov.ph/uploads/rmdd/dao-2016-08.pdf>

#### 資料

- AECEN (2004) “Environmental Compliance and Enforcement in the Philippines”  
[http://www.aecen.org/sites/default/files/PH\\_Assessment.pdf](http://www.aecen.org/sites/default/files/PH_Assessment.pdf)
- DENR の SAICM に向けた取り組み  
<http://intl.denr.gov.ph/index.php/un-conventions/article/7>
- PICCS のオンラインデータベース  
<http://119.92.161.2/internal/CasREgistry.aspx>
- CIRS (2014) “CIRS Webinar: An Introduction to New Substance Notification in Philippines”  
[http://www.cirs-reach.com/Inventory/Introduction\\_to\\_new\\_substance\\_notification\\_in\\_Philippines\\_Ms\\_Cloris\\_Pan.pdf](http://www.cirs-reach.com/Inventory/Introduction_to_new_substance_notification_in_Philippines_Ms_Cloris_Pan.pdf)
- PNS 2103: 2014 「合板のホルムアルデヒド排出に関する基準： Plywood - Formaldehyde emissions - Specification」  
<http://www.pwpa.org.ph/wp-content/uploads/2015/11/PNS-2103-2-14-Plywood-formaldehyde-emissions-specification.pdf>